

会 議 録

令 和 元 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和元年9月 3日
令和元年9月24日
(22日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	3
第1日 招集日（上程、説明）	
開会	6
招集あいさつ・報告	8
議案第24号～25号（事件議決）	13
承認第6号（補正予算）	15
議案第26号（事件議決）	15
議案第27号～36号（条例）	15
議案第37号～39号（補正予算）	19
認定第1号～5号（決算）	20
陳情・請願等	22
第4日 議案質疑（委員会付託）	
議案第38号訂正	25
承認第6号（補正予算）	25
議案第26号（事件議決）	28
議案第27号～36号（条例）	28
議案第37号～39号（補正予算）	37
認定第1号～5号（決算）	46
第8日 一般質問	
第5番 小池捨吉 議員	73
第4番 井上一郎 議員	80
第7番 篠原伸男 議員	85
第3番 井出幸実 議員	93
第10番 井出薫 議員	99
第2番 渡辺均 議員	112
第9番 的埜美香子 議員	128
第6番 有坂辰六 議員	130
第11日 臨時本会議	
議案第34号の訂正	149
議案第37号の訂正	152

第 22 日 最終日(委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	1 5 4
議員派遣の件	1 5 5
承認第 6 号(補正予算)	1 5 6
議案第 2 6 号(事件議決)	1 5 6
議案第 2 7 号～3 6 号(条例)	1 5 7
議案第 3 7 号～3 9 号(補正予算)	1 6 5
認定第 1 号～5 号(決算)	1 6 7
陳情第 1 0 号	1 6 8
発議第 6 号	1 7 0
署 名	1 7 6

令和元年 第 3 回
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和元年9月 3日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和元年9月24日 午後 4時06分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第11番議員、第1番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和元年9月 3日 至 令和元年9月24日 22日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
議案第24号	債権の放棄について	原案可決
議案第25号	小海町道路線の認定について	原案可決
承認第 6号	令和元年度小海町一般会計補正予算(第2号) について	承認
議案第26号	小海町道路線の変更について	原案可決
議案第27号	小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例について	原案可決
議案第28号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について	原案可決
議案第29号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う条例の整備等に関する条例について	原案可決
議案第30号	小海町保育所条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第31号	小海町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する 条例について	原案可決

議案第32号	小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第33号	災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第34号	小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第35号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	小海町消防団員の定員・任免・給与服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第37号	令和元年度小海町一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第38号	令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第39号	令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
認定第1号	平成30年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第2号	平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第3号	平成30年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第4号	平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第5号	平成30年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
陳情第10号	米軍機の不法な低空飛行禁止を求める意見書の提出に関する陳情	採択

《追加議案》

発議第6号	米軍機の不法な低空飛行禁止を求める意見書	原案可決
-------	----------------------	------

会議の顛末	令和元年9月 3日 午前10時00分に始め
	令和元年9月24日 午後 4時 4分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出 敦
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 黒澤五雄
	教 育 長 中島行男 教育次長 吉澤君雄
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出雄一
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 井出宗則
	産業建設課長 井出 浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出直人
	書 記 池田知美

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/3	9/4	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/18	9/18	9/24
									AM	PM	
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○		○	○	—	○	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	12	11	7	12	6	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 11 番 新津 孝徳 議員									
		第 1 番 古谷 恒晴 議員									

令和元年第3回

小海町議会定例会会議録

「第1日」

* 開会年月日時 令和元年9月 3日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和元年9月 3日 午後 4時36分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議長

おはようございます。9月になりまして朝夕には涼しさを感じるようになって参りましたが、今年の夏も梅雨時からの長雨であったり、梅雨明け後の酷暑、そして秋雨前線の停滞による記録的な集中豪雨と大変な異常気象であったように思われます。そうした中で集中豪雨により浸水被害など全国各地で大きな災害が発生致しました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の普及を願うところであります。さて今年10月に消費税の増税がありますが、もう1か月足らずとなりました。リーマンショック級の経済変動がなければ実施するとされてきましたが、米中の貿易摩擦に起因する世界経済の変調や原油市場に大きな影響を及ぼすイラン問題、そして日韓関係の悪化など懸念される大きな課題があり、心配がされるところであります。消費税増税により日本の経済が低迷するようなことがなく、私たちの生活に影響がないように願うところであります。私たちの地域では基幹産業であります農業において異常気象が大きな影響を与えております。野菜の出荷シーズンも後半となりましたが順調な生育と価格の安定を願うとともに実り豊かな秋となり町の活性化につながるよう期待をしております。さて本日参集を頂きましたこの9月定例会は一部補正予算などの審議もありますが主に平成30年度の一般会計及び特別会計の決算を審議していただく決算議会との意味合いを持つものでございます。予算の適正な執行はなされたか、町民益につながるものであったか幅広い様々な観点から議員各位の慎重な審議をお願いする次第であります。只今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、只今から令和元年第3回小海町議会定例会を開会いたします。こ

	れから本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。
<u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 1 1 番新津孝徳君、及び第 1 番古谷恒晴君を指名致します。
<u>日程第 2 会期の決定</u>	
議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 8 月 2 0 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。井上議会運営委員長。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。本日招集の令和元年第 3 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 8 月 2 0 日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は承認 1 件、条例関係案 1 0 件、補正予算案 3 件、決算認定 5 件、事件議決案 3 件の合計 2 2 件であり、会期は本日より 9 月 2 4 日までの 2 2 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、4 日議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が 1 日で済めば 9 月 1 0 日午前 1 0 時から、2 日間の場合は 1 0 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 1 2 時 3 0 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 2 4 日までの 2 2 日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p><u>日程第3 町長招集あいさつ</u></p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。令和元年第3回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、定刻に開催できますことに心よりお礼申し上げます。</p> <p>さて、皆様もご承知のとおり、今年の気象は 昨年とは打って変わって梅雨明けが遅く、その間低温が続き、平成5年に起きた平成の米騒動の再来かと思われましたが、7月29日の梅雨明け以降の猛暑のお陰で、米については何とか遅れを取り戻したようです。しかし後産課長からもご報告させていただきますが、野菜、花卉類につきましては昨年に比べ大幅に安値で、農家の皆様は大変なご苦勞をされているようです。台風につきましては、いくつか日本に接近上陸もしておりますが、幸い当町ではこれといった被害もなく推移しておりますが、災害はいつ襲ってくるか分かりませんので、今年は11月10日に全町挙げての防災訓練を計画しております。なお、6月定例会の一般質問の折、9月1日防災の日に実施したいと申し上げましたが、諸々の調整に時間を要したということで遅れてしまいました。ご理解をいただきたいと思っております。また、先月下旬には九州北部を中心に集中豪雨により大変な被害、死者も出てしまい残念な結果となってしまいましたが、町民の皆様には「自分の身は自分で守る」と言う意識は常に持っていただくように、緊張感をもって啓発活動をしていきたいと思っております。</p> <p>8月21日には、中部横断自動車道、長坂一八千穂高原間の環境影響評価の方法書の説明会が開催されました。説明を聞くにつけ、その膨大な調査量に驚きましたが、とにかく早く調査を終え、1日も早い整備路線への格上げと早期着工を望むものであります。今定例会中の全員協議会におきまして、第6次長期振興計画の素案のご説明を申し上げる予定ですが、町としましても国の動きを注視しつつ、前期計画の後半あたりでインターやサービスエリアなどについて調査を始めたいと考えております。また、9月は本定例会のほか、運動会、地区ごとの敬老会、中学校清流祭、花卉品評</p>

会、戦没者追悼式等行事が盛り沢山ですが、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず、議案第24号「債権の放棄」につきましては、フィンランドビレッジの地代につきまして、3か年分が未納という状況が続いておりましたが、ようやく清算手続きが完了し配分額が確定いたしましたので、残金について債権放棄の議決をいただきたいというものでございます。

次に議案第25号「小海町道路線の認定」につきましては、町道稲子白駒線終点から県道松原湖高原線までの4,140mについて、今まで林道として扱っていたものを町道稲子湯線として認定するものでございます。この議案第24号、第25号につきましては、このあと採決までお願いしたいと存じます。

次に承認第6号 令和元年度小海町一般会計補正予算第2号につきましては、令和元年8月22日付けで専決したものです。平成30年度からの繰越事業で実施しております農林施設災害復旧事業 上人沢及び八岳の両取水施設の災害復旧事業について、増工による契約変更が必要となりましたが、繰越予算額内では不足のため、繰越予算の補正はできませんので、令和元年度予算で不足額4,050千円を専決し、変更契約及び竣工検査を9月上旬までに実施予定で進めております。これは工作物の引き取りをする前に再度災害で被災した場合は新たな災害復旧補助対象にならないということで、これから台風シーズンになりますので、現場工事がほぼ竣工しておりますので、竣工検査及び工作物の引き取りを早めに行うよう進めているところです。以上の理由により、8月22日付けで専決処分をさせていただきましたのでご報告をいたします。

次に議案第26号、「小海町道路線の変更」につきましては、松原茨沢線につきまして、現在はリエックスのゴルフ場の敷地となってしまっている2,016mの区間を廃止し、路線の延長を784mとするものでございます。

次に議案第27号、「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、住民基本台帳に旧姓が記載されることに伴い、印鑑登録にも旧姓を併記するよう改正するものでございます。

次に議案第28号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定めるものでございます。

次に議案第29号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職の職員の給与に関する条例のほか10の条例に関して関連する内容を改正するものでございます。

次に議案第30号、「小海町保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、「支給認定」を「保育給付認定」と用語を改めるものでございます。

次に議案第31号、「小海町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども子育て支援法の改正により、幼児教育給付の支給認定を在住地が行うことから題名を改め、同法、同施行令、同施行規則の法令改正に対応を行うとともに、「支給認定」を「保育給付認定」と用語を改めるものでございます。

次に議案第32号、「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と用語を改めるものでございます。

次に議案第33号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、法律改正の伴い、災害支援金に係る償還免除の特例、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大について定めようとするもの。また、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための委員会を設置することを定めるものでございます。

次に議案第34号、「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げを機に町外者の入浴料金の改定を行うものでございます。

次に議案第35号、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般職の地方公務員の欠格条項から「成年被後見人若しくは被保佐人」を削るものでございます。

次に議案第36号、「小海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人又は被保佐人は消防団員となることができないとする規定を削除するものでございます。

次に議案第37号 令和元年度小海町一般会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ166,361千円を追加し、総額で3,993,324千円とするものでございます。歳入の主なものにつきまして

は、国庫補助金が1,545千円の増、県支出金が3,200千円の増、財産収入が318千円の増、基金繰入金が3,000千円の増、繰越金は平成30年度の決算に基づき158,298千円を追加し、繰越金の総額で198,298千円となります。

歳出の主なものにつきましては、企画費では地域おこし協力隊の募集委託費が2,000千円、積立金は減債基金に115,677千円を増額します。社会福祉総務費で、国のプレミアム商品券販売事業費関連で2,218千円の増、農地費では農村地域防災減債事業負担金が3,900千円新規、林業費では新たな森林管理システム推進業務委託費で3,000千円、松原湖高原観光交流センター運営費では、予備ポンプ修繕費等で6,333千円の増、道路橋梁費では維持修繕費などで26,000千円の増、消防費では、第2分団本間川車庫修繕費などで1,810千円の増、教育費では小海小学校校庭のバックネット補修などで1,201千円の増を見込みました。

次に議案第38号 令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,082千円を追加し、総額586,082千円とするものでございます。主な補正内容は歳入では国保税収入見込み額の減、繰越金の増、及び国保連に収納を委託している交付金の余剰分の町への返還による雑入の増、歳出では30年度の県交付金の精算による返還金の増です。

次に議案第39号 令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,665千円を増額し、総額を695,165千円とするものでございます。主な補正内容は歳入では繰越金の増、歳出では国庫負担金返還金の増です。

認定第1号から第5号までは、平成30年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。認定第1号の平成30年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額3,996,927,530円、歳出総額3,680,695,657円で、歳入歳出差引額は316,231,873円となり、実質収支額は198,298,873円となりました。

認定第2号の平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が558,779,255円、歳出総額は519,208,548円で、翌年度に39,570,707円を繰越いたします。

認定第3号の平成30年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額643,204,401円、歳出総額は634,336,178円で翌年度に8,868,223円を繰越いたします。

認定第4号の平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

	<p>の認定につきましては、歳入総額が 72,744,385 円、歳出総額は 72,709,718 円で翌年度に 34,667 円を繰越いたします。</p> <p>認定第 5 号の平成 30 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては収益的収入が 95,493,927 円、収益的支出は 87,322,543 円となりました。なお、本決算につきましては、上水道運営審議会でご審議をいただいております。</p> <p>以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。</p>
<p><u>日程第 4 諸般の報告</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページ、5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 行政報告</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
<p>町 長</p>	<p>それでは 3 点につきまして報告させていただきます。</p> <p>まず 1 点目ですが、令和 2 年度採用予定の保健師につきまして、先般 25 日に 2 次試験を実施し、1 名を内定いたしました。全国的な人手不足は当町におきましても例外ではなく、応募者が少なく人材確保に苦慮しているところでございます。</p> <p>次に 2 点目といたしまして、27 日に町独自のマスコミ懇談会を東京において実施いたしました。昨年につき 2 回目ということですが、32 名のマスコミの皆様にお集まりいただき、町の観光について意見交換させていただきました。発信力のある皆さまですので、こういった取り組みも継続することで結果につながっていくのではないかと思います。</p> <p>3 点目といたしまして、これは予定でございますが、10 月 31 日に小海高校生による模擬議会を予定しております。平成 28 年 6 月に選挙権が 18 歳に引き下げられて、徐々にではありますが高校生の政治に対する関心が高まってきているのではないかと思います。さらに関心を高めてもら</p>

	い、町政への提言や選挙にも行っていただくという意味におきましても大変効果があるのではないかと思います。議員の皆様にも是非とも傍聴していただきますようお願い申し上げます。 以上3点ご報告させていただきました。よろしくお願いたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。
総務課長	【平成30年度決算健全化判断比率の報告】
	【特別職報酬等審議会の報告】
	【長期振興計画審議会の報告】
町民課長	【保健推進協議会の報告】
	【交通政策審議会の報告】
産業建設課長	【上水道運営審議会の報告】
	【野菜・花卉の生産動向の報告】
観光交流センター所長	【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】
子育て支援課	【結婚推進委員会の報告】
生涯学習課長	【高原美術館協議会の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、承認第6号及び議案第24号から26号につきましては上程から採決まで、議案第27号から議案第39号及び認定第1号から認定第5号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6 議案第24号</u>	
議 長	日程第6、議案第24号 「債権の放棄について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。

(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第24号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第24号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第7 議案第25号</u>	
議 長	日程第7、議案第25号 「小海町道路線の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第25号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第25号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。 ここで11時10分まで休憩とします。 (ときに10時52分)

<u>日程第 8 承認第 6 号</u>	
議 長	再開致します。 日程第 8、承認第 6 号 「令和元年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。
（副町長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 9 議案第 2 6 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 2 6 号 「小海町道路線の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出産業建設課長。
（産業建設課長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 0 議案第 2 7 号</u>	
議 長	日程第 1 0、議案第 2 7 号 「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長。
（総務課長説明）	
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 1 1 議案第 2 8 号</u>	
議 長	日程第 1 1、議案第 2 8 号 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」 を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 2 議案第 2 9 号</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 2 9 号 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例 の整備等に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長 に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 3 議案第 3 0 号</u>	
議 長	日程第 1 3、議案第 3 0 号 「小海保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤子育て支援課長。
	(子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 1 4 議案第 3 1 号</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 3 1 号 「小海町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 5 議案第 3 2 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 3 2 号 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 6 議案第 3 3 号</u>	
議 長	日程第 1 6、議案第 3 3 号 「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。なお、議事日程綴の中の弔慰金の字が間違っておりますので訂正をお願いします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 7 議案第 3 4 号</u>	
議 長	日程第 1 7、議案第 3 4 号 「小海町松原湖高原観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出観光交流センター所長。
(観光交流センター所長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 8 議案第 3 5 号</u>	
議 長	日程第 1 8、議案第 3 5 号 「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 9 議案第 3 6 号</u>	
議 長	日程第 1 9、議案第 3 6 号 「小海町消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 ここで1時まで休憩と致します。 (ときに11時55分)
<u>日程第20 議案第37号</u>	
議 長	若干遅れました。昼休み中にですね、議会運営委員会、各常任委員長合同会議を開催しておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長井上一郎君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。議会運営委員会及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。9月12日(木)午後2時から総務産業常任委員会 視察なし。9月13日(金)午前10時から予算決算常任委員会 視察なし。9月18日(水)午前10時から民生文教常任委員会 視察なし。午後1時から予算決算常任委員会 視察なし。また午前中も申し上げました通り、現地視察を10日に行い、終了後、全員協議会を行う予定ではありますがご承知おきください。なお、全協が一日で終了しなかった場合として11日を全協の予備日とさせていただきます。現地視察の日程は一般質問の終了後に報告いたします。以上で報告を終わります。
議 長	それでは続いて議題に入ります。 日程第20、議案第37号 「令和元年度小海町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第21 議案第38号</u>	
議 長	日程第21、議案第38号 「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 2 議案第 3 9 号</u>	
議 長	日程第 2 2、議案第 3 9 号 「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 3 認定第 1 号</u>	
議 長	日程第 2 3、認定第 1 号 「平成 3 0 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題と いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出会計管理者。
(会計管理者説明)	
議 長	1 5 款 県支出金 2 項 県補助金 7 目 災害復旧費補助金 まで説明。 ここで午後 2 時 2 0 分まで休憩といたします。 (ときに 1 4 時 0 6 分)
議 長	再開致します。会計管理者続きをお願いします。
(会計管理者説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 2 4 認定第 2 号

議 長	日程第 2 4、認定第 2 号 「平成 3 0 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。井出町民課長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 2 5 認定第 3 号

議 長	日程第 2 5、認定第 3 号 「平成 3 0 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで 3 時 4 0 分まで休憩とします。 (ときに 1 5 時 2 3 分)

日程第 2 6 認定第 4 号

議 長	再開します。 日程第 2 6、認定第 4 号 「平成 3 0 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。
<u>日程第 2 7 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 2 7、認定第 5 号 「平成 3 0 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で平成 3 0 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終了しました。 ここで、令和元年 8 月 2 9 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員篠原利樹君。
	(監査委員報告)
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>日程第 2 8 陳情第 1 0 号</u>	
議 長	日程第 2 8、陳情第 1 0 号についてを議題と致します。今定例会で受理した陳情はお手元に配布した通りであります。陳情書の朗読及び審査は、付託した委員会でお願ひします。

○ 散 会

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
議案質疑は9月4日水曜日、午前10時から行います。
これにて本日は散会といたします。ご苦勞様でした。

(ときに午後4時36分)

令和元年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	令和元年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和元年 9 月 4 日 午後 2 時 54 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。令和元年第 3 回定例会 2 日目であります。本日は昨日上程されました議案に対する質疑であります。議案の大まかな説明は昨日頂きましたが、説明を頂かなかった部分や詳細について質問をお願いするものでございます。議員の皆様には大局的な見地から有意義な質疑を期待致します。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。ここで町民課長から発言を求められておりますので発言を許します。井出町民課長。
町民課長	皆さんおはようございます。昨日、定例会初日に町から提出申し上げた議案のうち、議案第 38 号令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の中で歳入 6 款 繰越金の金額が誤っておりました。よって議案の訂正をお願いするものでございます。大変お手数をおかけして申し訳ございません。よろしくお取り計らいをお願いいたします。以上でございます。
議 長	ただ今の件につきまして、話し合いが必要かと思われまので休憩を取り全員協議会を開催したいと思います。ここで暫時休憩とします。 (ときに 10 時 02 分)
議 長	再開します。 (ときに 10 時 14 分) ただ今の出席議員数は 12 人です。全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>議事日程の報告</u>	

議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。</p> <p>なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構でございます。</p>
<p><u>議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第1 「議案第38号 令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の訂正について</u></p>	
議 長	<p>日程第1、議案第38号</p> <p>令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の訂正についてを議題と致します。町民課長に説明を求めます。</p>
<p>（町民課長説明）</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（質疑なし）</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>（討論なし）</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。お諮りします。ただ今町長から申し出の通り、議案第38号を訂正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>（挙手全員）</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって、町長からの申し出の通り、訂正することに決定致しました。</p>
<p><u>日程第2 承認第6号</u></p>	
議 長	<p>日程第2、承認第6号</p> <p>「令和元年度小海町一般会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>【歳入】</p> <p>4 ページ</p> <p>10 款 地方交付税</p> <p>15 款 県支出金</p> <p>10 番 井出薫君。</p>
10 番議員	<p>県支出金で397万円の増ということでありまして、本専決案は昨日の提案説明の中で副町長は9月議会に補正をすればよいと思っていたという風に説明されたんですけども、担当課でもそのように進んできていたのかという点を伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>お答えをさせていただきます。担当課でも当初本定例会の中での補正を考えておりました。ですが、竣工検査は終わっていませんけれども、工事が済んだということとこれからまた台風シーズンとなった時に副町長のほうから説明をさせていただいたんですけども、新たな災害復旧としては申請はできないということですのでこのような形を取らせていただきました。よろしくをお願いします。</p>
10 番議員	<p>あの、後半の説明はね昨日副町長が縷々説明されまして理解してるつもりでおるんですけども、私はその担当課も9月の決算議会に向けて補正を準備していたという、思っていたということですけども、もう1つ正確に準備をされていたのかどうかと具体的にただ思っただけで特別…8月の22日ですか、それまでは特別その今議会に向けて本案に対する修正…修正じゃないか、準備はされていなかったのかという点を伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>準備のほうは進めておりました。</p>
10 番議員	<p>あの一準備を進めておる中で方針が変わったということでありまして、その準備段階での資料とそれから今回変わった段階での資料、そこら辺を提出してもらいたいと思いますけれどもいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>今回お示しした資料ではなくどのような資料が必要か教えていただければありがたいと思います。</p>
10 番議員	<p>先程来私聞いていますように、8月22日までは専決でいかないという方針だったように私は理解しています。そういう中で担当課とすれば本9月議会への決算に向けての準備をしていたと先程申されましたので、その準備状況の資料、具体的にどういう風に準備されてきたのかという点を提出お願いしたいということでありまして。</p>
産業建設課長	<p>お時間をいただいて委員会の時に提出させていただきます。</p>

2 番議員	今の件につきましてなんですが、これは繰越ということで事業が、工事が延長になってると。それで少なからず災害復旧という名目で行われる以上、可及速やかに復旧を果たすというのが大前提かなと思うんですけども、3月末でできない、それが11月12月までの工期になっていて、しかしそれでは長すぎるので9月で処理すると、この判断の中には可及速やかにということに対する対応が不十分ではないのかな、という気がするのですけれどもいかがでしょうか。
副町長	私のほうから12月っていうか11月、12月と長い工期をとった理由を申し上げます。あの当初、今年1月平成31年1月に入札した時に、まあ工期を設定するんですけども、その時の工期の設定は、仮復旧できても水は十分行ってますので、後は工事をなるべく早く終わりにするというのを進めていくんですけども、但し夏場の工事で気象条件等々考えて、夏場でももしかしたらできないと、可能性も十分ありまして、雪の降る前には絶対に終わりにしなくちゃいけないという意味で11月とか12月までが最終の工期だよと、この中で終わりにしてくださいよということで工期を設定したということで、当然夏場早くから始めて給水に影響がない工事を進めていくということで進めてきておりまして、順調に8月中、9月のこの時期には終わりになってきたという、工事自身は可及的速やかにやっているという、どうしても工期の設定の仕方としてそういう、遅くとも12月という意味で設定したと、設計士等々と相談しながら入札時に設定したということでご理解をお願いします。
2 番議員	そうであれば8. 9. 10という災害が多発する時期が当然想定されていたわけでそのことをどういう風に考慮して今回の件に落ち着いたのか説明をいただきたいと思います。
産業建設課長	今回、契約の工期が11月までであったわけですけども、工事のほうは順調に進みまして、工事のほうは完了したというところでこのような処理をさせていただいたということです。よろしくお願いします。
10 番議員	別の観点からもう1点伺いたいんですけども、説明資料の4ページによりますと、1番下の2行目のところに専決理由ということで「今回竣工検査ができる状態です」という風に書かれ議会前の8月22日に不足額分を補正予算専決しましたという説明ですけども、この今回とはいつのことなのか伺いたいと思います。
産業建設課長	今回とは日にちが入っていないわけですけども、現状のところ竣工検査ができるということで表記をさせていただきました。今日明日中でも竣工検査し、引き取ることは可能になっております。

10番議員	今回とは何日かということを知っているわけで、今の状態を言っているわけでは私はないと思うんですよ。8月の22日に専決を決定したわけですから、この今回は8月22日より以前という風に認識するのが通常の文書の理解だという風に私は思います。ですからこの今回とはいつなのかということを知っているわけでありまして。あわせて様々な経過を、専決をするにはそれなりの説明と手続きが必要だと私は思うんですけども、そういった部分も含めて私は資料の提供をお願いしたいと思います。
産業建設課長	それでは時系列を追った中で資料を作らせていただきたいと思います。
10番議員	話はね時系列で結構だと思うんですけども専決をするというにはそれなりの事務手続きがあり、すでに事務が終わっているから専決ができるという風に私は専決に向けてですか事務ができているということだと私は思いますのでそこら辺の資料の提出をお願いいたします。
産業建設課長	それでは準備をさせて頂きたいとおもいます。よろしくお願いします。
議長	他に… 【歳出】 5ページ 10款 災害復旧費 その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第26号</u>	
議長	日程第3、議案第26号 「小海町町道路線の変更について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第4 議案第27号</u>	
議長	日程第4、議案第27号 「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」

	て」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
日程第5 議案第28号	
議長	日程第5、議案第28号 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」 を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
10番議員	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということで昨日提案説明をいただいたわけでありましてけれども、話を聞いている中でフルタイムという言葉の中で対象者が具体的に出了のは小中学校の講師さんという風に説明された風に思います。それからパートタイム会計年度任用職員という言葉の中では具体的にどこどうと、今の小海町の中でどこどうが対象になるのかという部分がちょっと私、分かりませんでしたのでそれぞれの中で今の対象となる職員の皆さんの説明をお願いします。
総務課長	おはようございます。最初にお詫びを申し上げます。私の昨日の説明が若干誤っているところがありましたので再度ご説明をさせて頂きたいと思っております。フルタイム会計年度職員で対象になるのが学校の講師という風に申し上げましたけれども、議案綴の13ページの第24条にございますが、学校の講師等についてはここが適用になるということで若干説明が間違っておりましたので訂正をさせて頂きたいと思っております。フルタイムというのは限りなくといいますか、ほとんど一般職と同じ時間帯、今一般職は1日、7時間45分ということなんです、どうしてもこの時間拘束して働いてもらわなければ困るという皆さんについてはフルタイム会計年度職員と。それからどこの町村もこのフルタイムとパートタイムの仕分けには色々悩んでいるところがありまして、というのは退職手当をフルタイムの場合には退職手当を積み立てなければならないということがございますが、小海町の場合退職手当組合に入ってるものですから、退職手当組合のほうに1000分の170という、退職手当の積み立てを行わなければならないと、で、積み立てただけ返ってくるのであれば価値があるんですが、概算で大体积み立てた額の半分しか返ってこない。退職した場合にですね。というようなことがありまして膨大な額を積み立てても実際には退職される皆さんにはそれなりの恩恵がそう

	<p>そうないというようなことで、財政的な事情も考えてできる限り現在の臨時職員の皆さんにつきましてはパートタイムの会計年度任用職員の方へ移行させてもらおうと。まあ但し現状の支給しております賃金のレベル、それから期末手当を今 2.5 か月出しておりますけれども、この期末手当につきましては国の指導による 2.6 か月と 0.1 か月上げまして支給をしていきたいと。だから、実質パートタイムには移行するんですけれども処遇については今までよりはどちらかという短い時間で同じだけの額がもらえるというような形にしていきたいということで現在のところ予定しております。以上です。</p>
10番議員	<p>訂正の部分はいいとして具体的にフルタイムとパートタイム、わが町の現状の中でどういった皆さんが対象になるのか。という質問を私はしました。なかなかね、担当課とすれば非常に悩めるところが多いという説明が今の話だというのはフルタイムとパートタイム、どちらにするかという点での悩みだという風に思いますけれども、私は本条例を通すにあたって実際に対象となるであろう皆さんがどのようになるのかということは大に関心を持っているという風に思うわけでありまして。ですから私は悩みはあるという点はよく分かりますけれども、実際にわが小海町の状況の中でフルタイムなのかパートタイムなのか温泉や社協はどうなるのかという点も含めて具体的にどうなると、それは立場上もですけれども金額的にもどうなるのか。という点を私はしっかりとした説明をお願いしたいとまあできたら口頭でなくてそういったものの資料をまた作って提出していただければという風に思うんですけれどもどうでしょうか。そこまではまだ構想ができていないという話になるのかも含めてお願いします。</p>
総務課長	<p>簡単に言えばフルタイムは移行する皆さんはほとんど今の所は考えられないと、考えられないといえますか要するに時短をして給料は現給を保障するような形を考えているということでご理解をいただきたいと思えます。それで今までは、定期的に臨時職員については時給ですとか日給ですとかの見直しを行っていたわけですが、これも国の基準に即して一年間に給料表を格付けしたところから、一般職は 1 年間に 4 段階上がるわけですが、これも国の基準に従って最高 20 段階くらい上がるようになっているんですが、そこまで毎年毎年、上げ幅は検討中のごさいますけれども、その上限まで上げてくということと計画をしております。また規則等の原案ができておりますので委員会の時でよろしいでしょうか。その時にでもお示しをしてお説明させていただきます。以上です。</p>
10番議員	<p>3 回目ですからやめますけれども基本的に今の答弁の中ではフルタイム</p>

	<p>の方はおらないという風に考えてるという風に認識しました。それからパートタイムの皆さんもいわゆる今の賃金というのですか、そういったものをほとんど現状維持的な形で時短で対応したいという風な説明だったかと思います。それで後は今度は上げていくペースを変えていくという説明だったように思いますけれどもそういう理解でよろしいのかだけ確認しておきたいと思います。</p>
総務課長	<p>おっしゃる通りでまたご説明をさせていただきたいと思います。</p>
7番議員	<p>7番 篠原伸男です。今、説明を聞いてますとフルタイム、パートタイム、退職金云々ということで、フルタイムにもっていかずにパートタイムということになりますけれども、国の方の指導で来るとパートタイムはこういうもの、フルタイムはこういうものという国の考え方があると思うんですけれども、今のそのままで行って国の方にフルタイムは常勤の職員と雇用期間決まってるものと一緒のもので扱っていくということでございますが、パートタイムだと常勤職員の3/4以上、週40時間のうち20時間以上働く者がパートだという風に確か定義づけられているはずですがけれどもその辺のところはそういう形でやって後で何かの時に国の指導を受けるとかそういうことはないんですか。それから先程も質問がありましたけれどもフルタイム、パートタイム、どういうところでどの辺の給与に格付けするのかまあ規則が決まっているということでありまして、それからパートタイムも日額或いは月額報酬、どのくらいで決まっているのか、またそうなった場合に人件費はどのくらい増になるのか、ということが分かっておりますならば各委員会ではなくてこの本会議の中にもし資料が間に合うようでしたら、と言いますのはこれも働き方改革の一環から出てると思いますんで、こういう役所の採用形態が変わってくるとこれ民間の採用にもかなり影響が出てくると思うんです。まあいつでもヤッホーの湯でも臨時の職員募集とか、社協でもしておりますし、やっぱり働く人の方からすればいい条件の方へ行きたいとなっていくときに、民間の方のところにも出てきたときに我々も、私はたまたま今回総務委員会に属してますからそういうことで説明ができるかと思いますが、議員としてもやっぱり町の全体にも説明できるとすれば委員会だけに資料を出すのではなくて本会議の方で出して頂いて説明を受けた方が私はいいいんではないかなと思います。それからこれから採用するにしましても今までいた人がただ漠然と採用されるのではなくて明らかに公募、競争試験或いは選考というようなことが義務付けられておまして、まあ一応フルタイム、パートタイムということだから競争試験まではいかななくても、選考ということになると一体い</p>

	<p>つ頃から公募を始めたりとかいうような問題が大変これ、沢山この新しい制度の中には含まれておると思いますのでできればまあフルタイムとパートタイムにした場合には国の解釈と違ったやり方でやっていいのか、厳密に考えていけばパートタイムというのは6時間程度の勤務しかできないということになってくるわけですよ、3/4以上で週20時間以上という形になってきて、まあ40時間になればこれは明らかにフルタイムですから、そういったところになってくると6時間とかその辺のところでは納めるとすればフレックスタイムでも導入するのかということが沢山ありまして、質問も種々に及んで答弁もしづらいと思いますが、まあ最初にフルタイムとパートタイム、そういう形で解釈して、後々ご指摘を受けることはないかと、それから出される資料があるならば本会議の方に出して議員全員で説明を聞きたいと思いますがその辺はいかがでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>資料、今、コピーして配らせていただきます。資料を用意している間にご質問に答えさせていただきたいと思います。パートタイムの関係で色々県等と意見を伺った中で、当初7時間45分にならなければいいということで、これどこの町村もそうなんです、じゃあ7時間30分という時間を設定しましょうということで当初動いてました。そうしたところが全国的にそういう動きが見える中で総務省の方から7時間半でパートタイムという定義付は好ましくないという通達が参りました。そこで県のほうと色々やり取りした中で、7時間くらいならどうでしょうということ、それであればほぼパートタイムという基準も満たすのではないかなというように、一番は退職手当の問題が大きく押し掛かっているところ、退職手当の積み立てをやるとなると例えばヤッホーの湯だけでも軽く1,000万を今の状態よりは超えてしまうというような中で経営ですとか町の財政状況を勘案した中で、じゃあそれだけ積んでやめる皆さんに、それだけの恩恵があるのかという風に考えた時に、まあそれ程の恩恵は全然ないわけではないんですけども、例えば10年勤めて50万くらいですかねってというような話になってしまっていて、それよりは財政状況等も考慮した中で現給を保証して今までの収入を確保できるような形でパートタイムという位置づけにしていきたいということでこういった形で考えさせていただいておりまして、ただ今配る資料でご説明したいと思いますが、資料を配り終わりましたら…そうしましたら資料をご覧いただきましてフルタイム会計年度任用職員につきましては、一般職の一級の階級を適用するというので一応、一級の給与月額を書いてございます。で、学校の講師につきましては先程</p>

	<p>申し上げた通り第 24 条の規定を適用して県の方に準じてやるということで学校の講師についてはこういった給料表になります。それからパートタイム任用職員につきましてはそこに書いてございます通り庁舎の清掃等やっている方については日給 6,600 円、これ現在拘束時間が職員と同じ 7 時間 45 分になっているわけでありましてけれども、これを時短にして 7 時間で同じ額、その以下同じ皆さんについてもすべてそういう扱いにしたいと、それからヤッホーの湯につきましては、今時給でやっておりますので、この時給でやって行きたいと、まあどうしてもヤッホーの湯は繁忙期には 7 時間を超える部分がありますので超えた部分については超勤手当と時給で対応していきたいということでございます。このパートタイムの皆さんにつきましても、ちょっとまだどういう風にあげていくのかということとは決まっておられませんけれども、定期的に日給等の見直しを行っていくと、で、もしフルタイムで一番下にありますのはフルタイムで格付けした場合には一般事務で一級 1 号俸に格付けした方については上限の号俸が 1 の 25 ということになります。ですから 1 年に 4 ランクずつ上げていった場合には 6 年で上限になってしまっただけでその後はずっと同じ額でというのが国の方の基準となっております。細部につきましては今からまだ詰めていく部分がありますので検討をしたいと思っております。それから先程篠原議員おっしゃいました募集ですとかそういったことに関しましては今回条例が通りましたら 10 月以降募集を公募としてかけていくと、で、まあ試験をやりなさいよという内容になっているんですが試験とまではいきませんので応募のあった方を選考して採用をしていくと、まあ現実的にはなかなか人手不足で募集しても集まらないような状態ですので、で少なからず現在働いていただいている皆さんについてはやめずに続けていただくというような形で考えてます。</p>
7 番議員	<p>今、フルタイム、パートタイムということでそれぞれ…そうするとパートタイムは原則 7 時間勤務ということになってきて、そうすると日々 8 時間とかとなったらばその都度 1 時間の超勤もつけていただけるということで解釈してよろしいわけですね。それともう 1 つは今度も法改正で出ましたけれども特別職報酬審議会のところで公民館長だとか美術館長だとかそういった人たちの…あれは確か美術館長も公民館長も 95,200 円だかだったかな、その辺のあれだったですけれども今度その辺の人たちも会計年度任用職員の方の適用を受けるということで多分特別職の報酬から外したと思うんですけれどもその辺のところは同じくそういった形でやってくという解釈でよろしいわけですか。</p>
総務課長	<p>現在も月額で規定しておりますので同じようにやっていくものという風</p>

	に思います。
7 番議員	まあ多分、国がこういう制度を取り入れたことは今まで一年間、お役所で使う場合には正式採用しなさいということが国の指導だったと思うんですけど、それを11か月で切ったりとかそれから今まで当町においては6ヶ月ごとに区切って再任することはできないというのをズルズル来てたからだと思ってこういう制度がきてるわけでありますので、臨時の職員の皆さんのこういう職場で働く役割も多いわけですから、必ず退職金云々ということもありましたけれどもマイナスにならないようにフルタイムということはどうもありませんからパートタイムということで働く人たちの手取りが減ったりとかそういうことのないよう、積み立てとか税金で減るのはしょうがないですけど基本的には国の制度もより良くするためということを出てると思うのですからその辺には十分配慮していただきたいと思います。以上です。
議長	他に質疑のある方はございますか。 これで質疑を終わります。
<u>日程第6 議案第29号</u>	
議長	日程第6、議案第29号 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備等に関する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第7 議案第30号</u>	
議長	日程第7、議案第30号 「小海保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第8 議案第31号</u>	

議 長	<p>日程第 8、議案第 3 1 号</p> <p>「小海町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 議案第 3 2 号</u>	
議 長	<p>日程第 9、議案第 3 2 号</p> <p>「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 0 議案第 3 3 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 0、議案第 3 3 号</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 1 議案第 3 4 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 1、議案第 3 4 号</p> <p>「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
2 番議員	<p>これ料金の改定がメインかと思えますけれどもこの改定によってどうい う収支が変化というか見込まれるのか、その辺のシュミレーションした 結果というのはあるんでしょうか。あつたら開示していただきたいんで</p>

	すけれど。
観光交流センター所長	この値上げによりまして私どものシュミレーションでは通年ベースで1,250万程度の増収という風に想定をしております。資料につきましては運営委員会に出した数字のものがございますのでお示しをということであればお示しすることはできます。
2番議員	少なからず過去の料金については非常に子細に渡ってますよね、町民と町外とそれから子供と何とかと団体それから年間契約、そういう個々にどれくらいの実績があつて、どの部分がどのように落ち込んでいるからこの部分をカバーするんだとか少なくとも今後の収支向上、収支改善に資するようなこれまでの実績分析を踏まえてこの料金改定が出される必要があると私は考えておまして、そのことの説明が十分できるようなデータがありますか。ということなんですがいかかでしょうか。
観光交流センター所長	データとしては当然これまでの経年の経過を見て参りました。色んな方の入込があります。17万人と言っても中身色々あるわけです。渡辺議員、今申されましたように、町民もあれば町外の方も、町外の方でもクーポン等に入る方もおる色んな実績がございます。例えばクーポン等でも、今までこういったクーポンやったけど今はやってないとか色々ありますのでその辺のところは、それを細かにというところまではいきませんけれども昨年、一昨年の動向を踏まえてシュミレーションをかけてありますのでその結果ということになります。この200円の中身、昨日もう少し説明できなかったかな。という感じがしますけれども、運営委員会の中でご説明申し上げたのは。この200円という数字であればいわゆる公設民営の施設、公設の施設として例えば指定管理になった時でも十分耐えうる収支状況になるのではないかと説明をさせていただきました。あの一他にもこの趣旨、入場料だけではありませんけれども色んな事を改善しなければいけませんけれどもよく言われます、事業の継続性のあるような中身、趣旨というようなことからして今回この200円という提案をさせていただいています。
議長	他に…これで質疑を終わります。
日程第12 議案第35号	
議長	日程第12、議案第35号 「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 3 議案第 3 6 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 3、議案第 3 6 号 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 ここで 1 1 時 1 5 分まで休憩とします。 (ときに 11 時 01 分)</p>
<u>日程第 1 4 議案第 3 7 号</u>	
議 長	<p>それでは再開します。 日程第 1 4、議案第 3 7 号 「令和元年度小海町一般会計補正予算 (第 3 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 6 ページ</p> <p>1 4 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 5 款 県支出金 2 項 県補助金 1 6 款 財産収入 1 項 財産運用収入</p> <p>1 0 番 井出 薫君。</p>
10 番議員	<p>フィンランドヴィレッジの地代の滞納分ということで清算があり、31 万の入金があったということで昨日も債権放棄の議決がされたわけであり ますけれども、その内容が今日信毎新聞に報道されております。そういった点からも私はこの場所をお借りしましてぜひ、町長、これまでもご苦勞をされてきたと、解決にあたってご苦勞されてきたというわけであり ますけれどもこういった結果になったという時点にたつて町長の意見とこれからの教訓といいますかそういった点だけ伺っておきたいと思</p>

	ます。
町 長	今回の結果というものは非常に遺憾に思っております。残念であります。フィンランドヴィレッジ自体がやはり時の流れで民間の会社の援助を受けられなくなったというのに一番の問題はあろうかと思えますけれども、そういった部分もやはり行政は長いスパンの見極めが大変必要ではないかという風に思いました。それから地代につきましては適当な値段であったかどうかということもやはり問題だったというような気が致します。それから町のお金がこれだけ減ったわけでございますから、大変重い反省の中に進めていかなければならないかという風に思います。また私町長になりまして懸案であったことが 1 つ解決したということは 1 つの成果ではなかったかという風に認識しております。以上です。
10番議員	まあ先程も申しました通りね、長い間の懸案事項が解決したという点ではご苦労でしたという風に言いたいと思えます。それである私はこれまでの議論の中でも最大の教訓となったのは個人の皆さんの財産と、何か事業をやりたい皆さんの間に町が入って片側では町が借りてやって、片側では町が貸してやるとういうような中間的立場にたつての運営の在り方っていうのはいかなものかということがこの間解決に向けていく中で大いに議論されたわけでありましてけれども、まあ事業によってはという話になるかどうかわかりませんが町長のそこいら辺ではプロの部分もありますので町長の考えだけ伺っておきたいと思えます。
町 長	ただ今の件につきましては行政が中に入るといことはその借りるほうにとっては、或いは民間にとっては一番のこのお墨付きとかいう部分になるかと思えますけれども安易な決定はこれは許されるものではないと思えます。従ってケースをよく理解してまあ経済等々の方向を把握しまして町益となるような方向を考えていきたいと思っております。
議 長	他に… 7 ページ 19 款 繰越金 1 項 繰越金 【歳出】 8 ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 財産管理費 7 番 篠原伸男君。
7 番議員	7 番、篠原です。委託料のところに地域おこし協力隊募集委託というところで 200 万、この間の説明では憩うまちこうみ形成事業のところをお願いしたいというようなことではありますが先般確か佐久平だかで、佐久平

	<p>新聞かでてきた地域おこし協力隊の特徴をみますと立科町で採用された 51 歳の女性の方は IT 関連からきた協力隊だと、それで今立科町ではテレワークの施設を作って、働きに家庭の事情とかで出られない人がその施設を使って確か茅野だか岡谷の方の仕事をテレワークで受けてやっているとというようなこと、それから小諸の脇本陣でも 41 だか 2 の女性の方もやはりその道のところで長けている人がきてやっているとということで小海町としてはこの地域おこし協力隊を募集する場合において小海町において地域おこしをしてもらいたい我々の今の町の中の人材ではちょっと難しいところあるから経験のある人、いわゆる専門家的な人、そういった人を募集してそして町へそうするとその後が、今度また町に残って起業おこししてくれる人になっていくんじゃないかなと思いますが、今回こういう憩うまちこうみの方をお願いしたいということですが、ただ経験もなく来てくれる人ならいいのかと、保母さん達が足りないようにも聞いております。そういった時にも 3 年間なら 3 年間、地域おこし、この分野の専門の人としてというようなその道の専門、長けた人を地域おこし協力隊の募集していこうというようなお考えはあるでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。今回は地域おこし企業人として来ていただいている小松さんがあと 1 年ほどで任期満了になるということで、結構この憩うまちにつきましては専属でコーディネートをしていただく方が必要だということが分かってきまして、やはりその部分を地域おこし協力隊へ、意欲のある方にやっていただきたいということで募集をかけるものです。ただ今 7 番議員さんおっしゃられたような専門職、色々東京等で行われる相談会ですとかそういったものには当町からも行って色々とその移住ですとかそういった中で専門的な知識のある皆さんですとかそういった方を探してはいるわけですが、なかなかいい方が見つからないというのが現状でございます。当然篠原議員さんおっしゃるようなそういった方が来ていただけるようであれば、例えば保母なり保健師なりそういった専門職、どんどん採用をしていきたいという風には思っております。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>今総務課長のほうからそういう専門性とかそういったところも含めてということでもあります。あくまでもただ人手が足りないから地域おこし協力隊ということではなくぜひ専門的にも優れた人を、必ず町のところにいる人と、そういった人を集めていただいてまあ地域おこし、それこそ地域おこし、役に立つように尽力をしていただきたいという風に思います。次に 14 節の旧たぬきや借り上げ料ということでございますが、こ</p>

	<p>の間松原湖畔に行ってみたら当初予算で確かたぬきや改修 2,000 万ということが確か予算化されておったんですけど、これ今も工事が始まってなくてたぬきやさんの前に行きましたら動物の糞だか犬の糞だかわかりませんが、まあ横の弁天島に観光客の人もいましたけれども、これまだ工事に着工しないということはこのたぬきやさんの借り上げ料が決まってなくて合意に至ってなくて工事に着工できないとそういうことなんですか。</p>
総務課長	<p>工事に着工できないのはそういう理由ではなくて、外壁等を、外壁や屋根をいじるのに足場を建てなければならぬと、足場を建てる為には氷が張ってからでないと足場が建たない部分があるということで当初から11月頃からが改装工事をやりたいということで考えておりました。で、11月からやっただけで済ませ、我々が特に中を使うわけではなくて12月になれば漁協の皆さんが使うというようなことで、最初は漁協の皆さんとも話をしたわけですが、途中でまあ神社の方と話をしなければならぬなくなって神社の方と話を進めている中で、私たちは改装期間中は使わないのでぜひ賃料については負けてほしいというお願いを再三に渡しておりましたけれども、最終的に改装中も賃料っていうのは当然払ってもらわなければならないということで押し切られたというか、そういうことで今回補正にあげさせていただいたわけでございます。</p>
7番議員	<p>まああの総務課長でも押し切られることあるだかい？賃料が私はこれ1年間で10万かなと思って解釈していたんですけどもこの間の説明聞きましたら月に2万だと、で、これあの松原諏方神社の持ち物ですから当然、個人の物だから2万でも3万でもって言われればそれはそれでしょうがないものだと思うんですけども、ただ松原の諏方神社で行う町の大きな行事でもありますけれども御柱についても7年に1遍とはいえ650万ですか、出したり或いは町の町民の皆さん、全町からも寄付等々集めながらやってるところで、いかさま月2万というの私は高いように思うんですけども、町も協力してるんですから、町のやることに対しても神社側でも私は協力があっても、ただとはいいませんから、そうするとこれだけ聞きますと1年間で24万入っていけば7年間なら180万からはいって来ると今まで想定していなかったものが入って来るとなると今度は御柱とかそういった時にその分だけはカットしますよと余裕がでてるんだから、そんなようなことのお話はされたでしょうか。</p>
総務課長	<p>ただ今のご質問の中には一応その政教分離とか色々な部分で私の方からは色々言えない部分がありますけれども、まあ松原の皆さんとは今までも色々な部分で町も協力もしてきたし、松原の皆さんにも色々ご協力を</p>

	<p>頂いてイベント等ができてきたという中で、そういった過去からの関係もありますのでぜひともこの部分については、月 2 万円についてはこれはまあ、2 万円と言われれば2 万円で仕方ないかなという部分でただこの5 ヶ月分については負けて頂けないかということですずっと話を進めて参りました。一応話の中ではここをテレワークの施設として使うわけですが、我々がテレワークの施設として業者にそこを使用させるとして業者から使用料をとった場合には町の収入でいいという話になっておりますので実質まあ本当にテレワークをやる会社が沢山増えてずーっと使っていただけるようであれば、実質的には我々2 万円払いますけれども、入ってくる収入も当然見込めるというようなことでこの 2 万円に関してはそういうことで合意と言いますかしまして金額を設定したものでございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>まあ町の方でそういうテレワークか何かの賃代まで入れてということでもありますけれども、一般的には私はいささか高いのではないかな、と思うところがあります。それからあの、テレワークだとかそれからこの前の当初予算の時にはここでヨガもやるとかって言ってますけど、これそれぞれよく調査研究したうえでまあ、この使用料とは直接離れますけれどもやっていけるんですか、あれだけのスペースのところで。まあどういうテレワークの施設を置いてやるのかまたどのくらいのあれでやってくのか余りにも1つのところで欲をかかないで1つ1つをじっくりやっていく方、それからまだここは地域おこし企業人の小松さんですか、小松さんが参加してくれる企業との交渉の場にもするという風に当初予算では聞いているわけですがけれども、余りにも総花的すぎるのではないかなとまあ直接今回の補正とは関係ないものですから私の意見だけは述べさせていただきますまして終わりとします。</p>
議 長	<p>4 目 企画費 1 1 番 新津 孝徳君。</p>
1 1 番議員	<p>1 1 番 新津孝徳です。1 5 の工事請負費のところの大田団地の整備工事ということでこれ1 4 0 万というものが出てきておりますけれども、これをもう1 度すみません、説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。これにつきましてはまず1 つ売買が終わっているところで川の方へ入っていく道路が入っているところがあるんですが、その道路の壁の、壁はちょうど境に建ってるわけですがけれども、壁の基礎が境より個人の所有の方へわずかこのくらいですけれども、入ってしまったと。で、その方がフェンスを建てたいんだけれども基礎が入っているからフェンスの基礎ができないという申し出がありまして、これに</p>

	<p>ついては、まあ当初の工事の勘違いとかミスとかそういうものだと思うんですが、まずそれを改修しなければならないと。それから国道側で自然石積みになっている部分があるんですけども、そこも売買面積に入ってるということでその自然石積みのところが利用できないというようなことで、買いたいという希望の方からこれなんとかならないか。ということでまあそこもやり直しの工事をしなければならないと。それから、中央部分の方で2か所なんですけれども土手が高くなっていると崩れてきてしまって、バス停もあるんですけどもバス停の方へ泥がこぼれたり、入口のところで泥が崩れてしまってるというようなことでその部分の土留めは必要になったということで、合わせて140万円でそういったものを改修していきたいということでございます。以上です。</p>
11番議員	<p>これはできてから3年くらい経っているわけですけどもこの当初の設計の時点、設計の辺に問題があったのか或いは打ち合わせした時にそこまで細かく至らなかったのかそういう問題があるんじゃないかと思うんですよ、そうしてここへきてもこういう金額が発生してくるということでもありますけれどもその辺についてはどうですか。</p>
総務課長	<p>私もちょっと開発当時のことがよくわかりません、わかりませんという細かいことまでは承知していないものですから、何とも言えないわけですが、境についてもまあ例えば基礎が入ってる部分を境とすればよかったものを、ちょうど地上に出てる部分、工作物のところで線を引いてしまったと、だからまあそういったところがやはり当時のミスであったのではないかなと、それから自然石積みになっているところはまあそのまんま買っていただいてもそれはそれで仕方ないことなんでしょうけれども、まあなかなか売れない中でそこを買ってくれるということでありましたのでじゃあ手直しに応じますということで、何とかまあ売れ残っているところを努力して売らなければならないのでそういった部分で多少ご理解をいただきたいと、で、まあ一番の懸案になってました1番真ん中が最近売れましたので残りあと3つということになりましたのでよろしくお願い致します。</p>
11番議員	<p>まああと3戸になったということで大変良かったと思っておりますが、いずれにしてもこういうことはこれからも慎重にですね、色々進めさせていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に…</p> <p style="text-align: center;">6目 積立金 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費</p>

	1 1 番議員 新津孝徳君。
1 1 番議員	続けてお願い致します。昨日の説明では1人辺り今度2万円になったということで多くの町民にいきわたるようなこと、またあのまだあると思っ ていったら売り切れていたということがあったんじゃないかと思うわけ ですけれども、もしこれが2万円にして多くにいきわたるのはもちろ んいいんですけれども、それがまだどんどん、いつまでが販売かわかり ませんけれどもそうなった場合に最後で使いきれのかというような問題 は発生しませんか。
町民課長	プレミアム商品券の関係でございますが、この1世帯当たり2万円とい うことですが対象世帯が非課税世帯と3歳未満児を持つ世帯主というこ とで限定されておりますので、この1,100世帯見込んである世帯が天に なりますので、これ以内に収まるとこういういことでご理解をいただき たいと思います。
1 1 番議員	まあ、色々な検討の中でそういうことになったと思いますので、またこ れも1つのやり方としてよく検討していただきたい思います。以上です。
議 長	他に… 9 ページ 1 目 社会福祉総務費続き 3 目 やすらぎ園運営費 4 款 衛生費 2 項 生活環境衛生費 5 款 農林水産費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費 2 目 農地振興費 9 番 的埜美香子 君。
9 番議員	9番です。お願いします。臨時職員の派遣業務委託ということで、昨日 も説明がありました。シルバー人材の方に手数料が7%という説明だった んですけどまあ料金的にはそんなね高額ではないんですが、どうして直 接雇用ではなく、シルバーの方に委託したのかという理由をお聞かせく ださい。
総務課長	お答え申し上げます。今回が初めてのケースではなくてですね、以前も シルバーから人を雇っていたことはございます。特に今回のケースにつ きましてはご存じの通り小池今朝敏さんなんですけれども、誰か適任者 がいないかということで色々考えて、今朝敏さんにご相談申し上げたこ ろ、今朝敏さんもずっとシルバーの事務局をやっていたということも ありますし、あとシルバーを通すことによって、税金的になんかね、ち よっといいというか、私それちよっとはつきり聞かなかったんけど、何

	<p>かがあるということでそれでまあシルバーの方へお願いをして雇ったということでございますのでご理解をいただきたいと思います。</p>
9番議員	<p>今、はっきりはわからないって言われたんですけど、誰の税金に係ってくるのかなのか、で、シルバーに斡旋ということならば、今、小池今朝敏さんという話でしたけど、誰でも良かったのか、その辺もう1度お願いします。</p>
総務課長	<p>誰でもいいということではなくて、行政経験のある今朝敏さんにご相談をしたところ、ぜひシルバーを通してくれという風に言われましてそれにつきましては私今はっきりしたことは申し上げられませんので、また後程お答えさせていただきたいということでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に…</p> <p>10ページ</p> <p>4目 農地費</p> <p>2項 林業費 1目 林業振興費</p> <p>6款 商工費 4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>11ページ</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p>7款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費</p> <p>2目 道路改良舗装費</p> <p>12ページ</p> <p>8款 消防費 1目 非常備消防費</p> <p>9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費</p> <p>2目 小海小学校費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p> <p>11番 新津孝徳君。</p>
11番議員	<p>直接は関係ありませんけれども土木費補助金等の中で県の森林税の補助を受けるというようなことで大変結構なことじゃないかと、私も森林税を有効に使っていく、またあの県も沢山森林税が入っておりますので、こういうことは大変結構だと思いますので今後とも研究をされてなるべくこういうことをやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>補助金等有効に利用し森林の保全等に努めていきたいという風に思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に…これで質疑を終わります。</p>

日程第 1 5 議案第 3 8 号

議 長	<p>日程第 1 5、議案第 3 8 号</p> <p>「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行ないます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>【歳入】</p> <p>5 ページ 3 款 県支出金</p> <p> 6 款 繰越金</p> <p> 7 款 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>6 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養諸費</p> <p> 2 項 高額療養費</p> <p> 6 款 諸支出金</p> <p>7 ページ 7 款 予備費</p>
議 長	<p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p>
2 番議員	<p>6 ページの 1 目の収入見込額は 1,100 万ほど減少して、この原因というのはどういう風に考えたらよろしいでしょうか。</p>
町民課長	<p>この国民健康保険税の収入見込額でございますが、当初予算で見込んだものは予算作成時点で歳入歳出の動向を見ながら見込んだ額、概算額ということでございまして今回税率決定にあたりましての今回は 3 0 年度所得が確定したことによりまして見込額が確定して参りましたので結果的に当初見込より減になったということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>他に…これで質疑を終わります。</p>

日程第 1 6 議案第 3 9 号

議 長	<p>日程第 1 6、議案第 3 9 号</p> <p>「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行ないます。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p>
------------	--

	<p>5 ページ 1 款 保険料 4 款 支払基金交付金 5 款 県支出金 8 款 繰入金 6 ページ 9 款 繰越金</p> <p>【歳出】 7 ページ 1 款 総務費 5 款 諸支出金 6 款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 10 番 井出薫君。</p>
10 番議員	<p>ちょっと教えて頂きたいんですけど4ページの歳入歳出予算事項別明細書の中で歳入で5に県支出金があるんですけども歳出の中で国県支出金が0になっているということはどういうことなのか教えて頂きたいと思います。</p>
町民課長	<p>県支出金の中身についてですが歳出的には一般財源の方に充てられる県支出金ということでございましてそちらの方に含まれているといいこととございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。他に質疑のある方はございますか。 これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第 17 認定第 1 号</p>	
議 長	<p>日程第 17、認定第 1 号 「平成 30 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
議 長	<p>決算説明資料 1 ページ… 4 ページ</p>
10 番議員	<p>4 ページは長振との関連の対比表という風な一覧表になっているんですけど、ここで伺いたいのは人件費の給与明細表的なものがこの資料の中ではないわけでありまして私が伺いたいのは超過勤務手当というのが町長のね就任の中で当時出すべきものは出すという方針の中で約 200 万円の増額をしたというような記憶があるんですけど、その結果がどうなってそれに対してどういう方向性が出たかという点を伺いたいわけであ</p>

	<p>りますけれども昨日資料をよく見ましたら7ページに資料綴の7ページの人件費というところの中で時間外勤務手当プラス、プラスが142万円という風な資料が出ているんですけれども、ここいら辺の説明と黒澤町長になって改めた部分だという点からどのような成果といいますか、変化といいますかそこいら辺を合わせて伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>前には総額で400万円の予算を確保してありまして、30年度になりましてそこに200万円足ささせていただきました。前には職員の超勤手当の上限っていいですか1時間当たりの金額も単価もそうなんです、1時間1,000円という風に決めてずっとやってきておりまして、月ごとの上限が1万円ということでやってきておりましたけれども増額をさせていただいた中でやはり沢山やってる職員はかなりサービス残業的な部分が多かったわけですから、上限を2万円にしてまだそれでも足りない分については繰越をしてもいいという形で超勤手当の方を支給してございます。600万円に増額、補正させて頂いたということで、それでも切捨てになる職員が若干は出てくるんですけれども、ほぼほとんどの職員に対してはまあ時給1,000円ということですからけれどもなんとかカバーしてやる気を出させるというかそういったことには効果があるんじゃないかという風に思っております。物件費の性質別の内訳の所で人件費の142万円増えたというのはちょっとこの数字については私も細部確認していなかったわけですから、とりあえず総額の予算の中ではある程度支給が出来たということでございます。以上です。</p>
10番議員	<p>あの一支給はできたよね、予算があったから。それでどうだったかという点を伺っているわけですから、だから2が3になったとかね、やる気が3から5になったとかいう次元の話ではないという点からすればお互いの認識の中での評価ということになってくるんですよ、ですから認識としてどう思っているかという点を伺っているわけでありまして100点満点の回答云々というようなことの中身でないということ承知で伺っているわけでありまして。</p>
町長	<p>私あの、毎日の朝礼それから日頃の対話の中で時間内に業務は果たしてくださいというのは基本であります。しかし業務の中にどうしても残業しなければならない、それは私の業務の先送りは絶対にしないでくれという、絶対ということは無理かもしれませんが口酸っぱくしてお願いしております。そういう中で生じてるものがあるかと思いますが、職員のやる気は、士気は大変上がってきていると思います。</p>
10番議員	<p>超過勤務の、今、超過の町長の評価を伺ったわけでありまして併せて別の件でお願いしたいんですけれどもいいでしょうか。やはり町長、</p>

	あの一就任の施政方針の中で職員研修というのを重視していきたいと町長おっしゃられたわけですがけれども具体的に…予算的にはねどこをみたらそういうことがわかるかという部分と併せてどのような努力を具体的にされたのかという点を伺いたいわけでありましてけれども
町長	私就任しまして年間数回の研修をやっているわけですが内容的には素晴らしいものがあつたかと思ひます。金額的なこと等々につきましては総務課長の方からお答えします。
総務課長	すいません。遅れました。決算説明資料の48ページで報償費で研修等講師謝礼ということでございます。昨年6回ほど講師を呼びまして研修をさせていただきました。以上です。
議長	他に… 続いて5ページ…12ページ ここで1時まで休憩とします。 (ときに11時58分)
議長	それでは再開致します。 (ときに13時00分) ここで篠原伸男君より発言を求められておりますのでこれを許します。 篠原伸男君。
7番議員	先程私、小海町一般会計補正予算第3号の8ページ総務費企画費の中で使用料及び借上料の中で旧たぬきや借上料に関連致しまして町から松原諏方神社に650万程の拠出がなされると申し上げましたが私の錯誤でありまして実際には観光協会まで含めたものを発言してしまいました。実際には松原諏方神社の御柱には前は150万だったそうですが、近年は200万になったということでございますので200万円ということで訂正させて頂きまして関係の皆様にお詫びさせて頂きまして訂正とさせていただきます。以上です。
議長	それでは平成30年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定についてを続けます。 【歳入】 13ページ 1款 町税 1項 町民税 14ページ 2項 固定資産税 15ページ 3項 軽自動車税 16ページ 4項 市町村たばこ税 5項 入湯税
5番議員	入湯税の所でちょっと聞きたいんですけど、ヤッホーの湯は50円ということで、他は150円ということになってはいますがこの差はどういうことでしょうか。
総務課長	50円と150円の差ですがけれども50円は日帰りの税金で150円は

	宿泊による入湯税の税金でございます。
議長	他に… <p style="margin-left: 40px;">2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税</p> <p style="margin-left: 20px;">1 7 ページ 2 項 自動車重量譲与税</p> <p style="margin-left: 40px;">3 款 利子割交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">4 款 配当割交付金</p> <p style="margin-left: 20px;">1 8 ページ 5 款 株式等譲渡所得割交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">6 款 地方消費税交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">7 款 ゴルフ場利用税交付金</p> <p style="margin-left: 20px;">1 9 ページ 8 款 自動車取得税交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">9 款 地方特例交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">1 0 款 地方交付税</p>
10 番議員	特交のことについて伺いたいんですけど、30 年度が特別交付税が 18,164,000 円という数字ですけども実は信濃毎日新聞の 8 月 23 日付で防犯カメラのことがニュースになっていたと、監視強化の議論不十分ということで佐久市の柳田市長なんかも載ったりしながら報道されているんですけどもその中で国は 18 年度通学路に防犯カメラを実施する自治体に事業費の 1/2 を支援するというので、18 年度に対応となった自治体の名前があるんですけどもこの中に小海町の名前がないんですけどもそこいら辺の取り組みをお願いします。
総務課長	お答え申し上げます。この防犯カメラにつきましては当初財政係の方で起債の対象にならないかということで県の方に問い合わせをしましたら起債にはこういうメニューはないということで当初予算で地域振興基金を 1,000 万円充てまして予算を組みました。それでこの防犯カメラに対しての特交措置があるというのは 30 年の 12 月 7 日付で照会がございました。基礎数値についての照会がございましてこの時点で特定財源で対応してるものについては対象にならないということでございまして基金を充ててる場合はそれが特定財源になるものですからこの時点で予算書のコピーまで付けて 12 月 14 日までに回答しなければならないという通達でしたので財政係の方でこれは対象にならないという判断をしまして申請ができなかったということが一連の流れの中の事実でございます。以上です。
議長	他に… <p style="margin-left: 20px;">2 0 ページ 1 1 款 交通安全対策特別交付金</p> <p style="margin-left: 40px;">1 2 款 分担金及び負担金 1 項 分担金</p> <p style="margin-left: 40px;">2 項 負担金のうち 1 目 総務費負担金</p>

	<p>21 ページ 2目 民生費負担金 3目 衛生費負担金 4目 農林水産費負担金</p> <p>22 ページ 5目 商工費負担金 6目 教育費負担金</p> <p>23 ページ 13款 使用料及び手数料 1項 使用料のうち 1目 民生費使用料</p> <p>24 ページ 2目 生活環境費使用料 3目 農林水産費使用料</p> <p>25 ページ 4目 商工費使用料 5目 土木費使用料 6目 教育費使用料</p> <p>26 ページ 6目 教育費使用料の続き 2項 手数料のうち 1目 総務費手数料 2目 生活環境費手数料</p> <p>27 ページ 14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2目 災害復旧費国庫負担金</p> <p>28 ページ 2項 国庫補助金のうち 1目 総務費補助金</p>
2 番議員	今の総務費補助金の中で空き家対策総合支援事業、この中身を少し教えていただきたいんですが。
総務課長	これ支出の方でご説明した方が分かりやすいと思うんですが…よろしいですか。
議 長	他に… 2目 民生費補助金 29 ページ 3目 衛生費補助金 4目 土木費補助金 5目 教育費補助金 30 ページ 3項 国庫委託金のうち 1目 総務費委託金 2目 民生費委託金 15款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費負担金 31 ページ 1目 民生費負担金の続き 2項 県補助金のうち 1目 総務費補助金 32 ページ 2目 民生費補助金 33 ページ 3目 衛生費補助金 4目 農林水産費補助金

	<p>34 ページ 5目 教育費補助金 6目 土木費補助金 7目 災害復旧費補助金</p> <p>35 ページ 3項 県委託金のうち 1目 総務費委託金 2目 民生費委託金</p> <p>36 ページ 16款 財産収入 1項 財産運用収入のうち 1目 財産貸付収入 2目 利子及び配当金 2項 財産売払収入</p> <p>37 ページ 17款 寄付金 1目 一般寄付金 2目 ふるさと寄付金</p> <p>38 ページ 18款 繰入金 1項 特別会計繰入金 2項 財産区繰入金</p> <p>39 ページ 3項 基金繰入金 19款 繰越金</p> <p>40 ページ 20款 諸収入 1項 預金利子 2項 貸付金元利収入 3項 受託事業収入</p> <p>41 ページ 4項 雑入</p> <p>42 ページ 雑入の続き</p> <p>43 ページ 21款 町債 1目 過疎対策事業債</p> <p>44 ページ 2目 臨時財政対策債 3目 緊急防災・減災事業債</p> <p>45 ページ 4目 災害復旧事業債 5目 学校教育施設等整備事業債 6目 公共事業等債</p> <p>【歳出】</p> <p>46 ページ 1款 議会費</p> <p>47 ページ 議会費の続き</p> <p>48 ページ 2款 総務費のうち1項 総務管理費 1目 一般管理費 10番 井出薫君。</p>
10 番議員	<p>総務管理費の中で先程の報償費ですか、研修等講師謝礼ということで6 回行われたという話がありましたけれども具体的にどのように行われ、 どのくらいの職員が参加されたのかというような資料がありましたら出 していただけたらありがたいなという風に思っているのが1点、それか らあのー9の旅費でありますけれども 2,076,000 円ということで先程話</p>

	<p>しました資料の7ページをみますとこれはあの議会関係のも含めてのあれですけれどもその中で職員旅費はプラス 1,283,000 円という風な資料が出ていますけれどもこうした職員旅費の内訳、それからもう1点、町長交際費でありますけれども、町長新しく去年なられましてね、町長交際費をかなり増やしたということでこの町長交際費の内訳、こういったものを提示していただけないかということですのでよろしくお願い致します。</p>
総務課長	<p>それではちょっと時間を頂きましてできれば予算決算の委員会には間に合わせたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>他に… 49ページ 一般管理費続き 50ページ 2目 財産管理費 51ページ 財産管理費続き 5番 小池捨吉君。</p>
5番議員	<p>この需用費の中で駅舎の電気料というのと委託料の中で駅舎の公衆便所管理委託料というのはどのような解釈をしたらいいでしょう。</p>
総務課長	<p>駅舎につきましては駅の持ち分もありますけれども、駅の持ち分は駅の事務所の部分だけでありまして、後残りは町の持ち分になっておりましてそちらに要する電気料については町負担と、それからアルルで作った公衆トイレにつきましては色々な話し合いの中で、ほとんど町を訪れる皆さんが使ってんじゃないかというような経過の中で、その管理委託料については町が見るということになったようでございましてそういったことで掲示をしております。</p>
2番議員	<p>今の委託費の中で公共施設等計画策定 970 万、これはもうレポートはあがっておるんでしょうか。</p>
総務課長	<p>この30年度に行った分については基礎調査のようなもので、報告書はございます。またご覧になりたいようであれば渉外戦略係の方に来ていただければお見せすることができます。それからすみません、ついでで、先程の渡辺議員さんのご質問に答えてもよろしいでしょうか。52ページになります、工事請負費の中で中学校管理棟の解体、それから跡地の駐車場の整備とございますけれどもこちらの方に先程の補助金があたっております。以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか、他に…。 53ページ 3目 広報費 54ページ 4目 企画費 55ページ 企画費続き</p>

	<p>56ページ 5目 地域振興費 57ページ 地域振興費続き 9番 的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>9番、お願いします。集落支援事業の関係で57ページの本村の所に炊き出しっていうふうにあるんですがこれは何の炊き出しでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>本村で、寒い時期だったと思うんですが、火事があってその時の炊き出しです。</p>
9番議員	<p>火事の炊き出しに集落支援事業っていうことはOKなんですか。というのは炊き出しに集落支援事業っていうのはOKなんですか。っていうか社協の方でできるような…私は認識してたんですけど、どうでしょうか。</p>
総務課長	<p>一応要綱には2万円を限度にいいということにしてありますのでその範囲で出ていると思います。</p>
やすらぎ園所長	<p>ただ今の本村の炊き出しの件でございますが、今9番議員おっしゃる通りで、今回の2件につきましては奉仕団の皆さんが活動していると、但しその経費につきましては区がすべて、炊き出しの費用については負担されたということで総務課長の答弁の通り集落再生支援事業の方で対応したということでございます。以上でございます。</p>
2番議員	<p>その前の55ページにお願いしたいんですけど、インターンシップ事業で2名が小海町に移住したと書いてありまして、どういう方なのかプライバシーを尊重しながら可能な範囲でお聞かせ願いたいというのと、それから佐久穂では何名くらいが成果としてあがったのか、もし可能であれば教えて下さい。</p>
総務課長	<p>この2名の方につきましては、有機農業を志している方でございます。佐久穂の方はちょっとすみません私、存じてませんので。</p>
議長	<p>他に… 58ページまで。 59ページ 6目 積立金 60ページ 2項 徴税費 1目 税務総務費 61ページ 2目 賦課徴収費 62ページ 3項 戸籍住民登録費 63ページ 戸籍住民登録費続き 64ページ 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 65ページ 2目 長野県知事選挙費 66ページ 3目 長野県議会議員一般選挙費 67ページ 5項 統計調査費</p>

	<p>68ページ 6項 監査費</p> <p>69ページ 3款 民生費のうち 1項 社会福祉費</p> <p>1目 社会福祉総務費</p> <p>70ページ 社会福祉総務費続き</p> <p>71ページ 2目 老人福祉費</p> <p>72ページ 3目 やすらぎ園運営費</p> <p>73ページ 4目 心身障害者福祉費</p> <p>74ページ 心身障害者福祉費続き</p> <p>75ページ 5目 あゆみ園運営費</p> <p>76ページ あゆみ園運営費続き</p> <p>77ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費</p> <p>9番 的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>需用費の中の園児の給食材料ということでお聞きしたいんですが、パンの日っていうのがあったと思うんですが、学校では以前、高原のパンやさんからとって、それを大手の会社から冷凍パンを入れるようになったかと思うんですけど保育所の方はどうなっているんですか、お願いします。</p>
子育て支援課長	<p>給食のパンにつきましては、高原のパンやさんに納品をお願いしています。以上です。</p>
9番議員	<p>以前、パンの原材料ですか小麦粉が輸入をね、学校給食に輸入の小麦を使ってるっていうのを以前やったことあるんですけど、高原のパンやさんでもやっぱり給食用には、給食用で送られてくる輸入の小麦を使ってるって話をお聞きしました。その辺の原材料ですね輸入小麦を使ってるってかどうかっていうことはご存じかどうかお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>今ご指摘の点につきましてはしっかり確認をしてございませんので、また確認をした中で何かの機会にお答えしたいと思います。以上です。</p>
9番議員	<p>って言いますのは輸入小麦のパンからグリオサートを主成分とする除草剤が検出されてるっていう問題がありましてそれがやっぱり子供たちの健康被害になってるんじゃないかっていうことで、学校給食のパンも含めてですけれど輸入小麦から国産小麦に変えるという動きも出てくるようなのでその辺も含めまして調べて頂きたいと思います。お願いします。</p>
子育て支援課長	<p>栄養士も配属されておりますので、調整した中でお答えしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に…</p> <p>78ページ 続き</p>

	<p>79 ページ 2目 児童措置費 80 ページ 3目 児童館運営費 81 ページ 4目 結婚推進・子育て支援費 82 ページ 結婚推進・子育て支援費続き 83 ページ 4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 84 ページ 2目 予防費 9番 的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>84 ページの需用費ですけど、元気づくり支援金の事業でコスチュームの制作ということだったんですけど、どういった場所で何回くらい使われたか説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>これ KOUMI マンというものになりますけれども正確な回数はまたお知らせしますが、社協の関係の二輪草ですとか、保育所の関係、それから他町村で行われておりますこうしたヒーローが集まる催しとかもあるんですけどもかなりの頻度で出かけて好評を博しております。詳しい回数等についてはまたお知らせしたいと思います。</p>
議長	<p>他に… 85 ページ 同じく続き 86 ページ 同じく予防費続き 87 ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 88 ページ 2目 塵芥処理費 89 ページ 3目 し尿下水処理費 90 ページ 4目 住宅管理費 91 ページ 5目 町営バス運行管理費 92 ページ 町営バス運行管理費続き 93 ページ 5款 農林水産費のうち 1項 農業費 1目 農業委員会費 94 ページ 2目 農業振興費 95 ページ 農業振興費続き 96 ページ 3目 畜産振興費 97 ページ 4目 農地費 98 ページ 5目 山村振興事業費 99 ページ 山村振興事業費続き 100 ページ 2項 林業費 1目 林業振興費 101 ページ 林業振興費続き 102 ページ 2目 県有林受託事業費</p>

	<p>103 ページ 3目 林道費</p> <p>104 ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費</p> <p>105 ページ 2目 観光費</p> <p>106 ページ 観光費続き</p> <p>107 ページ 同じく観光費続き</p> <p>108 ページ 3目 国際交流センター運営費</p> <p>109 ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>110 ページ 続き</p> <p>111 ページ 7款 土木費 1項 土木管理費</p> <p>112 ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費</p> <p>113 ページ 道路維持修繕費 工事内訳</p> <p>114 ページ 続き</p> <p>115 ページ 続き</p> <p>116 ページ 2目 道路改良舗装費</p> <p>117 ページ 道路改良舗装費 工事内訳</p> <p>118 ページ 道路改良舗装費補助</p> <p>119 ページ 道路改良舗装費明許</p> <p>120 ページ 3項 都市計画費</p> <p>121 ページ 8款 消防費のうち 1目 非常備消防費</p> <p>122 ページ 2目 常備消防費</p> <p>123 ページ 9款 教育費のうち 1項 教育総務費</p> <p>1目 教育委員会費</p> <p>124 ページ 2目 事務局費</p> <p>125 ページ 事務局費続き</p> <p>126 ページ 2項 小海小学校費 1目 学校管理費</p> <p>127 ページ 学校管理費続き</p> <p>128 ページ 同じく学校管理費続き</p> <p>2目 教育振興費</p> <p>129 ページ 教育振興費続き</p> <p>130 ページ 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費</p> <p>131 ページ 社会教育総務費続き</p> <p>2番 渡辺均君。</p>
2番議員	図書館の利用実態についてですけれども移動図書館の実績についていうか、利用率についていうようなものはどっか出ておるのでしょうか。
教育次長	お疲れ様です。すみません、説明資料の中にはちょっと記載がないわけですが、内容につきましては月に第1火曜日、第3火曜日に出ており

	ましてそれで月に2回ですね、その合計がだいたい20人くらい、冊数でだいたい70冊くらい、まあ月によってそれから地区によりまして差はありますけれども概ねそのような状況でございます。
議長	他に… 132ページ 2目 公民館費 133ページ 続き 134ページ 3目 総合センター運営費 135ページ 4目 美術館運営費 136ページ 美術館運営費続き 137ページ 5目 音楽堂運営費 138ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 139ページ 保健体育総務費続き 140ページ 2目 小海小学校給食費 9番 的埜美香子君。
9番議員	先程保育所で聞いた質問と同じ質問になりますが給食のパンには輸入小麦が使われているかお願いします。
教育長	お答えをいたします。小学校の方の給食のパンですけれども、以前は高原のパンやさんのほうからとってたわけなんです、今は学校給食会というところでやっております、その辺のところまだ確認してございませんので確認次第ご報告いたします。よろしくをお願いします。
議長	他に… 141ページ 3目 スケートセンター運営費 2番 渡辺均君。
2番議員	スケートセンターの運営につきましては前段の方で利用者が非常に減っているということで1つ懸念しているんですがそれに反してまたこの維持管理費の方が嵩んでいるということで特に重油代の値上がり率が非常に高くなっております。これの値上がりの原因とかまあガソリン代が総じて高くなったのかもしれませんが私の計算では3割以上高くなっているんですけれども理由をお聞かせください。
教育次長	お答えいたします。昨年度の年末にかけてですけれども燃料の価格が単価があがったということでありまして補正をさせていただいた経過があります。それで価格については年間の動向でこの時期が一番高くなってしまった、また今年度についてもやや落ち着いている状況ですけれどもこの当時が一番高かったということが原因でそんな経過を昨年の決算でもさせていただいてます。人数についてということなんですけれども資料にもあります通り、収入の…使用料収入のところにグラフで26ペ

	<p>ージに使用料収入、スケートセンターの部分が出てます。入場者が30年度においては右肩下がりということで結構下がってしまいました。これにつきましては大きなものとして佐久長聖高校、高校生の拠点が松原のスケートセンターから軽井沢の方へ移ってしまった、これが一番大きな原因です。そのほかにも様々あるわけですが、こんな実績になってしまったとして今後についても確かに少子化を考えれば利用者数は減っていってしまうんでしょうけれども今まだまだスケートをやっているクラブもありますし、地域もあるということで修繕も計画的に行っているという現状でございます。以上です。</p>
2番議員	<p>私は以前、審議会の方で教育長にお聞きしましたら業者さんにもある程度泣いていただいているというような返事を中島教育長からも聞いておまして業者を泣かせるようなことはよくない、しかしながら経費は可能な限り削減しなければいけないと、且つ地域文化の代表的なスケート、これを維持するセンターは維持もしなければいけないと、こういう以下のジレンマとトレリンマの渦中でこの事業をどのように維持管理していくかウィンウィンの関係を作り出せるのか、そこについては充分長期振興計画などに反映していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
教育長	<p>お答えをいたします。確かに今修繕にお金がかかると特に平成7年ころから始まっているスケートリンクでして冷凍機という機械そのものがもう1台だけ替えた段階で、その当時からずっと使っておるということでございます。で、先程重油代も値上りもありましたけれども、去年のケースの場合はオープンするまでが気温が高くてなかなか凍らず、で、エンジンだけは回します、それでも凍らずにオープンの日をちをずらした経過があったりしますし、こういった機械ですから年数立ちますとやはり冷却する能力そのものも、重油をどんなに突っ込んでも思うほどでないというのが出てくることがございます。監査委員さんの意見にもありましたように維持修繕を計画的にということ。長期振興計画の中には一応冷凍機を重油式の物から電気式の物に替える形で行っていきたいという考え方がございます。ただ業者の方から見積を取りましたら6台で2億6千というとてもおおい数字でありました。ですから、ちょっと具体的には今後、中でも詰めていきますけれども例えば何年度かに渡ってというような方針も具体的にこれだけちょっと凍りづらい状況が出てきますと考えるかなければならないかなあという風には考えているところでございます。そういった状況にある中で議員さんもおっしゃられましたけれども地域のスケートであるということがはっきり言ってネックになっていまして簡単にはやめ</p>

	られないという実情もありますので今後よく詰めてまいりたいと考えています。
議長	<p>他に…</p> <p>142ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費</p> <p>143ページ 2項 農林施設災害復旧費</p> <p>144ページ 11款 公債費 1目 元金</p> <p>145ページ 2目 利子</p> <p>146ページ 12款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>42ページ 実質収支に関する調書</p> <p>43ページ 財産に関する調書のうち 1、公有財産</p> <p>44ページ</p> <p>45ページ</p> <p>46ページ</p> <p>47ページ</p> <p>48ページ</p> <p>49ページ</p> <p>50ページ</p> <p>51ページ 2、物品</p> <p>3、基金</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>2番 渡辺均君。</p>
2番議員	<p>今、ページ見失っているんですけど町営バスの負担が重くなっております。これも私以前に質問して回答をもらってないような気がしているんですけどもタクシー券の利用者とバス利用者、ここが重なっていてタクシー券の利便性が高まるにつれてバス利用が減っているんじゃないかという、その関数がどんなになっているのかもしれないか教えていただければと思うんですが。</p>
町民課長	<p>町営バスその他の公共交通につきましては今年から審議会を立ち上げまして審議を始めているところでございます。ご指摘の通り朝夕のスクールバスについては利用は落ち着いておりますけれども昼間の利用につきましてはかなり落ち込んでおりますそれに反してタクシー券の利用については年々皆さんの方に浸透してきまして利用は右肩上がりに伸びております。で、実際タクシーを使った方が本当にドアツードアで使えるということは事実でございましてそのことによって町営バスの利用が減っているということは統計上は数字では出てきませんが当然そう</p>

	<p>というケースは重々あるかと思っております。そうした部分も含めまして交通政策審議会の方で町営バスの昼間の運行とそれから今後のタクシー利用についてももう少しタクシー利用の方を重くするかとかそういった議論を重ねていきましてまた検討を続けて参りたいと思っております。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>すいませんけれども、先程聞こうと思って忘れちゃったんですけれども、説明資料の 14 ページなんですけれども固定資産の不能欠損額が 856,800 円ってあるんですけどそのうちの時効が 2 件ほど見受けられて合計すると 44 万いくらか、なんですけれども時効中断とかそういう手段はとれなかったのかなんか理由があればお聞かせいただきたいと思えます。</p>
総務課長	<p>すいません、ちょっとその件につきましては把握ができておりませんのでまたちょっと委員会の時にでもお答えさせていただきたいと思えますが、よろしくお願ひします。</p>
3 番議員	<p>もう 1 つちょっとお伺いしたいんですけれども監査委員さんの意見書の中で 11 ページなんですけれども、総括でその他の中で決算書の款項別集計表内に歳入の予算現額と収入済額の比較においてマイナスが見受けられるということが出てるんですけどこれについて監査委員さんの決算の意見として出したものでありますので町側として何か検討した事実があればお聞かせいただきたいと思えます。</p>
総務課長	<p>この件につきましては決算の時に決算書を注意深く確認していれば見逃さなくても済んだんですけれども、電算のシステムがこれを表示しない形になっておりまして、担当者の方でそれを見落としてしまってそういった調定額より収入額の方が少ないといった事態が生じてしまったということございまして、電算の方にも今後そういったものを決算書の方に表示するような形がとれないかということで、今現在間違いがないようにそういう措置がとれないかということで話をしてあるところでございます。今回のご指摘いただいたことで来年以降は十分にそういった部分については気を付けていきたいという風に思っております。以上です。</p>
9 番議員	<p>22 ページの教育費負担金の学校給食費なんですけど滞納者は出ていないかどうかお願ひします。</p>
教育長	<p>滞納は生じてはおりません。月々遅れというのはたまに出てきますが、年度内に処理をしてきれいになっているという状況であります。よろしくお願ひいたします。</p>
9 番議員	<p>はい、ありがとうございます。もう 1 点なんですけれども 64 ページの</p>

	選挙の関係なんですけど下の実績効果ということで適正な選挙運勢投票率の向上等に取り組んでいますとありますが、目の見えない方への通知と投票方法がどのようになっているのかお願いします。
総務課長	通知についてはちょっと私もそこまで存じてなくてまた調べてご報告します。投票方法は点字でできるようになっていまして小海町の対象者は確か1人だったと思います。で、土村の投票区ですか…だと思いますのでそれはそういう形で対処しております。
5番議員	歳出でもって49ページのとことで車載カメラの設置、町営バスということでありますけれどこれは町営バスすべてにやったですか、それとも何台かということをやったですか。
総務課長	これにつきましては町営バスすべてにつけさせていただきました。それからついですが、今新しく購入している車にはすべてついております。以上です。
11番議員	11番です。52ページと53ページでお願いします。52ページの工事請負費ですけれども、小海中学校の旧管理棟解体工事それから跡地の整備工事、それからその下の駐車場整備工事と3点ありまして、この5,200万程の大金がかかっております。この中でですね解体工事はもちろん分かかりますけれども私も素人が見ておりますと全部解体したところは整地までして帰るといことになるとこの跡地の整備工事それからまたその後の駐車場の整備工事っていうところでこの真ん中が変なように考えればこの真ん中がなくてもいいように私は考えるんですがこの辺の仕事の内容を教えてくださいと思います。
総務課長	解体工事によって整地をする部分は建物が建っていた部分でございます。そこはちゃんと解体が終わった後は整地して工事は引き取りました。その後ですね、あその駐車場全体の傾斜補正を行いまして一定勾配にして雨水が排水できるような形にしました。それと出入口のところを補正したり、それまでの間旧小海家具さんの方からは出入りができないようになっていたわけですけど、利用者の利便性を考えましてそこも若干勾配を修正しまして出入りが容易にできるようにしたということでございます。職員の駐車場整備というのにつきましてはこれは場所がビックベンさんの北側の方に新たに職員の駐車場を土地を買って整備をしたものがございます。そこに係った費用でございます。以上です。
11番議員	わかりました。その件については結構です。53ページでお願いします。需用費の中の防災行政無線の関係でお聞きいたします。私が前質問した時にもうあと1か所で屋外支局は終わりだという返事があったと思うんですけど、これで今回終わりという風に捉えてよろしいでしょうか。

総務課長	はい、その予定でございます。
11番議員	それからですね、あと宅内の個別受信機の件ですけれどもこれが15件行ったと書いてあります。その上にあります工事費が110万程ありますけれども、これ前お聞きしましたところ1件10万くらいかかるというお話を聞いていたんですけれどもこれ15件で割りますと1件約73,000円ということでもこの防災行政無線取付等となっていますからまだ他にもかかっていると思いますがその辺はいかかでしょうか。
総務課長	えーとですね、すいません。ちょっとこの件につきましては私も内容把握できておりません。申し訳ございませんがまた調べなおしてご報告いたします。
10番議員	財産に関する調書でありますけれども説明資料では12ページにあり、あと決算書にそれぞれ載っているわけでありますけれども、今年は土地が3件という話でありますけれども、私が伺いたいのは大きく土地を買ったというところでは新田小海原線の工事用地として1,161万、坪数で今ちょっとわかりませんがかなりの土地を購入して工事用地として使ったということでもありますけれどもこういった工事用地の取り扱いは財産ということにならないのかという点と併せて工事が31年度で行われたということでもありますから残地がどのくらいあるのかという話は今わかるかどうかですけれども、いずれにしろこうした工事用地、こういったものの扱い、財産としての扱い、それからあーいう工事結果になったと、町の財産としてはどういう形で残っていくのかという点、それから残地はどうなるのかという点、お伺いしたいと思っておりますけれども。
総務課長	財産として今までも道路改良等によって取得した財産についてはこういった財産のところには載ってこなかったと思えます。宅地ですとかそういった形で取得したものについては載せてきたのではないかと。それから工事の残地につきましてはまだ正確に測量をしてないようですのでまたそれについては産業建設課の方で調べましてご報告を致します。
10番議員	これからの話で申し訳ないですけれども100%使われたということではないように思いますので残地が出るということでもありますけれどもそういった残地に対する事務上の取り扱いはどうなっていくのかだけ伺っておきたいと思えます。
総務課長	過去も道路改良によって例えば一筆、要するに地主さんとの交渉の中で潰れ地だけではなくて例えば一筆購入してほしいというようなことで購入した土地はあるんですけれども、取り扱いとして普通財産というような形で計上はしてこなかったというのが現状だと思います。今後どうしたらいいかということも今問題提起されましたので検討させていただき

	まして考えたいと思います。
議 長	他に全体を通してよろしいですか。これで質疑を終わります。ここで午後2時20分まで休憩とします。 (ときに14時05分)
議 長	再開します。 ここで総務課長より発言を求められておりますのでこれを許します。井上総務課長。 (ときに14時20分)
総務課長	すいません。先程の新津孝徳議員さんからのご質問の中で答えられなかった部分ですが、防災無線の個別受信機の取り付け等とございますが、これにつきましては取り付けてはあるんですけども中々受信状態が安定なくてというご家庭がこの年には52軒ございまして、都合17回の出張で52軒を見て頂いたと、そのほかにもう1回、等とありますのが普段委託しているところでは直らなくて最初にやった業者の方に来ていただいたということで総額でそれだけかかったということでございます。 単価っていうのは1件いくらという形ではなくて1回目の出張で1件目が38,800円で2件目以降が10,800円、簡単なものについては5,400円というような単価になってまして、とにかく最初に来るのは1件でも38,800円取られますので、なるべくその溜めとくとかどうか何件かになったところでお願いするんですけども、そうかといって聞こえないのをいつまでもほったらかしにしておくわけにはいきませんので2件くらいで呼んだこともございますので色々だということでご理解を頂きたいと思っております。
<u>日程第18 認定第2号</u>	
議 長	それでは次に移ります。 日程第18、認定第2号 「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1 ページ 1 款 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税 2 ページ 2 目 退職被保険者等国民健康保険税

3 ページ	2 款	使用料及び手数料
4 ページ	3 款	県支出金
5 ページ	4 款	財産収入
6 ページ	5 款	繰入金
7 ページ		繰入金続き
8 ページ	6 款	繰越金
9 ページ	7 款	諸収入 1 目 一般被保険者第三者納付金
10 ページ	3 目	雑入
【歳出】		
11 ページ	1 款	総務費 1 項 総務管理費
12 ページ	3 項	趣旨普及費
13 ページ	2 款	保険給付費 1 項 療養諸費
	1 目	一般被保険者療養給付費
14 ページ	2 目	退職被保険者等療養給付費
15 ページ	3 目	一般被保険者療養費
16 ページ	4 目	退職被保険者等療養費
17 ページ	5 目	審査支払手数料
18 ページ	2 項	高額療養費 1 目 一般被保険者高
		額療養費
19 ページ	2 目	退職被保険者等高額療養費
20 ページ	3 項	出産育児諸費
21 ページ	4 項	葬祭諸費
22 ページ	3 款	国民健康保険事業納付金
	1 項	医療給付費分
	1 目	一般被保険者医療給付費分
23 ページ	2 目	退職被保険者医療給付費分
24 ページ	2 項	後期高齢者支援金等分
	1 目	一般被保険者後期高齢者支援金等分
25 ページ	2 目	退職被保険者後期高齢者支援金等分
26 ページ	3 項	介護納付金
27 ページ	4 款	保健事業費 1 項 特定健康診査等
		事業費分
28 ページ	2 項	保険事業費
29 ページ	5 款	基金積立金
30 ページ	6 款	諸支出金

	<p>31ページ 11款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 10ページ</p> <p>財産に関する調書 11ページ</p>
議長	<p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第19 認定第3号</u></p>	
議長	<p>日程第19、認定第3号</p> <p>「平成30年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1ページ 1款 保険料</p> <p>2款 使用料及び手数料 1項 手数料</p> <p>2ページ 2項 使用料</p> <p>3ページ 3款 国庫支出金 1項 国庫負担金</p> <p>2項 国庫補助金 1目 調整交付金</p> <p>4ページ 2目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業</p> <p>3目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業以外</p> <p>4目 介護保険事業費補助金</p> <p>5ページ 4款 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金</p> <p>2目 地域支援事業交付金</p> <p>6ページ 5款 県支出金 1項 県負担金</p> <p>7ページ 2項 県補助金のうち</p> <p>1目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業</p> <p>2目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業以外</p> <p>8ページ 6款 サービス収入</p> <p>7款 財産収入</p> <p>9ページ 8款 繰入金 1項 一般会計繰入金</p> <p>1目 介護給付費繰入金</p>

	<p>2目 その他一般会計繰入金</p> <p>10ページ 3目 地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業</p> <p>4目 地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業以外</p> <p>11ページ 5目 低所得者保険料軽減繰入金</p> <p>2項 基金繰入金 1目 介護保険支払準備基金繰入金</p> <p>12ページ 9款 繰越金</p> <p>10款 諸収入</p> <p>3番 井出幸実君。</p>
3番議員	<p>すいませんがちょっと教えて頂きたいんですけども介護保険還付加算金等で相続放棄分ってあるんですけどもちょっと初めて聞いて内容がわかりませんが教えていただければと思います。</p>
町民課長	<p>これはあのー、ケースとしましてはお亡くなりになって介護保険料の過払いがあったケースで、まあお返しするということなんですけれどもお返しする世帯の方で事情によりまして亡くなられたかとの財産を全面的に相続放棄したというケースで収入についても支出についても相続の放棄がされますのでこちらの還付金につきましてもお支払いができないといったケースで数年に1回くらいは起こっているかと思っております。以上です。</p>
議長	<p>他に…</p> <p>【歳出】</p> <p>13ページ 1款 総務費</p> <p>14ページ 2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費</p> <p>1目 居宅介護サービス給付費</p> <p>15ページ 3目 地域密着型介護サービス給付費</p> <p>16ページ 4目 施設介護サービス給付費</p> <p>17ページ 6目 居宅介護福祉用具購入費</p> <p>7目 居宅介護住宅改修費</p> <p>18ページ 8目 居宅介護サービス計画給付費</p> <p>19ページ 2項 介護予防サービス給付費</p> <p>1目 介護予防サービス給付費</p> <p>20ページ 2目 介護予防福祉用具購入費</p> <p>3目 介護予防住宅改修費</p> <p>21ページ 4目 介護予防サービス計画給付費</p> <p>22ページ 3項 その他諸費</p> <p>23ページ 4項 高額介護サービス費</p> <p>24ページ 5項 高額医療合算介護サービス等費</p>

	<p>25 ページ 6 項 特定入所者介護サービス等費</p> <p>26 ページ 3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費</p> <p>1 目 介護予防・生活支援サービス事業費</p> <p>27 ページ 2 目 介護予防ケアマネジメント事業費</p> <p>28 ページ 2 項 一般介護予防事業費</p> <p>29 ページ 3 項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>1 目 包括的支援事業費</p> <p>30 ページ 2 目 任意事業費</p> <p>31 ページ 任意事業費続き</p> <p>4 項 その他諸費</p> <p>32 ページ 4 款 基金積立金</p> <p>33 ページ 5 款 諸支出金</p> <p>6 款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 15 ページ</p> <p>財産に関する調書 16 ページ</p>
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終ります。
<u>日程第 20 認定第 4 号</u>	
議 長	<p>日程第 20、認定第 4 号</p> <p>「平成 30 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料</p> <p>2 款 使用料及び手数料</p> <p>2 ページ 3 款 繰入金 1 目 事務費繰入金</p> <p>2 目 保険基盤安定繰入金</p>

	<p>3 ページ 4 款 繰越金 5 款 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>4 ページ 1 款 総務費 5 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 6 ページ 3 款 諸支出金 7 ページ 4 款 予備費</p> <p>決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7 ページ</p>
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
3 番議員	<p>すいませんがちょっとなんとなく違和感を感じますので質問しますけれども3 ページなんですけど、3 ページの一番下なんです保険料の還付金でこれいつか補正か何かで落としたじゃないかと思うけれども予算額がゼロになってまして収入額が500円、まあ予算的には普通に考えれば1,000円乗っけといて500円入るという風にするべきもんだとに思っていたんですけども予算額がゼロのところ収入を入れるっていうのはなんか違和感を覚えるんですけどその辺の見解をお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>これはちょっと担当と一緒に悩んだところなんですけれども1,000円と入れてしまうと歳入欠陥になってしまうんじゃないかということで、そういうのを避けるという意味でまあ予算額ゼロという風にやらしてもらったということなんですけど歳入欠陥をさけるという判断で予算額ゼロということにしております。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>私思うには歳入欠陥、1,000円で1円入っても歳入欠陥とそれの場合には言わないと思うんですよ、予算額っていうのは1,000円単位で以下のものについては収入については1,000円を超えたもの、1,000円未満のものについてはその分はある程度認めてるということだから、歳入欠陥にはならないという風に解釈をするんですけど逆を返せば収入というものは1,000円とみても1,500円入れてもいいようなもんで、1,500円入るのを1,000円とみてもいいような法律、自治法ではいいようになっていますけれども何もなくて0円のところに500円入れるっていうようなことは歳入欠陥という言葉ではないというように思います。私はそのように思いますけれどもいずれ答弁はいいですのでその辺は検討、私もしますけれども検討してみたいと思います。</p>
議 長	他に…これで質疑を終わります。

日程第 2 1 認定第 5 号

議 長

日程第 2 1、認定第 5 号

「平成 3 0 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書、及び附属書類で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。

【決算書】

(1) 収益的収入及び支出	1 ページ
(2) 資本的収入及び支出	2 ページ
損益計算書	3 ページ
剰余金計算書	4 ページ上段
剰余金処分計算書	4 ページ下段
貸借対照表	5 ページ

【決算附属書類】

1 概況	6 ページ
2 工事	7 ページから 8 ページ
3 業務	9 ページ上段
4 会計	9 ページ下段

平成 3 0 年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書 1 0 ページ

平成 3 0 年度小海町水道事業会計収益費用明細書

収益の部	1 1 ページ、1 2 ページ
費用の部	1 3 ページ、1 4 ページ、1 5 ページ

平成 3 0 年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書

資本的収入	1 6 ページ
資本的支出	1 7 ページ
収益的支出	1 8 ページ
未収金内訳	1 9 ページ
未払金内訳	2 0 ページ 上段
貯蔵品	2 0 ページ 下段
固定資産明細書	2 1 ページ

	<p>企業債償還額一覧表 22 ページ</p> <p>水道料金及び使用水量年度別推移 23 ページ</p> <p>29年度と30年度の水道料金月別比較 24 ページ</p>
議長	<p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>○【質疑終了】</u></p>	
議長	<p>以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。</p>
<p><u>○【常任委員会付託】</u></p>	
議長	<p>本日議題としてまいりました承認第6号と議案第26号から第39号、認定第1号から第5号、陳情第10号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。</p> <p>10番 井出薫君。</p>
10番議員	<p>あのすいません、1件お願いがありましてぜひ発言の許可をお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
10番議員	<p>実はあの一、今日信毎でC130輸送機、米軍の輸送機が低空飛行した問題で一面で報道させております。それであの一今回はこの輸送機に対する陳情書も本議会に出されていますけれども私はぜひあのこういったことに関係なくひとつぜひお願いがあるのは、横田から出ていますC130輸送機が横田から出てわが小海町の松原湖上空を旋回をして横田へ帰るとそういう飛行ルート訓練ルートになっているという資料が私の手元に届きました。そこであの一私がお願いしたいのは私がもらった資料で皆さんに納得してもらおうということではなくてぜひ行政の方で私たちの頭の上で常日頃こうした輸送機が飛んでいるルートになっているということがありますので行政の方でぜひ調べていただいて資料として賛成反対は別として、その資料として皆さんに出していただけないかというお願いでありますのでよろしく取り計らいの程お願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今10番井出薫君の資料のお願いでございますが町側の答弁をお願い</p>

	いたします。井上総務課長。
総務課長	ただ今の件につきましては調べる先も我々ちょっとよくわからないような状況でもございますので、またその辺アドバイスを頂きながらできることはやっていきたいという風に思いますのでよろしくお願いします。
議長	いいですか、総務委員会に付託してございますけれど総務委員会の日までに出していただきたいとどうですか、総務課長よろしいですか。
総務課長	はい。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月9日、月曜日午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦勞様でした。 (ときに14時54分)

令和元年第3回	
小海町議会定例会会議録	
「第7日」	
* 開会年月日時	令和元年9月9日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和元年9月9日 午後16時54分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>昨日から今朝にかけて、台風15号が関東地方を襲いました。首都圏を中心に大きな被害が出ているようですが、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。</p> <p>当小海町においては倒木の被害があったようではありますが、後ほど総務課長のほうから報告をしていただきますが、そのほかは余り大きな被害は発生していないようであります。これから実りの秋を迎える中で、大きな台風などが上陸しないように願うところであります。</p> <p>本日は、令和元年第3回定例会、一般質問であります。8の方が質問をされますが、議員の皆さんにとりまして一般質問は町民の思いを伝える場であるとともに、自身にとりまして政策論議の場であります。建設的な議論を展開し、実のある一般質問であるように期待をいたします。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。</p> <p>ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。</p>
総務課長	<p>皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。</p> <p>先ほど議長のほうからもありましたが、昨日の台風15号における災害の関係</p>

	<p>で、1件だけご報告をさせていただきます。</p> <p>松原のスケートセンター入り口付近で倒木がありまして、それによって電柱が倒れて、載っていたトランスが壊れて、トランスから約16リッターのオイルが漏れ出したと。トランスはよくPCBが入っているというふうに言われるんですが、このトランスに関してはPCBが入っていないものだという事で、それは中電のほうで確認ができています。今現在、そのこぼれたオイルの回収作業をやっているということで、町のほうからも生活環境の係長が1名行って対処しておりますけれども、場合によっては中電のほうからプレス発表もする可能性がありますので、皆さん知らなかったということではいけませんので、1件だけご報告ということで。あと、停電については、こちらへ連絡があったのは7時20分ごろらしいんですけども、その時点で30戸停電しているというふうに連絡があったそうですが、いまだ停電が復旧したという連絡はまだ入っていませんので、引き続き停電しているものと思われま。以上でございます。</p>
議 長	皆さん、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。
<p><u>日程第1 「一般質問」</u></p>	
議 長	<p>日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、順次質問を許しますが、お手元に配付をいたしました議事日程表でいきますと、4番の井上一郎議員から始まるわけですが、5番の小池捨吉議員の質問を初めに行いたいと思います。所用により都合ありまして、順番をかえさせていただきたいと思います。5番の小池捨吉議員をやつて、以降は繰り下げということでお願いをいたします。</p>
<p><u>第5番 小池 捨吉 議員</u></p>	
議 長	それでは初めに、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
5番議員	最初に、順番変更させていただきまして、ありがとうございました。私もちよつと腰を痛めまして、きょう、質問立ったままということで、座ったり立ったりがちょっとあれですもんで、立ったままやらせていただきますが、ひとつよろしくお願ひします。

	<p>それでは、5番 小池捨吉です。通告に従いまして質問いたします。</p> <p>最初に、地域子育て支援についてですが、昨今、新聞等では、2020年度の税制改正要望が出そろいまして、子育て支援についてはシングルマザー、未婚ひとり親への配慮のほか、10月からは幼児教育・保育無償化、それからこれが3歳から5歳のまたベビーシッター代が補助されるというような状況であります。また、2歳児までは、費用も税額控除を考えているという政府のようなことでもあります。そこでですね、そのほかにも、新聞等では、アベノミクスによりまして所得格差に歯どめがかかったということでもありますけれども、その一方、非正規の労働者や母子家庭では依然低収入が続いております。収入の格差が大きくなったとも報じられています。当小海町の町税収益の推移を見ましても、ずっと4年も5年も毎年、町税収益は下降しております。町税収入が上がらないということは、町民の所得も減少しているというふうに理解します。このような中で、母子家庭等で入学時に学用品をそろえるに生活費を切り詰める家庭があるという話を聞いております。最初に、こういうのを切り詰めるという、家庭の生活を切り詰めるということは食事代であり、子供の成長に大きく影響します。これらに早目に手を差し伸べて、早期解消してやるのが行政の力だと思います。そこで、私の提案ですが、小学校入学時のカバンなんですけれども、小学校の校章入りの、マーク入りのカバンを入学祝いとして、一括町で購入しまして支給してはどうだという提案なんです。この辺、町長、教育長はどのように考えるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p>
町 長	<p>おはようございます。ただいまのご質問、意見ですが、小学校の入学時に校章入りのランドセルを支給したらという質問だと思います。全員がそろった校章入りのランドセルを使うというのも、1つの案だと思います。そして、大変な負担に、昨今は大変高いものですから、そういうものを補助することは1つの案ではありますが、小海町では通学時の服装は統一していません。自由な服装で通学しております。近隣の町村を見ましても、通学時の服装やランドセルを統一している町村はないのが実態でございます。あつたようですが、廃止したというのも聞いております。最近ではさまざまのランドセルがあり、そのランドセルを背負い学校へ行くのを楽しみにしている子供たちも大勢います。また、議員もそうだと思いますけれども、祖父母の皆さんが孫の入学を祝って買ってあげるのが楽しみというなどの話も聞いており、ランドセルを統一したほうがいいのか、町が支給すべき等のご意見が多数寄せられるようでしたら検討の余地があるかと考えておりますが、現在</p>

	ではそういった意見を聞きませんので、引き続き小・中学校入学時に行っている子育てクーポン等の支給事業を継続してまいる所存でございます。
5 番議員	教育長もそのような見解ですか。
教育長	ただいま町長が答えましたけれども、世の中の流れというものが、規制から自由というものになっているように承知しております。町として、子育て支援としてランドセルを統一してといったときに、半分規制をかけていくイメージになりかねないというふうに自分は判断しておるところですので、町長が答弁しましたように、町ではそういった統一した校章入りのランドセルというもの、現状考えてはおらないところでございます。以上です。
5 番議員	<p>町長も教育長も今のような話だということですがけれども、何というか、カバンもですね、大体デパートとかああいったところへ行ってみますと、3万円から10万円ぐらいの間に、大体平均は6万円ぐらいで買っているようなことだというふうには聞いております。ただし、今言った母子家庭とか、あと父子家庭については、親戚とかそういうものにも頼れない人もいるということで、負担が非常に大きいということは聞いております。それで今、町長も教育長もその話が出ましたけれども、保育園児にとってみますと、大体毎年25人から30人前後ということでありまして、5万円ぐらいのカバンをぜひ支給してもらっても、150万円程度の予算でいいじゃないかというふうに考えますもんで、その辺はよろしくお願ひしたいと。それと、将来、子供同士のトラブルもなく、カバンもマーク入りだと、小学校へ入学したときに自分たちの意識が、ああこういうふうになんとか、一括してやってくれたんだなということで、思い出に残ると思えますもんで、ぜひ今、町長も言いましたけれども、お願ひしたいと。これもですね、令和になった機会に、ぜひ来年度予算に組み入れていただきたいと思えます。再度、その辺は町長、それから予算担当者にお願ひしていきたいと思っております。今、町長からも話しましたが、町では児童福祉費の中で、子育てのクーポン券事業ということで2万円支給していると思えますけれども、ぜひそのカバンのほうも検討していただきたいと思えます。このほうはよろしくお願ひします。</p> <p>次に、防犯カメラについてちょっとお伺ひしたいと思えます。防犯カメラについては、29年度決算でもって調査費37万8,000円つきましたと、それで30年度の予算のときに、通学路の安全と犯罪抑止の目的ということで防犯カメラ設置しますよということで、何というか、これ1,000万ですか、カメラ設置費1,000万、10カ所の予定ということでした。それから、防犯カメラの通信回線使用料ということで76万5,000円計上しまして、同じく維持費という</p>

	<p>ことで6万円計上しました。それでもって、ずっと特に何もなくていまして、31年度予算でもって防犯カメラ通信回線料133万5,000円、それから防犯カメラの保守管理費78万5,000円を計上して、工事しますというようなことで、特段その中間では、以来報告とかそういうことなかった。ところが、今回30年度の決算を見て、初めて公表ということだと思いますけれども、防犯カメラの設置工事でもって999万9,990円、予算に対して10円余ったと。それから、10カ所予定が16カ所で20台設置したということで、場所によっては1カ所方向を変えてつけたもんで20台設置で、全所当初10カ所が16カ所になったと、これはいいとしましてですね。30年度の予算範囲で設置できたということで、よかったと思いますけれども、今までの進捗状況、余り公表しなかったんですが、何か理由はあったですかね。</p>
町長	<p>防犯カメラにつきましては、昨今の社会情勢等々を鑑みまして、我が町におきましても生徒の通学、そして町民の安全を図るために大変重要な部分だとなっておりまして、やはりこれを急務に進めるということで、そういった対策を講じてきたわけです。公表しなかったということは、ちょっと私のほうではわかりませんが、それに対する意図的なものはなかったと、公表しない意図的なものはないということでお答えを申し上げます。細部についてはあれですか、もう少し何かあれば担当課のほうで説明するようにいたしますけれども。</p>
5番議員	<p>それは、質問していく中でまたあれします。 それでは、30年度の防犯カメラの決算の中で、カメラの通信回線使用料ということで、これは2カ月間でもって21万5,568円使用料がありました。それから、カメラの電気料ということで、2カ月でもって4万5,677円ということであります。これをですね、今後31年度のところでもってただ換算すると、年間に129万3,408円ということで、これがカメラの通信回線の使用料、それから電気料のほうは27万4,062円になりますということで、これはね、ちょっと通信回線の使用料と電気料ということで、年間これだけ使うのはちょっと高いじゃないかと思って、この内訳はどのようにになっているか、お聞きしたいですが。</p>
総務課長	<p>すいません。ちょっとその件につきましては、ちょっと通告なかったですので、調べてございません。もしあれでしたら、また委員会の折にでもご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>それでは、お答えいたします。令和元年度予算要求したのは教育委員会になっておりますのでお答えするわけですが、まず工事そのもの1,000万</p>

	<p>円弱、999万9,990円というお金で、当初は半年程度でできるんだろうという ようなことで、議会の中で聞かれたときにもお答えしたんですけれども、最 最終的にNTT回線、光回線の施設引くのがNTT側とうちらの工事を請け負 った長野県パトロールの間でうまくいかなかった経過があって、光ケーブル の施設がおくれて、稼働がちょっと時期が延びてしまって、それが2月から 稼働になったということです。2月から稼働になったから、30年度予算は電 気料等は二月分ということでございます。それに対しまして、令和元年度の 予算ですと、当然維持管理のための電気料、それから通信回線料というもの はそれ相応の金額がかかっておる中で、この金額についてはあらかじめ想定 していたものです。どういう記録方式かというのと、24時間カメラが動きつ放 して、そのデータを、これであすの全協の最初ですか、視察いただきますけ れども、役場へ全てその20台のカメラのデータがずうっと送り続けられてい るということです。その送り続けられている容量によって使用料というもの が決まってくるものですから、20台のカメラで全くすき間なく録画し続け て、そのデータを役場へ送って、役場のほうではおおよそ1カ月でそのデー タが更新されていくという流れの中では、必要なものになっているところで ございます。ですから、電気料としても12カ月分でおおよそ40万ほどですし、 防犯カメラの通信回線料というところでも、やはり100万程度のお金はかか ってしまうというのが実情で、安全を確保するにはそれくらいはやむを得な いのかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>今ね、教育長のほうから説明をお聞きしましたけれども、いずれにしろ、そ うすると24時間、20台がリアルタイムで役場に送られているということであ るということで、わかりました。いずれにしろ、どこで、いつも同じですけ れども、安全というのはお金が非常にかかるということは理解します。 それでは、メンテナンスについてちょっと聞きたいですけれども、防犯カメ ラの保守管理ということで、これは委託ということではありますが、会社はど のような会社でしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>保守管理につきましては、長野県パトロール株式会社にて委託をしてございま す。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>それでは、防犯カメラの保守管理ということで、今、教育長から話がありま したが、防犯カメラの専用でやっているということではありますが、保守のほ うでもって、例えば信号とかそういうのもみんなそうなんですが、特にカメ ラになると、ほこりがたまったりいろいろする、そういう保守管理というの はどの程度考えているのでしょうか。</p>

総務課長	一応契約の中で、年1回カメラの清掃をやるというところまでは保守管理の委託契約に入っております。
5 番議員	<p>今ね、総務課長のほうから年1回ということですが、私、ちょっとほかのほうでやっていた経緯ありまして、国道とかそういうところで、レンズ拭くのを年1回ではちょっと厳しいじゃないかと考えております。契約が年1回ということでもありますもんで、町でまた画像の状況とかそれがわかれば、かえていけるのではないかというふうに考えております。</p> <p>それで、3番目のところで防犯カメラの作動状況ということで、これは役場内でチェックできるかということで、中身はね。例えば、防犯カメラがうまく作動しなかった場合は、画像はその都度見ることはあんまりできないと思いますもんで、ブザーが鳴るとか、ランプが点滅するとかという装置はついているのでしょうか。</p>
総務課長	防犯カメラの保守については、全て委託をしております、こちらでも当然サーバー室へ行けば見れるんですけども、長野県パトロールで24時間体制で、うちのカメラが動いているか、動いてないかを監視しておりますので、そういった、ここでブザーが鳴るとか、その必要性は特にございません。
5 番議員	そうすると、長野県パトロールでもって、遠隔操作で向こうの事務所で管理しているという解釈でよろしいでしょうか。
総務課長	はい、そのとおりでございます。
5 番議員	それでは、あと、画像蓄積カンについて伺いますけれども、蓄積カンの保存能力、何百時間あるとか、そういうのがわかるとか、それから動画の保存期間は何年というか、そういうことはどういうふうに考えておるのでしょうか。
総務課長	現在のカメラ台数20台なんですけど、この台数でいきますと4週間、画像が蓄積されているそうです。ですから、これ以上ふえた場合には、蓄積の日数が減ってくるということだそうでございます。
5 番議員	<p>そうすると、4週間ということは、前のは逐次消えていっちゃうということですね。はい、わかりました。</p> <p>それで、今後の増設計画についてですけども、ことしの3月、予算説明時に、防犯カメラを通学路周辺以外に設置予定について検討したいというような考えだということですが、これは町長の考えでありますけど、これはどのように解釈したらいいでしょう。</p>
町 長	増設をしていただきたいというお声も聞きますので、令和5年度に設置箇所を調査し、6年度に10カ所予定をしております。1台の設置費はおおむね50万程度ということになっています。予定はしております。

5 番議員	<p>そうすると、長期振興計画の中に入れていきたいということでもあります。はい、わかりました。</p> <p>この防犯カメラについて、事故とか犯罪等があった場合、ビデオで確認ということではありますが、保守管理が不十分で映像が保存されていなかったというような場合は、今、総務課長から、業者が遠隔操作で向こうで常にチェックしているということを知りましたものでね、契約の中に入っているということでもありますもので、いいかと思えます。それで、防犯カメラの通信回線使用料、それから保守管理料は、契約は中身がちょっと違うと思えますもので、ちょっとその辺のね、回線使用料の契約と、それから保守管理の契約、保守管理は今、長野パトロールということではありますが、通信回線の契約は、これはNTTということでしょうか、そういう解釈でよろしいですか。</p> <p>それで、31年度予算では、防犯カメラの通信料、回線使用料ということで133万5,000円、電気料、保守管理料ということで78万5,000円ということで、教育長からあったわけですが、ほかにはかかるようなお金はないということに理解してよろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>お答えをいたします。防犯カメラを動かす電気、それから防犯カメラで撮影、録画したものを送る通信回線料、それと今おっしゃられた長野県パトロールの保守管理ということでございまして、おおよそ、まず電気料については、1カ所当たりおおむね2,000円程度であろうというもくろみ、それからカメラの通信回線料、光ケーブルで運ぶということですから、普通のインターネットシステムのイメージでいただいているんですが、それがその箇所数分、おおむね1カ所五、六千円かかる。それで、さらには保守管理ということで、月6万円程度で1年間、消費税、途中で10%になったりする関係で計算はしてありますけれども、その3種類の経費が維持管理のためにはかかるというご理解でよろしいかと思えます。</p>
5 番議員	<p>今、教育長のほうから、31年度の計上してある予算で間に合いそうだということではありますが、いずれにしろ、また消費税もかかるということで、少々は上がるのではないかと思われます。防犯カメラの設置です、犯罪や事故が減少することを非常に望むわけですが、これとともに、防犯カメラの解析等の活用には誤りがないようにまたお願いします。それとですね、いずれにしろ、余り防犯カメラが活躍があるようではちょっと困りますもので、あんまりカメラの活躍がないことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p>

第4番 井上 一郎 議員

議 長	次に、第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。
4 番議員	4番 井上一郎です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 まず、町消防団の事業についてお伺いいたします。消防団の皆さんにおいては、いろいろな災害から町民の生命、財産等を守るために活動していただいております。また、火災等の有事の際には、工作中でも、また、どんな夜中においても現場に駆けつけ、自分の身の危険をも省みず消火活動に当たります。また、夜の火災においては、鎮火後の後始末のため、その活動は朝までに及ぶこともあります。このように、町民の安全を守るためには、消防団は絶対になくてはならない団体であります。しかしながら、近年では、団員の減少問題が取り沙汰されております。また、各地区ごとにあった分団の数も減っております。そこで、近年の団員数の変動について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。
町民課長	おはようございます。お疲れさまでございます。 消防団員数の変動につきましては、平成11年度から平成31年度までの20年間で比較をしてみますと、まず、分団の数が11年度には8分団あったものが31年度では5分団となっております。団員数につきましては、平成11年度では278名でありましたが、平成31年度では172名となり、この20年間で106名減少しております。以上でございます。
4 番議員	はい、わかりました。そういった場合に、10年間で100名という数字はかなりの数ではないかと思えます。そこで、それではこれから団員の減少について、どのような対策をするのかも教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。
町民課長	先ほどの質問に答弁させていただきましたように、団員の数は年々減少しております。団員の確保というものが大きな課題となっております。団員の確保としまして、各分団に対して、新入団員の勧誘等を幹部会等においてもお願いをしているところでございます。各分団ごとにそれぞれ該当者のおられる戸別にお伺いして、入団のお願いをしているという状況でございます。また、今まで小海町では、消防団員の任用任期の中で、定年の年齢の引き上げ、それから女性の団員の勧誘など、団員数の確保に努めてまいりましたが、現状としてはなかなか厳しいというのが現状でございます。以上でございます。

4 番議員	<p>はい、ありがとうございます。消防団というのは、私も過去にやったんですけども、大変ということは承知しております。そのほかに、消防団にとって大変でもあり、また、伝統文化ともいべきか、ポンプ操法とラッパ吹奏大会があります。町の大会で優勝すれば郡大会、またさらに県大会まで進みます。各分団もその優勝を目指し、練習に励みます。しかしながら、時期が問題です。特に、野菜農家の皆さんにおいては、4月から5月のまきつけの時期、また、植えつけの時期でございます。また、6月から8月、これはまた野菜の出荷の最盛期ともなりますが、そのような状況下にもかかわらず、町の代表を目指して頑張ってくださいしております。まことに頭の下がる思いであります。そこで、県内のある町では、団員の負担等の軽減をするために、ポンプ操法、ラッパ吹奏大会の開催を中止したという新聞報道がありました。町では、このようなことをどのようにお考えですか、ちょっとお伺いします。</p>
町 長	<p>お答えします。消防団につきましては、大変ご足労願っているということは事実でございます、さらにポンプ操法大会につきましても、大変な時間を割いていただいているという実際のところはございますが、消防団ほど、40ちょっと過ぎから二十歳ぐらいまでの皆さんが一堂に集って、そしてコミュニケーションをとるという場もほかには見当たらないという事実がございます、このことについては大変いいことだと思います。それから、町の中のことをよく知っていただくという部分についても、すばらしい組織だと私は解釈しております。そして、ポンプ操法大会ですが、ただいまの現状を申し上げますと、郡の大会、県の大会へ行きましても、今、川上村が非常によく練習をし、そして上位を独占しております。川上村は我が町以上に農業が盛んというか、多くの農家がありまして、選手に聞きましたところ、ほとんどその跡取りだということでやっておりますが、川上村の村議会議員の皆さんもおおいでになって言っていました、よく頑張っていると、「我々はそれを後押ししなきゃいけない」という言葉を聞きまして、私も確かにそうだと思います。したがって、私はこんないい組織はない、そして大会も必要でありますので、今後も消防団長を中心に、相談はいたしますけれども、私としては続けていただきたいという考えを持っております。</p>
4 番議員	<p>確かに、私も先ほど言いましたようにやったんですけれども、たしか規律を守ったり、上下の関係、非常に消防に入って、私も個人的ですけれども、大分学ばせられたことも多々あります。それで、私も今言ったように、消防の幹部をやらせていただいたんですけれども、年の初めの出初式を初めとする春の任命式、夏の総合訓練、また分団長会議等々、非常に出勤数はかなりだ</p>

	<p>ったように記憶しております。そこで、現在の、これははっきりした数字は、特別に出ることもあるのでわからないとは思いますが、おおよその年間の幹部の出動、あるいはまた団員の出動数がわかりましたらちょっと教えていただければと思います。</p>
町民課長	<p>それでは、お答えを申し上げます。消防団の一般団員及び幹部の基本的な年間の活動日数でございますが、一般の団員で約60日、幹部になりますと約70日となっております。この日数につきましては、火災や捜索活動といった日数は含まれておりません。それらがありますと、当然ながら出動の回数はふえることとなります。団員の報酬につきましては、条例の中で定められておりまして、年間1人当たりですと、団長で20万4,000円、副団長で13万円、分団長7万5,000円、班長3万6,000円、一般団員1万6,500円となっております。30年度の決算額を申し上げますと、総額で439万円ほどになっております。また、災害や警戒等に出動した際の出動手当につきましては、各種活動ごとの金額が設定されておりまして、出動回数1回につき火災活動は2,800円、捜索活動は2,400円などで、30年度決算では総額で600万円となっております。以上でございます。</p>
4番議員	<p>ちょっとこう見ても、年間の出動回数80回、幹部ですね、80回、これは最低で、ほかに出ることもあるということは、100回近いんじゃないかなとも思います。一般団員も同じごとく60回、60日間、それにしても手当てが本当に、ある意味では安いかなと思うんですけども、これは町のね、自分たちの身を守るためのあれですから仕方がないかなと思います。そこで、町長にお聞きしたいこととお願いしたいことがあるんで、かつて町長は町の団長を歴任されました。したがって、消防のことについては全てを熟知されていると思いますが、そこでこれからの消防団、また消防人に対してどのようにやっていくか、先ほど同じようなこともお聞きしたんですけども、最後に町長の心意気をひとつお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
町長	<p>井上議員のお言葉は、私は激励と受け取っております。私も消防団長として活動させていただきましたけれども、その統率をとるということでは非常にいろんなことを学ばせていただきました。地域の状況、家庭の状況等々、さまざまな中で1つの活動をしていくということは大変意義のあるものだとは私は当時も思っていますし、今もそう思っております。先ほどお答えしたとおり、やはり40ちょっと過ぎの人間から10代までが一堂に集って、1つの目標に向かうという行動は、地域の中では唯一ではないかという自負もございません。したがって、町もできることは、できる限りのことをして、その皆さん</p>

	<p>が成長していただきたいという部分と、予防消防という観点でいきますと、日ごろよりその皆さん、あるいは地域住民がまとまって、予防の消防をするということが一番の安全策ではないかというふうに私も勉強をさせていただきました。そういった中で、消防団と町との関係を速やかに構築していくには、やはり分団長会議等を通しまして、団員の皆様の意見の拝聴というのが非常に必要であり、そして私も先輩ぶるわけではないですが、こういういいことがあったというようなことは伝統として伝えていきたいと思っております。なお、消防団は地域にとって必要不可欠なものだと認識しておりますので、今後も消防団につきましては、町としてもできる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>大変心強いお答えをいただきました。町民からは絶大な信頼を得ている消防団に対して、これからもぜひとも優遇措置をお願いし、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>今月の9月16日は敬老の日です。昭和の戦後、我が国をここまで復興、また、成長させてきたのも、既に亡くなられた方々も含め、現在の長老の方々の血のにじむような思いと努力があったからこそと言っても過言ではありません。その高齢者の皆さんが1年でも、いや、1日でも長生きしていただきたい、誰もが思うところです。そこで、調べてみますと、2018年の日本人の平均寿命は、女性が87.32歳、男性が81.25歳で、世界的に見ても、女性は4年連続で世界第2位であり、男性は前年に引き続き3年連続世界3位とのことです。その世界2位、3位の日本人の中において、我が長野県はこれまた日本の中において、男女とも長寿では上位を占めておるところでございます。これは大変喜ばしいことですが、これとは別に、介護を受けたり、寝たきりにならず生活できる、いわゆる健康長寿の点で見ますと、少しランクが下がります。そこで、我が町として、この健康長寿に対してどのような取り組みをしているのか、お聞きしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。</p>
<p>町民課長</p>	<p>それでは、町民の健康管理ということでお答えをしたいと思います。小海町におきましては、町民の皆さんが健康で生活していくための取り組みといたしまして、各種検診や健康教室を実施しております。検診につきましては、集団のがん検診、一定年齢時における個別のがん検診、来月になりますが、10月の総合セット健診、そして3月の個別健診、また、歯周病の検診事業などにも近年力を入れて取り組み、年間を通して検診や教室を実施しております。教室につきましては、健康運動指導士による健康体操教室や、各地区で行っている「出張！すこやか保健室」などがございます。ま</p>

	た、地区ごとに保健推進委員が任命されておりまして、検診の申し込み、チラシの配布や回収といった保健事業に携わっていただいております。町全体で健康管理に取り組んでおります。さらに、昨年度から県の元気づくり支援金事業を活用しまして、町の一つの健康課題であります高血圧の対策に向けた事業も展開しておるところでございます。以上でございます。
4番議員	今、課長よりご案内がありましたけれども、町としては健康管理にはかなり積極的にやっていることは、私も承知しているところでございます。それで、これからも、ぜひとも積極的に、ドック等は検診を受ける方を推し進めていただきたいと思っております。そこで、当然それに係る診療費、ドック等の診療費の補助体制はどのようになっているかも、あわせてお聞かせ願えればと思っておりますが、よろしくお願ひします。
町民課長	それでは、検診やドック等の補助につきましてでございます。各種の検診につきましては、無料または1,000円ほどの自己負担をいただきまして受診することができ、ほとんどの検診の費用を町で補助しております。ドックにつきましては、今年度からになります。社会保険加入の方を対象に上限で1万5,000円、それから国保及び後期高齢者医療加入の方につきましては、前からですけれども、上限3万円の補助をドックに対してしております。今年度の受診者の状況を見ますと、9月現在のところ、社会保険で13名、国保で29名、後期高齢者で19名の方へ補助してございまして、これから農閑期を迎えますと、また人数が倍増してくるというふうに見込んでございます。以上でございます。
4番議員	今、ドックについての補助金が3万円とか、後期高齢者についてですか、これ。そういうことで、ぜひともですね、これからも1人でも多くの方にドックや検診をしていただくように、また地区の推進委員さんを中心に進めていただければと思っております。これからも、老人の皆さんはもとより、町民の皆さん全ての人たちが健康管理に努め、みんなが健康で明るく楽しい町、住みよい町が続くことを願ひまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。
議長	以上で第4番 井上一郎議員の質問を終わります。 ここで11時10分まで休憩といたします。 (ときに10時54分)
<u>第7番 篠原 伸男 議員</u>	

議 長	再開いたします。 (ときに11時10分) 次に、第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
7 番 議 員	<p>7番 篠原伸男です。人生はいよいよ100年の時代になってきたと言われておりますが、しかし、高齢者夫婦が生活していくには公的年金のほかに2,000万が必要と、金融庁の報告書が話題になっておりますし、また、つい最近では、65歳で年金を受給すると、30年後には20%目減りし、今20歳の方が今と同じ水準の年金を受給するには、68歳9カ月まで働く必要があるとの財政検証結果が公表されました。私たちの多くは100歳まで生きることはいないだろうが、少子高齢社会の将来に対する不透明感、不安感はますますふえていくのではないのでしょうか。</p> <p>では、通告に従いまして、小海町の国民健康保険について一般質問をさせていただきます。私は、国民健康保険についても、今申し上げました年金同様、将来はどうなるのかと、大変不安を感じておるところでございます。昨年度より、国民健康保険は県が運営主体になりました。2018年度は49億円の黒字だが、国への返還が24億円で、剰余金がまだ流動的だと、その剰余金をもとに2020年度の納付金減額について、市町村と話し合いをするようですが、県が運営主体になり、今までの国民健康保険の運営と比べていかがでしょうか、町民課長にお尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>お疲れさまでございます。平成30年度から国保の財政責任主体が県へと移りまして、国保加入者が医療を受けた際の保険給付費が、県から交付金として全額町へと交付されます。町では、国保税を賦課徴収して、県に対して納付金として納める形となっております。県からは、町の保険給付分が全額交付されるため、高額な医療の給付によって赤字が発生してしまうといったことはなくなりましたが、一方で、町で国保税を徴収し、県へ納付金を納めるという必要がございます。令和6年度には激変緩和措置がなくなる見込みでございまして、納付金は今年度以降の金額は大きくなっていくものと予想されております。そのため、医療の給付に出ていくお金の心配がなくなった一方で、税率を算定し、納付金を支払うに足る国保税を徴収するために、納付金が大きくなるため税率も上げざるを得なくなるというときが来ると考えております。また、令和2年度からは、税率を県内で統一するためのロードマップが示され、令和9年度ごろを目安に統一税率に近づけていくこととされております。統一税率に近づけるとなりますと、当町の場合は応益割の税率が上がると考えられますので、繰越金等も含めて、今から対策を考えていく必要がございます。繰り返しになりますけれども、県に運営責任主体が移</p>

	<p>ったことにより、医療の給付による赤字の心配はなくなった一方で、納付金や統一税率など国保税の賦課徴収が重要な課題になってきているというふうに理解しております。以上でございます。</p>
7番議員	<p>組織が大きくなった分、安心なことが出てくる反面、またそれぞれの自治体の個性といいますか、そういったものがだんだん薄れてきて、統一された制度に変わっていくということに対して、今までの小海町のあり方からいっても、大変不安な面もあるわけですが、でも、これはそれらに応じたような形を町としても取り組んでいく必要があるのではないかなというように考えているところでございます。町は、昨年6月定例会に国民健康保険税の一部を改正する条例を上程し、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯は3番目以降の均等割を減免するとしましたが、県の指導でこの条例を訂正しました。そして、9月に小海町国民健康保険多子世帯支援事業交付要綱を議会に説明し、施行されるようになりました。この均等割の減免については、議会の一般質問等でも議論されておまして、町長も6月の議会では、今後、研究を十分させていただく旨の答弁をしております。18歳以下の方の均等割について、研究にどのように取り組んでいるかをお尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>おっしゃられましたとおり、多子世帯につきましては、平成30年度は国保会計のほうから支出をさせていただいております。今年度以降につきましては、町の国保だけでなく、建設国保の方、医師国保の方ということで、制度を一般会計に移してやっていくという方向で進んでおりますけれども、実際的な内容につきましては、これから内容をしっかり詰めてまいりまして、支払いになるのは年度末に近いこととなりますので、今後、内容につきまして精査をしていくという状況でございます。よろしくお願いたします。</p>
7番議員	<p>小海町は、県の指導で18歳以下の均等割減免を取りやめました経過がありました。今度、逆に要綱をつくりまして、国保という、国民健康保険という名のついたものには全てその範囲を広げてやっていくというような、前向きに取り組んでいられる姿勢も感じられるわけですが、宮城県宮古市は、子供の均等割について、今年度4月1日から全て減免を実施しております。小海町の場合には、県の指導で3番目以降についてもできなくなったわけですが、現に宮古市ではこういう減免を積極的にとっており、そして申請の手続も不要です。町長は、研究をするとの発言をしておりましたので、このような子育て支援の充実を実施している自治体の調査研究はなされておりますでしょうか。小海町は、18歳以下の均等割分はおよそ190万ほどと伺っておりますが、私は、これらはふるさと納税を充当すれば、町民税等の</p>

	<p>一般財源に影響がないと思います。小海町のふるさと納税は、「美しく豊かな自然環境の保全・魅力的な環境作り」「地域の伝統スポーツ支援」「子育ての町づくり」、そして「プティリッツァにおまかせ」で用途を提示しております。プティリッツァというのが、行政上どのようなものに位置づけられているかは知りませんが、昨年度の決算を見ますと、おまかせで147件、子育てで99件の寄附があります。この明細については、まだ今度の予算、決算でもお聞きしようと思っておりますが、どのぐらいの金額で、どういうところに使われたかがはっきりしておりませんが、この「プティリッツァにおまかせ」ではなく、私ははっきりと町長にお任せとPRすべきだと思います。今はそれを議論するところではありませんので、これ以上は触れませんが、町長の姿勢、意気込みを、寄附していただく方に明快にしたほうがよいのではないかと私は考えるものであります。子育てのまちづくりも使い道に挙げております。均等割減免を実施しても町民の皆さんも違和感はないと思います。町民全体からの町民税から出すのではなく、ふるさとを応援していただけるふるさと納税ということですから、私は18歳以下の均等割については減免しても、町民の皆さんからは何ら違和感がなく実施できるのではないかと思います。黒澤町長の即断力と卓越した実行力で、ぜひ18歳以下の均等割減免を実現し、子育ての充実を図ることを強く要望いたしますが、町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
町長	<p>ふるさと納税につきましては、ちょっと今、減速しているのが現状でございます。これにつきましては、担当を含めた中で、頑張れというような形で進めさせていただいておりますが、その資金を使ってというお話になりますと、国保運営協議会等々いろんな機関ございますので、私の姿勢を示すと同時に、いろんな機関と相談もしなきゃいけないという形のものがあるかと思っております。そういった中で進めていきたいと思っておりますが、国民健康保険は非常に我が国にとって大切なものだとも私も認識しております。誰でも、どこでも、いつでもというようなキャッチフレーズの中、国保が動いているという形の中で、全国的に3,800万人ほどの皆さんが加入され、30%を保っております。小海町では、約半数の皆さんがこの国民健康保険をお使いになっているということで、そういった比重におきましても、ただいま篠原議員からのご指摘のほう、やはり先ほど申し上げたとおり、運営協議会等々を含めた中で私の意見をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくまたご指導のほどお願いいたします。</p>
7番議員	<p>先ほど申し上げました宮城県宮古市では、これをふるさと納税の「市長にお</p>

	<p>まかせ」というところを使って対応してきております。やはり、この市は全てふるさと納税にあったもの、その使い道、年度ごとに全部公表されておまして、かなり「市長におまかせ」というのがウエートを占めております。小海町でも昨年度、約1,600万円あるわけでございます。それから、国保の運営審議会に諮られる、あるいはほかの機関に諮ってという町長のお考えのようでございますが、各審議会に諮るということは町長の考えを諮るということでありまして、ここで町長が「よし、わかりました」と、決断と実行の人ですから黒澤町長は。ぜひ、そういう面で前向きに、やっぱり子供の保険が数によって云々というんではなくて、ほかの健康保険と同じようにやっていくということは、やはり子育てという面でも大きな私は役割を果たしていくんじゃないかと思しますので、町長、もう一度お尋ねしますが、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>小海町は子育ての町という、そして子産み、子を産む町ということで宣伝したり、皆様に訴えた部分があるろうかと思っておりますが、今、篠原議員の提案、実に一考するものがあるろうかと思っておりますが、私のほうでもできる限り推進していきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>本間につくりました大田団地も、関係者の皆様のご尽力によりましてかなりさばけてきておるところでございます。他町村から小海町の大田団地に移ってきた人のご意見を聞きましても、小海町は子育てが充実していると、支援が充実している。だから、小海町に移動してきたという方もおりまして、もろもろの面で、確かに小海町は充実しておりますけれども、そういう人が生きていく上に一番大切な健康ということにも、また町長の積極的な対応を望むところでございます。</p> <p>次に、これからの小海町の小海町国民健康保険についてお尋ねいたします。国民健康保険の職種的な構成が、昔と比べまして大変変わってきております。昔は、農林漁業者とか、あるいは自営業者とか、それからあとは中小の被用者の方たちが主であったわけでございますが、退職なされた方等々、年金受給者等が加入してくるケースが大変多くなってきております。先ほど町民課長も、今、支払い等については県のあれだから不安はないけれども、将来的には激変緩和がなされる、あるいは今度は統一的な体系に図っていくような旨の発言がありました。私も、県に移管したということは、そういう方向に将来なるんではないかなという一抹の不安は抱いておりました。今年度の小海町の町民税を見ましても、納税者数は1,997人ですが、その他という種別の人が306人おりまして、15%をこれが占めております。少子高齢社会</p>

で、年金給付者は今後もっとふえていくでしょうし、グローバル化の名のもとで企業の海外進出で、なかなか企業の誘致すら私は難しくなっているのが現状だと思います。また、町が推進している定住促進事業で、昨年度は2名が定住したようにお聞きしておりますが、その方の職業も有機栽培の農業となれば、やはり国民健康保険に加入するでしょうし、また、町でも起業する人には応援しておりますが、その方たちもやはり国保に加入してくるのではないかと思います。そして、その方たちがその仕事が軌道に乗るには大変時間が私にかかっているのではないかなと思います。今、小海町の国保の負担は応能と応益が7対3であります。近隣の町村と比較した場合、応能分が高いです。そして、応益分が低いという現状であります。国保の納税者が、無職の方がこれからもっと私はふえてくるのではないかなと思います。勤めをしていた人が退職した場合、再就職して、その就職先の健康保険に入るか、あるいは国保に入るかが一般的だと私は思っております。

そして、私も初めて知ったんですけども、もう一つ、特例退職被保険者制度というのがありまして、全国で健康保険組合は約1,400ありますが、この特例退職被保険者制度というものの制度を使っているのは、全国で61の組合だけあります。これの一番の特徴は、後期高齢者医療制度が始まるまで、つまり74歳まで働いていたときと同じ保険に加入することができるわけにあります。長野県では、長野県農業協同組合健康保険組合のみです。退職者全てが後期高齢者医療制度が始まるまでこの制度を使えばよいのですが、現実的には国保に加入するのがほとんどでありまして、先ほど申し上げましたように、国保加入者の構成が大きく変わりつつあります。そして、医療費がかかる高齢の年金受給者がふえて、納税する現役就労者が減少してまいりますので、その負担がさらに大きくなっていくのではないのでしょうか。

標準保険料率が応能・応益は5対5です。県が運営主体になったことは、将来的にはこの標準保険料率に合わせられるのではないかと私も思っておりますが、先ほど町民課長のお話を聞くと、そのロードマップがもう既に検討されているやにも聞いております。県が運営主体になったことで、今までのものと確かにメリット、そしてまた逆に言うと、今度は というようなデメリットも出てくるんですけども、今のままの応能・応益割でもし財源不足になったときに一般財源を入れることは、国保に加入していない納税者の理解を私は得られないと思います。小海町において、応能・応益割でやっているんですけども、近隣町村と比較した場合、医療費の分だけで見ますと、所得割で小海町は約69.7%です。北相木村は59.97%、南相木村は

57.47%、川上は高く76.22%、南牧も66.5%、佐久穂町が56.57、御代田町は52.0%、佐久市で55.96。そして、均等割・平等割というのになりますと、両方を合わせた数字で申し上げますが、小海町は3万3,000円、北相木村は4万4,000円、南相木村は3万7,000円、川上村は4万8,000円、南牧村は5万200円、佐久穂町は4万1,000円、御代田町は5万4,000円、佐久市は4万6,780円というように、これは平成29年度の資料でございますが、なかなか均等・平等割の応益の部分が小海町は少なくなっておりまして、応能のほうがふえているわけですが、これも町が独自で国保を運営していたときにはそういったこともできるでしょうけれども、しかし、今度、県が一括してくると、先ほど町民課長のお話もありました、いつかになるか知りませんが、その可能性は私は大でありまして、小海町の今3対7というものを維持していくのにもなかなか難しいのではないかなと私は思います。

そういった中で、現在、国民健康保険についても、均等割、平等割については7割、5割、2割の軽減制度があるわけでございますよね。例えば、この軽減制度を使っていき、そしてこの軽減された分は県が75%負担してくれて、町が25%ということでございます。これは一般財源導入云々というよりも、保険基盤安定繰入金として合法的に繰り入れなきゃならないものでありますので、こういう制度というものの関連を見詰め直して行って、私は応能・応益というものを見直しする必要があるのではないかなと思います。急激に5対5というようなことを県から指示された場合には、この今の町の中では大変混乱も生じるわけでございます。ついては、私は、今すぐどうのこうのというのではなくて、町長もこういったものに対して調査研究するという発言をなされているわけですから、幾つかのケースをシミュレーションしまして、そして我々の中に、これ町を挙げて、町民挙げてですね、みんなで議論しながら、果たしてどういう割合にしていけばいいのかと。これ、私も詳しくは知らないんですけども、仮に県の分で75%というものが軽減されたものに県が補填してくれるというならば、均等割のほうをその分高目にして、所得のほうを低くするというのも私は可能ではないかなと思うんですけども、県や、あるいは近隣町村との兼ね合いを見ながら、将来に向けて、将来といたしても、私はそんなに遠くはないと思います。そういった意味で、町長、どうでしょうか、将来に備えるべきもの、今からプロジェクトを組んで、いろいろなケースを想定して調査研究ということで、安定した国保の運営というものに取り組んでいくというようなお考えはございますでしょうか。

町長	<p>ただいま篠原議員がお示いただきました数字等々につきましては、全部把握しているという部分ではございません。しかし、おっしゃるように、国民健康保険というものは、とにかく継続していくことに行政とすれば義務があるかと思えます。そういった中で、1つでも有利な部分、1つでも有益な部分があるとすれば、これは町を挙げて研究調査し、そして取り組んでいく必要があると私は思っております。</p>
7番議員	<p>早急に制度というものを簡単に変えるということはなかなか難しいし、また、国保に関しては運営協議会等もあります。それにつきましても、そういった諸機関に対して、審議会等に対して提出する資料というものを担当の職員等はいろいろな方面から私は調査して、シミュレーションを想定した中で取り組んでいって、これでどうだろうという、やっぱり国民健康保険というのは、正直に申しまして、最後のよりどころの健康保険だと思うんです。これがやっぱり安心・安全にして運営されていくように、なお一層の関係の皆さんのご尽力を要望するものでございます。</p> <p>健康保険は大企業が自前で設立した組合健保、それから全国健康保険協会が運営し、中小企業が多い協会けんぽがあつて、扶養者を含めると、国民全体の50%を超えた加入者がおります。しかも、組合健保では、若干、健保組合によっては異なるんですが、付加給付制度というのがありまして、医療費がどんなにかかろうと、これは2万5,000円で済むというような、大手の企業が入っているところにはメリットがあります。しかしながら、メリットが大きい組合健保ですら、組合数は減少傾向にあるようです。それは、後期高齢者医療制度などに拠出しなければならないようなものが法的になってきておりますので、組合健保の7割が赤字になっているようで、最悪の場合は解散し、協会けんぽに移行していているのが現状であります。では、協会けんぽはどうでしょうか。私ども、2月15日に東京で、けんぽの協会長さんから話し聞きました。平成30年度の決算見込みでは、収支が5,948億円のプラスだそうございまして、準備金残高が2兆8,521億になっているとのことでございます。その一番の要因が国庫補助と、平成30年度は1兆1,850億円あるからでございます。この補助がなければ、逆に5,902億円の、単純に計算した場合赤字ということになります。毎年、国からの1兆円補助は大きいものでございます。国民健康保険については、全国知事会が国民健康保険に国の補助金1兆円というものを要望していることは周知のとおりでございます。私は、この要望を実現するには、ただ全国知事会だけでは無理だと思います。全国の地方の6団体、首長、議長等で組織しております地方の6団体が一丸と</p>

	<p>なって迫っていかねければ、なかなか実現はしないんだと思います。したがって、町長、議長は、町村会や議長会、さらに佐久広域組合において、また県の町村会や議長会で国の補助実現の先頭に立って、私は旗を振って頑張っていたきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>近隣の町村でも、大変な実力者の村長がおります。そういった者を含めた中で、私も鋭意努力をし、進めていきたいと思っております。</p>
7 番議員	<p>私は、今回の一般質問の中では、県に運営主体が移管したことでどうなるかということをお聞きしまして、先ほど町民課長からメリット、デメリット、それから将来的なものもお聞きしました。そしてもう一つは、これは町独自としてできることでありまして、国民健康保険と子育て支援ということ、ぜひぜひ均等割の減免ということを、ふるさと納税等を使ってしていただきたい。ふるさと納税も国の締めつけによりまして、昨年1,600万円あったのが今年度どのぐらいになってくるかわかりませんが、でも、200万円前後の金額であります。これらのものをしていけば、町長のたった1つの決断でこれは済むこととございます。ぜひぜひそういったことで、子育てしやすい、それで子供が何人いても健康保険は同じなんだというようなものにして、安心して住める小海町ということを望むわけでございます。</p> <p>最後に、私は、これからの国民健康保険として独自でやっていくのはなかなか難しい。県の全国知事会が1兆円を要求しているのには、やはり知事会だけではなくて、全国の市長、町村長、議長等々の皆さんが力を合わせてやっていって、国に交渉していかねば無理だと思います。ついては、ぜひぜひ、この南佐久郡にも大変大物な町村長さんおりますけれども、それはさておいて、黒澤町長がぜひ手を挙げて、町村会等で、県の全国知事会と一緒に足並みをそろえてやっていく口火をぜひぜひ切っていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問は終わります。</p>
議 長	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第3番 井出 幸実 議員</u></p>	
議 長	<p>次に、第3番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。</p>
3 番議員	<p>3番 井出幸実です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、高齢者の交通事故対策について一般質問をさせていただきます。町としても、高齢者対策としていろいろな対策を講じていることに感謝いたします。最近、高齢者の交通事故が新聞紙上で報じられています。加齢とと</p>

	<p>もに、思考、運動能力等の低下は避けて通れません。日ごろから本を読む、人とのつながりを持つ、できることは自分で根気強く続けていく必要があると思います。もちろん、身近な家族の理解や手助けは必要だと思っています。このところ、高齢者による交通事故がふえております。何かで読みましたが、運転歴が長く、まだまだ技術的には自信があり、大丈夫だという過信から事故につながっていることも考えられるようです。しかし、現実的に高齢者による悲惨な事故が起きています。一旦事故を起こしてしまえば、高齢者当人も家族も、そして被害者の悲しみははかり知れません。そこで、町の高齢者の車の運転に対する対策と考え方を伺いたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまでございます。高齢者の車の運転に対する町の対策と考え方という事で申し上げます。</p> <p>3番議員さんおっしゃられたとおり、昨今、高齢者ドライバーによる交通事故のニュースといったものが、テレビや新聞記事で毎日のように報道されております。町としましては現在、タクシー利用助成事業を実施するとともに、高齢者の皆様を中心として運転免許証自主返納を呼びかけております。タクシー利用助成事業につきましては、平成24年10月から実施をしまして、タクシーの利用券を発行して利用していただくことにより、高齢者の皆さんが車の運転をしなくても日常生活を送ることができるように、対策を講じているところでございます。この平成29年4月から利用券の枚数を1人当たり上限年間36枚から48枚にふやしてございます。また、平成28年度から運転免許証自主返納事業としまして、免許を返納された方に対しまして、無料で1人当たり年間12枚をタクシー利用助成券の制限数に加算するという形で事業を開始しております。その後、その翌年度29年度からは、無料交付の期間を3年間に延長しまして、また、今年度31年度からはさらに5年間に延長しておりますので、制度実施当初から返納された方についても現在も進行中で、タクシー利用の助成券を無料で発行しているということでございます。自主返納の申請者数につきましては、初年度の28年度が9名でございましたが、翌年度29年度には30名、それから30年度にはまた新たに16名ということで、高齢者ドライバーの事故の抑制に少なからずつながっているかと考えてございます。町としましては、今後も利用者数などを見ながら、運転に不安を持つ方の免許自主返納を推進して、支援する対策を強化、検討してまいります。そのほかに、高齢者の事故は、子供さんや障害者等弱者を巻き込む事故も多発しておりますので、子供さんや障害者等へのより一層の交通安全の啓発も行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>

<p>3 番議員</p>	<p>すいません。今のお話を聞いていますと、主には1年間に12枚、免許返納者には12枚、それが5年間ふえたということのようでございまして、それに対する対策しかないようにもちょっと感じを受けたんですが、それはそれとして、またいずれ小海町の現状そのものといえますか、車の必要性については後で質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。</p> <p>若いときは、きのうできたことはきょうもできる、きょうできたことはあしたもできると思っていましたが、高齢者になると気づくことも多々ございます。年を重ねてわかることがいろいろあります。すぐ目が疲れて、読書も長時間続かない、足元に不安を覚え、何かにぶついたり、つまずいてしまいます。できることの幅がだんだん狭くなるのがわかります。自分のできることをゆっくり焦らずに続けていくことだと思っていますが、しかし、小海町で生活していく中では、どうしても車は必要なものです。車の免許を返納したくてもできない高齢者がたくさんいると思います。町の事業ではカバーし切れない高齢者が多数いると思います。私もこのごろは加齢とともに、駐車帯にバックで駐車すると、注意しないと真っすぐとまらず曲がってしまい、年をとったなと感じています。今までは、高齢者の皆さんが駐車帯に何回も切り返しながら車庫入れをし、それでもはみ出し駐車をし、その結果、曲がって駐車してしまうのを見て、どうしてなんだろうと思っていたのですが、年齢を重ねてみて理解できるようになりました。高齢者の気持ちがわかるようになりました。前に一般質問させていただきました温泉の駐車場のことでお伺いをいたします。この質問をしたとき、町長は、「温泉が混雑したときに、現在の駐車場でも足りない状況の中なので、駐車帯を広げることはできないので、他の場所に駐車場の増設を考えていきたい」と答弁されたと記憶をしています。温泉の駐車場に対する要望は高齢者だけでなく、農閑期に毎日温泉につかりに来ることを楽しみにしている人たちからの要望でもありますので、その後の進捗状況をお伺いいたします。</p>
<p>観光交流センター 所 長</p>	<p>私のほうからお答えをしたいと思います。八峰の湯、美術館駐車場、現在108台とめられるようになっております。いわゆる一般的な基本形と言われる2.5メートル幅ということですので、通常といいますか、普通にとめれば、基本的には支障がないということなんですけれども、例えば井出議員おっしゃられたように、高齢者の方には不便な場合ということもあるようでございます。以前、町長の答弁ということと、新しいスペース、あるいは高齢者専用のスペースというようなお話もございました。今現在、以前、町長も言い</p>

	<p>ましたけれども、ゴールデンウィークですとかお盆に限らず、連休となりますと車があふれてくるという状況がかなり見られます。そういった意味で、かなり無理なとめ方をされている方も現実にはおられます。そういったことを考えて、駐車場については抜本的に考えなきゃいけないという認識は持っております。しかしながら、今すぐにとというのは、なかなか駐車スペース、台数の確保も含めまして、難しい問題でございますので、比較的遠くない将来に大規模改修を予定しておりますので、その際には全体の台数も含めて、しっかり検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 番議員</p>	<p>近い将来にということで、実際にあれ見てみますと、高齢者、とめる方だけでないんです。実際に高齢者の方々がぶつけて、高齢者じゃない皆さんにもぶつけてしまうというのがすごく多いんですね。その辺のところをよく見ていただきたいというふうに思います。特に、所長の場合においては、あそこにありますから、その辺のクレームがある程度ついていることはご承知のことというふうに僕は解釈していますので、温泉施設を、ゆっくりつかって出てきたら、車がぶつけられていて不快な思いをすることがたくさんあるというふうに聞きますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。早急に高齢者専用の運転スペースも増設をお願いしたいというふうに思っています。</p> <p>町では、高齢者の方の運転免許返納者には、先ほど町民課長のほうからお話をいただきましたが、いろいろな特典の対象事業をして実施していますが、こういう土地柄でもあり、高齢者の皆さんは車が必要な方が多々おります。もちろん、返納は本人と家族等で話し合っ決めていけばいいと思っています。8月26日の信濃毎日新聞の読者の投稿欄に、「安全運転へ、夫婦で話し合う」というのが出ていました。その投稿には、「夫が80歳の太台に乗ったとき、ぼつぼつ運転免許証を返納しようとかと言っていたが、あっという間に2年が過ぎてしまった。地域での仕事、ボランティア、趣味などで、まだまだ出かける用事がたくさんあることを考えると、思い切った返納はできない」、これが現実な考え方だというふうに思いますが、「足が痛い、体力がない、通院回数が多くなるばかり等々考えると、まだまだ車が必要、交通法規が守れなくならないように、認知症予防にも心がけようと思う」という投稿欄がありました。免許の返納を考えているが、なかなか思い切れない高齢者がたくさんいるのだなと感じました。今、高齢者には教育と教養が必要であると、前の一般質問をしましたが、教育とはきょう行くところがある、教養</p>

	<p>とはきょう用事があるということですが、この教育、教養にも車は必要だと思えます。昭和の70歳代は、車の必要を余り感じなかった。しかし、令和の70歳代は、車がないと日常生活に支障を来す社会になっています。</p> <p>近年は、駐車場での運転のペダルの踏み間違いによる事故の割合が、交通事故全体の中でふえているとのこと。そこで、高齢者の事故を少しでも少なくしたいと、自動車会社では踏み間違いや速度規制等自動制御機能を搭載した車が開発され、販売されています。このシステムは、新車だけに搭載されています。大部分の車にはこのシステムはついていません。このシステムにより、事故が9割軽減されたと言われていています。そこで、今乗っている車にも後づけでこのシステムを取りつけることができる機械が開発されたとのこと。国土交通省でも、メーカー各社に後づけ装置の開発計画を作成するよう要請していました。今は1社だけが実用化されていますが、近い将来、他社の自動車会社でも販売するとのことのようです。このシステムは、超音波センサーで前方または後方約3メートル以内にある障害物を感知し、ブザー音で注意喚起をします。それでもブレーキと間違え、アクセルを強く踏み込んでしまった際は、加速を抑制して、衝突障害の軽減に貢献するものです。例えば、コンビニなどの駐車場で前向きに駐車している状態で、バックで駐車スペースから出ようとした際、間違っって前進に入れ、アクセルを踏み、慌ててとまろうとしてブレーキを踏もうとしたら、アクセルを強く踏み込んでしまった場合、その反対に前進しようとした際に、間違っってバックにギアを入れアクセルを踏み込んでしまった場合、障害物を感知し、速度を抑制します。このようなシステムが後づけでもできることを、私はつい最近知り得たのですが、失礼な質問かもしれませんが、町長はご存じだったでしょうか。また、この装置についてどのように考えているか、伺います。</p>
町長	<p>今、井出議員の説明のとおり、私も一応テレビ、新聞等々でそういった事例はよくよく見たつもりでございます。そして、開発も相当進んでいるということではございますけれども、やはり今のところ、ちょっと見れば、ある自動車会社のものに偏っているような気もいたします。そして、それはたくさん売れているからという部分のこともあろうかと思いますが、やはり始動のときに音が全くしないというようなものも、その原因ではないかというふうに思います。そして、先ほど言ったアクセルを強く踏んだことによってというようなものは、後づけでできているという現状も、私のほうではそういう認識しております。したがって、何らかの措置を我が町でも講じていかなければいけないというふうには思いますが、実際の事例が小海の場合、ちょっ</p>

	とまだないようですので、検討させていただきたいと思いますが、細部については、また……。町民課のほうでも、井出議員の質問に対して多少の調べはしてありますので、その辺、必要であれば発表させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
3 番議員	はい、ぜひお願いしたい。
町民課長	今、話題に上っておりますアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置というものでございます。新車のほうの、かなりの割合で装置の装着がされているようになってまいりました。しかし、現在乗っておられる皆さんが、そういう装置のない車に乗られているのが現状ということでございます。調べましたところ、現在その装置の購入取り付けの支援ということで、自治体のほうで支援が始まっておるといことですので、その状況を申し上げます。東京都につきましては、本年の7月31日から、アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の設置補助を開始しております。対象となりますのが70歳以上の高齢者の方々、補助率は、購入あるいは取り付けの費用の9割の補助ということでございます。長野県のほうにお伺いしたんですけれども、長野県では担当の部署は県民文化部くらし安全課というところになりますが、現在、この装置への補助金制度はないということでございます。県内の市町村の中で、小川村、それから飯綱町の2町村におきましては、本年の4月1日から補助支援事業を開始しております、新車で購入した場合ということになっておりますが、安全運転サポート車というそうですが、これを新車で購入した場合に、対象としては65歳以上の高齢者の方で、補助額は1人1回限り3万円ということで、4月から行っているそうでございます。この装置につきまして、後づけで取りつけた場合、いろいろケースはあるんですけれども、大体3万円から5万円の費用がかかるというふうに聞いております。以上でございます。
3 番議員	実際にこの後づけのシステムができたのにつきましては、つい最近のことですございまして、らしいです。私もちょっといつということにはわかりませんが、つい最近のようですので、ある程度ほかの町村で補助して出しているということは、私もちょっと調べて、承知はしていたんですけれども、今、これについて出しているという町村は少ないというふうに理解をしているところであります。今、町民課長のほうから、金額等言われましたが、それについては本体の価格が5万5,080円ということだそうです。取り付け代が大変高いようございまして、最低5万円ということだそうです。だから、トータルすると10万ちょっとということで、老人が払うということになると

	<p>大変な大きなお金ということでもありますので、大変でありまして、それで、町としてぜひ高齢者の事故対策として、ぜひ補助金を出してもらえないものだろうかということ聞いてあるわけでありまして、町長の決断でぜひお願いしたいという、補助金を出していただきたいと、支援をしていただきたいというふうに思っているんですが、先ほど町長が1社ということでしたが、言われますように1社だけです、今のところは。他社もすぐ、これについては開発をしておりますから、間もなく他社についても出てくるというふうに思いますので、町長にぜひ、このものについて町として支援をしていただけないかどうか、お伺いをいたします。</p>
町長	<p>実際起きてしまうと、大変深刻な問題でございます。それは町益にはならないと思います。したがって、井出議員のおっしゃるように、これは前向きに検討させていただきたいと思います。</p>
3番議員	<p>ただいま答弁で前向きということでしたので、検討というふうに答弁されたらどうしようかと思っていたんですが、検討という言葉は、後でまた考えたらだめだったということも検討の中に入りますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいことと、もう一つ、小海町で生活をしている中は、どうしても車は必要だというふうに解釈をしています。町からぜひ援助できるように前向きに検討していただきまして、よい結果が出ますようお願いするとともに、もう一つお願いしたいんです。というのは、このシステムの啓発が、町民の皆様が承知しているのが少ないというふうに理解をしているわけですが、この辺につきましてもぜひ啓発をお願いしたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第3番 井出幸実議員の質問を終わります。 ここで1時まで休憩といたします。 (ときに12時06分)</p>
<p><u>第10番 井出 薫 議員</u></p>	
議長	<p>再開をいたします。 (ときに13時00分) 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>
10番議員	<p>10番 井出薫でございます。私は、きょうは、30年度決算より、各会計の収入未済額についてということで、現状はどう対応してきたか、また、これからどのように考えているかというような点を伺いながら、議論を進めていきたいと思っております。</p>

	<p>最初に、30年度の会計監査委員からの報告書が、今度の決算議会で、30年度の収入未済額解消についてということで報告が出されておりますけれども、資料を若干読ませていただきますと、収入未済額としては、一般会計で3,641万6,000円、あと国保、介護、後期高齢の関係で5,904万4,000円という報告がされております。前年度よりは若干未済額は減っているということであるけれども、大口の滞納者の多くは多重滞納者であり、これらを減らすことが収入未済額を減らすことにつながると考え、債務者や滞納者の生活実態、財産調査を的確に行い、計画的で適正な徴収に心がけるといようなご意見が出されております。それからあと、小海町奨学金の貸し付けのことも監査報告されておまして、9人の方から457万2,000円という滞納分があるということでありまして、審査の意見としては、やっぱり滞納額のほとんどが大口未納処分であるため、引き続き計画的な返済を徹底させるとともに、連帯保証人と協議するなど、債権回収に努められたいという報告がされております。それから、公営企業会計のほうでも報告がされており、水道料でありますけれども、これちょっと件数が、戸数ですか、ちょっとこの資料ではわからないんですけれども、額としては462万7,000円という水道料金の未納があると、滞納未収金の減少に努力されているが、引き続き分納誓約による計画的納付等により、今後もさらなる回収に努められたいというふうに審査の意見が出され、あと、まちの会計ではないんですけれども、住民の皆さんにとっては、公共料金としては下水道の関係の料金があると、これは町の会計でないもので、ちょっとよくわからないわけでありまして、そういった滞納、いろいろの種類があるということでもあります。そこで、私は町長の公約ね、町を元気にしたいという観点で、本滞納問題を議論していきたいと思っております。それにはやはり、現状を職員の皆さんがどういう努力されて現在に至っているかと、そういう現状と対応、ここいら辺の説明をまず最初にお願いしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは私のほうから、町税に関しましてお答えを申し上げます。町税につきましては、個々の事情や滞納総額を踏まえて、徴収対策を講じております。全部に共通することですが、新規滞納者を発生させない、滞納額をふやさない、定期的納付の確実な実施ということを念頭に、相談や徴収業務を行っております。また、県と共同徴収、滞納整理機構の活用などは当然に実施しておりますということで、30年度の取り組みの内容なんですけど、滞納整理機構への移管が3件で、移管滞納額は35万8,900円、徴収額が28万5,000円と、それから給与差し押さえが1件、自主納付が1件、再移管が1件という</p>

	<p>ことです。それと、県税徴収対策室との共同催告、戸別訪問の実施ということで、併任案件として16名のところへ行っております。併任滞納額は408万4,540円ということで、そのうち徴収額が117万6,000円余りということでございます。それから、開発公社と共同で、県外の滞納整理にも行っております。2泊3日で2名で訪問したのが、11名のところに訪問しました。その11名の滞納額が182万7,000円余りということで、うち3名の皆さんと分納の約束をしてまいったというところでございます。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>ただいま、この間の取り組みということで課長のほうから説明いただき、新規の滞納をふやさないとか、いろいろ相談をしたり出張もしたり、公社ともやったりというような話がされており、基本的には滞納されている皆さんとの相談をどういう中身でされているのかという点がもう少し、例えば例的なものも挙げていただきながら、こういうふうに行っているというようなこと。私、なぜそういうことを聞きたいかということは、やっぱり滞納徴収にかける、いわゆる労力、職員の皆さんの貴重なそういう資源をそういうところへ入れているわけでありましてけれども、実際にどのようにやっているかと。それで、会計も、例えばいろいろの会計があるわけだ。だから、そういう会計を各会計でやるのか、あるいはとか、また時期的にはね、集中的にやるのか、あるいは日常ふだんにやるのかというような点、この点を伺いたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>いろんな事情のある方がおいでになります。それで、本当に鬼のような取り立てをやっているわけではなくて、相談をして、事情をよく聞いた中で、例えば1人の実例を出してということなんですが、大口の滞納者の方がいます。個人で商売をされていて、まだお子さんが大学へ行っているというような方なんですけれども、その商売のローンが終わる予定が、とりあえずちょっと1年延びてしまったというようなご相談をいただいたときには、わかりましたと、それでは1年は、滞納分については返済は1年待ちますので、せめて当年度分だけはためないように、ぜひ納めていってくださいというような形でやりましたり、個々の事情、相手の事情も酌んだ中で相談をしてやっていると。あと、集中的に行っているかということにつきましては、要するに盆、暮れではないですけれども、そういったときには特に力を入れてやっていますが、ふだんもそういった分納の約束をしている中で、約束日に来られなかったとか、そういった方に対しては連絡をとって、今から伺いますからというような形で、6時過ぎに家へ戻られたところに訪問をして、徴収なり約束をしてくるというようなことをやっております。あと、特会につきましては、</p>

	<p>また担当のほうでお答えしたいと思います。以上です。</p>
<p>町民課長</p>	<p>特別会計につきましては、国保会計、介護保険、後期高齢ということであるわけですが、全体的な傾向、それから方法につきましては、町税と同様の方向で行っておりまして、徴収の時期につきましては、先ほど申された盆、暮れのころには税務係とともに徴収に行かせていただいているということでございます。国保税につきましては、農業研修生の方も数人おられるというのが毎年の傾向でございます。それから、介護保険につきましては、110万円ほどあるわけですが、大口の3名の方で約6割を占めている。また、後期高齢につきましては、2名の方、これご夫婦になるんですけども、その方でもうほとんど占めているといった状況がございます。また、町営住宅につきましても、180万円ほどございますけれども、上位といいますか、多い方から3名の方で75%、4名の方で89%というふうになっておりますので、重点的にやっていきたい。それから、監査委員さんからも指摘がありましたとおり、連帯保証人等についても考慮に入れた中で、滞納整理を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お疲れさまです。それでは、企業会計のほうの関係をご説明をさせていただきますというふうに思います。</p> <p>水道料の滞納につきましては、水道会計、出納整理の期間というものがありますので、1期だけの未納者もこの中にいらっしゃいます。全体の中で3分の1ぐらいですか、この中209人のうちの75名の方は1期のみの滞納者となっております。それから、分納等でやっていらっしゃる皆さんもいますが、分納の金額のほうがなかなか現年の水道料のほうに充当ができてこないというような点から、多少の滞納額がふえてきているというようなところであります。税の関係の未納者と重複している部分がほとんどかなというような感じは受けております。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>総務課長、それから各特会の課長から説明いただいたわけでありましてけれども、やはり監査委員さんが指摘されているように、多重の滞納を持っておられる方が非常に多く、限られた人数ではあるけれども、大きく占めていると。そういった中で、各担当の皆さんそれぞれに努力をされており、相談をされているわけでありましてけれども、基本的にやっぱり納税の相談という形で努力されているというふうに私は思うんですね。②番として、私はやっぱり今のような現状の中で、どのように考えているかという質問提起をしまして、基本的に滞納者の皆さんの所得から見た滞納、その人数と金額ですか、そういったものの資料をお願いしました。ぜひ、ここいら辺の資料説明をし</p>

	<p>ていただきながら、現在どのように考えているかというような点を伺いたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。ここにございます、先ほど監査委員さんのほうの決算の報告の中では、3,600万という数字が出てきておりますが、この3,100万円との差額は県税に当たる部分が入っていたということで、その県税の部分は除いてございます。町税としては3,100万円の滞納額があるということでございます。これを見ますと、議員おっしゃいますように、ざっと見て200万円以下の所得階層のところでも多く、滞納額も多くなっております。これをどう見るかなんですが、私もこういった税関係の職務に携わったことがあって、そのときに経験したことによると、必ずしも低所得だから税金を納めないというものではなくて、やはり税に対する意識が、滞納している皆さんはちょっと考え方が一般的ではないなというようなふうに思われるところもございます。実際にお宅に徴収に上がってみますと、車の新車は置いてあるわ、オートバイは置いてあるわというようなことで、決して苦しいというふうには見えない方も中にはおいでになりました。所得も低い、低いと言うんですけれども、例えば事業をなさっている方は、申告ですから、こういった部分もいろいろと経費を見込めば所得も低く抑えることができるというようなことで、必ずしもこの表から全てが読み取れるのかということ、実際には現場を歩いて、一人一人状況を見てみないとわからないというのが率直な意見でございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>今、総務課長の答弁の中で、確かに低所得と言われる200万円以下の皆さんの滞納は非常に多いというのが現状であるというふうに見えるということでもありますけれども、ちょっと議論する前に、未申告、町外、死亡、会社と、ここいら辺の説明をちょっとお願いしたいのと。町営住宅の使用料だとか保育料なんか、住宅の使用料は別に出ていたんですけれども、保育料なんかもあるんですけれども、そういうのはどうなっているかと、この数字の中でどうなっているかという点を伺いたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>未申告というのは、申告をしてない方で、恐らく所得があるだろうというふうに推測できる方だということだと思います。それから、町外というのは、もう町外へ出て行ってしまっ、行方知れずという方も中にはおいでになります。それで、例えば別荘の所有者だとか、そういった皆さんはここへ分類されるということです。それから、死亡というのは、亡くなってしまっ、取る先がないと。例えば、身内はいたんですけれども、相続放棄等をされてしまっ、請求する先がないという皆さんでございます。会社というのもし</p>

	<p>ろんなケースがあると思うんですが、倒産してしまったりして請求先のないところもあるということでございます。あと、保育料に関しては、担当課のほうでお願いします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>お疲れさまです。では、保育料の滞納の状況について、この表の中には含まれておりませんが、口頭で。この表には税、また水道料等の捉え方で掲載はしなかったわけですが、口頭で申し上げさせていただきます。</p> <p>決算の説明資料の中に掲載してありますが、全体で21万2,000円ほどの保育料の未納の金額があります。それで、該当者は3名でございます。その中で、13万8,000円の方が1名、4万5,000円の方が1名、2万9,000円の方が1名で、3名でございます。その中で、4万5,000円の方は町内にいらっしゃいますが、あとのお二人は転出をされております。そして、子供さんは既に成人をするような年齢に達しているということでございます。それで、徴収の関係であります、やはり出納閉鎖、またお盆、それぞれ節目節目に郵送等で請求をさせていただきまして、やはり相手さんの都合により、端数ではあります、徴収ができていないという状況です。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>総務課長、会社が倒産とか死亡とか、町外ですけれども、町税の何に当たる部分かというのをちょっと説明してもらえますか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>会社だとか町外というのは、固定資産税が多いんじゃないかというふうに思います。それから、全部はちょっと私も把握ができておりませんので、すいませんが、後で資料を提出するというのであれば、提出するようにします。</p>
<p>10番議員</p>	<p>一通り資料説明をしていただきました。そういう中で、先ほども言いましたとおり、所得から見た関係、それから未申告、町外、死亡、会社、それぞれ固定資産税などという説明ですけれども、ごらんのような状態だということでもあります。それで、私、1つ、総務課長が先ほど答弁された中で気になったのは、実際に訪問すると、車の新車があつたりとか、それぞれの生活をされていて、とてもそんな税金が払えないというような感じを持った人も何人かおられたという説明があり、また、これは私ちょっと問題の発言かと思うんですけれども、業者の皆さんなどは経費を多目にとれば、幾らでも税金が安くできるみたいに受け取れる説明がされたということであれば、私はこれはちょっと発言が問題ではないかというふうに思います。それで、私、国保会計、国保の中で最初やり始めたころ、よく国保税も払わねえでクラウンに乗っているというような話が、当時担当者から話がありまして、実際にそういう人は幾人いるんだと聞いたら、1人だという。私は、それで、ぜひ今、総務課長が言われたそういう、税は滞納しておるけれども、そういった車、</p>

	いい車に乗っていて、とても税金が払えないというふうに思えないというような方が何人ぐらい認識として持っていたのか、この点を伺いたいと思います。
総務課長	私ももう10年以上前のことですから、はっきりとは覚えてはおりませんが、滞納整理をして戸別訪問する中では、何人かはそういったことを見受けられたという説明をしたつもりなんですけど、端からそういうことだったというわけではございません。それから、問題発言と言われれば問題発言だったかもしれないですけど、自己申告というか、申告はいろいろな経費の見方がございますけれども、それをどういうふうに認めるか、認めないかで変わってくると思うんですけども、例えば我々はゴルフをしても経費にはなりませんけれども、中にはゴルフをしても経費になる方もおいでになるということも、何かうわさでは聞いたことがあるような気がするんですけども、そういった部分では、申告ということですから、私の認識が誤っていたら、訂正しておわびしますけれども、そういううわさを聞いたことがありますので、ついそういう発言が出てしまったということでご理解をいただきたいと思います。
10番議員	誤ってれば云々という問題でなくて、もう少し納税申告制度というものをしっかりと研究していただいて、行政の事務方のトップということであれば、もう少し責任のある発言を私は要求して、議論はこれ以上やりますとそれてしまいますので、進みたいと思いますけれども、町長に伺いたいんですけども、町でつくっていただいた資料を見ると、どう考えても生活困窮というんですか、不真面目と思える方もあるかもしれませんけれども、多くの部分でやっぱり生活に大変な実態がここにあらわれているというふうに私は思います。そして、町長、先ほど私言いましたけれども、町長の公約である町を元気にするという点からすれば、私はこうした滞納されている皆さん、もちろん一生懸命勤めたり、商売もやったりして、もっとよくしようという皆さんも、決して余裕で納税されているというふうに私は言いませんけれども、こういった皆さんにも元気になってもらおうと、それからこういう税金を滞納されていると、こういう皆さんにも元気になってもらうことが、やはり元気なまちづくりというふうに私は思うんですけども、町長の認識を伺いたいと思います。
町長	私も数年前まで、民間人として、そして社長として事業をやらせていただいたというときに、ことしは非常に内容も濃く、いい経営ができたなという、私の以前の会社は6月が締めで、8月31日までに税金を払うわけですが、ほぼ

	<p>あらかたの利益は税金に消えていったというのが1つの結果であります。しかし、私は、納税は国民の義務でありますので、それを誇りに思っております。高い、安いは会計事務所が、会計士さんがやっていただいて、会社の方針を出すということでした。したがって、この課税の内容につきましては、これが正当でないという話になれば、これはもう議論にならないわけですが、ぜひ所得の中でできるだけ税金を払っていただきたいと。それは、先ほど申したとおり、この日本の国に生きていく限りには義務だと私は思っております。井出議員のおっしゃる、低所得者の中に納税されない皆さんが多いのはちょっと不公平みたいな部分も聞こえますけれども、やはり税額を決めるということは、これは全て平等の立場で行っていると私は認識しておりますので、ぜひ何とか頑張って納税をしていただいて、さらに元気になると。私も数千万の納税を何年か続けるときにはですね、一時はちょっとへこむわけですが、それが誇りであるという自覚を持ってやっていた覚えがあります。そういった気持ちでやっていただければ、必ずや元気になっていただけるのではないかというふうに思っています。</p>
<p>10番議員</p>	<p>私は、その申告の仕方が云々とかね、そういうことをいろいろ言っているつもりはなくて、町長、最後に言われましたように、やっぱり税金を滞納されている皆さん、こういった皆さんにもぜひ元気になっていただいて、それで納税もやっていただくというふうなことが、私は滞納整理の一番の狙いだというふうにあると思いますし、また、そういう方向でなければ私はまずいというふうに思うんですよ。そういう意味で、ちょっと紹介をしたいんですけども、町長、覚えておられるでしょうかね。去年、町長は初めて町長になりまして、最初の6月議会で私、町長に一般質問したわけでありまして、地方自治体の役割は住民福祉の向上だということで、地方自治法の第1条に書いてあるということと言ったんですけども、実は私よりもっと上手に、わかりやすく話をしてくれる人が見つかりましたので、ちょっと紹介したいんですけども、滋賀県の野洲市、琵琶湖の東のちょっと上のほうに、これ人口が5万人ぐらいな市なんですけれども、実はこの市長さんが8月30日に松本市へ行きまして、野洲市の滞納整理、こういったまちづくりに対する講演をしていただいたということで、そういった情報もいただきましたので、私も若干調べながら今、紹介するわけでありまして、この方はまちづくりの役割というのは、伸びようとする市民や企業への成長支援、それから困難な状況にある市民や企業への自立支援だと、これがまちづくりの原点であり、そしてしっかりとしたルールをつくる、秩序と安全を守ることだ、</p>

それには透明性と公平だと。そういうことによって、元気と安心を伸ばすまちづくりができるというふうに言われております。それで、きょうの話でありますけれども、例えば先ほども話しありましたけれども、滞納というのは国保税だとか保育料、小海は学校給食費はないようでありますけれども、こういったのが重複して多重になっていると。困窮する市民に差し押さえなどの滞納整理をすれば、市民生活を破壊する。生活支援と納税支援を一体化した支援が必要だと。この市は1年と4カ月ぐらいかけて、債権管理条例と、そういうのをつくったんです。職場の中で今の滞納をどうするかと、どういう問題があるかと、こういうことを役場の中でもいろいろ議論をし、進めてきたということで、債権管理条例の基本的な考え方というのは、滞納整理による一段の窮地に追い詰めない、それから生活困窮シグナルとして受けとめ、支援をします。滞納している人は生活が大変だと、商売やっている人も滞納している人は大変なんだと、こういう認識でもって行政が支援をします。それから、3点目として債権の一元化、滞納者の負担を軽減すると。要するに、いろいろな税金があって、いろいろな役場の人が次から次へと行けば、滞納者には過大な負担になると。だから、そういった意味では、一元化をして、それで生活支援、営業支援を含めながらやっている、こういう債権の管理条例というのをつくられたわけです。それで、その後、野洲市で暮らしを支え合う条例というのをその後つくったんです。これは、まず市役所の相談だとか支援機能はまちづくりのエンジン役だと、市民からの信頼を高めることでその機能が高まると。要するに、町民から見て、役場の職員が信頼されるような人間にならなかつたら、腹の割った相談もないし、腹の割った解決策も見出していけないと、こういうことを基本にして、さまざまな支援相談をやっているということなんです。だから、私、先ほど基本的に職員の皆さん、小海の職員の皆さんも頑張っているんですけども、納税の催促というか、納税の方法とか、そういう相談には行っているけれども、一人一人の方にどういう困難な問題があって、どうやったら元気になれるかと、こういう部分をやっぱり相談していくような滞納整理にしていくという、そういう考え方をやってきたと言うんですよ。ぜひいろいろ調べていきながら、町でも研究してもらいたいんですけども、問題は、やはり先ほども言いましたけれども、小海町を元気にするというのには、町民の皆さんが元気になってもらわなきゃだめだと。それで、滞納されてない方、元気で頑張っている方はもちろん元気になってもらうわけですけども、滞納されたりしている方には、病気があったり、離婚があったり、どうしようもなかったり、さまざまな事

	<p>情があるわけです。ですから、やっぱり監査委員も報告しているように、一人一人の皆さんの実情を深くつかみながら、行政が信頼をされるような対応しながら、その人たちの生活レベルを持ち上げていくと。そして、そういうことのできるしっかりとしたルールをつくるというような、こういう提言だと私は思うんですよ。ぜひ、町長もこういった点でのご研究をしていただきながら、悪くいえば借金取りみたいな税の滞納整理でなくて、住民生活のレベルを上げていくというような、そういう方向性を大いに研究してもらえないかというのが私のお願いなんですけれども。</p>
町長	<p>井出議員、まさに素晴らしいご提案であると思います。私も思うんですけれども、納税をしたいという気持ちを持っていただくということは大変大切なことだと思いますし、またそれが一番近道だというふうに、今聞いていて感じました。それと、ここにあるニヒャク、足すと30ぐらいになるんですかね。この皆さん一人一人という話なんですけれども、やはりその中身をよく精査しないと、どうしても払いたくないという信念を持っている方も中にはおいでで、そうでない、やっぱり払いたいたけれどもこうであるというようなお考え、それから内容であることについては、町は十分に相談に乗らなきゃいけないというふうに思っております。いい方法ではないかというふうに私は思っております。</p>
10番議員	<p>先ほどね、職員資源の無駄なようなことはやめよう。ない人のところへ税金払えなんて行ったら、そんなことは無駄。それより、貴重な職員の皆さんにはもっと相談に乗って、その人が税金払えるようなそういうレベルに上げるとか、相談とかそういう仕事をやってもらったほうがいいというんですよ。だから、行ってもらわないようなところへあんまり力を最初は入れないで、それよりはやはり信頼を持って、しっかりとした生活相談体制などをつくると、市役所の中に生活相談支援課というのがあるんですよ、野洲。それで、野洲ワークというのがあるんです。市役所の中に職安をつくっちゃったんです。それでもって、やはりこの人にはこういう仕事とか、あの人にはこういう仕事とか、支援だって役場の職員だけじゃないです。庁外の皆さんで、各界のベテランのそういった皆さんにも一緒になって対応してもらおうような、そういう体制づくりもして進めているというのが野洲市だそうです。債権適正管理検討プロジェクトチームというのをつくって、1年4カ月しっかりとやはり議論したというんです。それで、さきの債権管理条例、いろいろ法律的に、プライバシーの問題とか、町税だけだらないけれども、それ以外の問題だっていろいろあるわけですよ、市民の皆さんにすれば。だから、そう</p>

	<p>いったことや何かだつて、各方面のプロの意見を聞きながら、こういう国の法律にはない条例を制定したと。それで、先ほど言いましたように、くらし支えあいのまちづくりの条例もつくったということで、ぜひ町長、まだ任期始まったばかりでありますし、町民の元気をつくり上げていくという点からすれば、ちょっとじっくりとした検討する、こういったプロジェクトチームをつくりながら、何とか滞納整理の方向性、そういったものを考えていってもらえないかということをお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>今、井出議員のおっしゃるとおり、滞納者はやはり自分が不幸だと思っております。それを幸せになっていただくには、やはり納税していただくというのが基本になりますが、その方法として、今、井出議員のおっしゃったものも大変いい方法だと思います。それから、やはり絶対的なものなんですよ、税金というものは。私、そう思います。国や町をつかさどるには不可欠なものであるという認識のもとでやっております。したがって、納税の意思を高めるべく、先ほど総務課長が言いました、足をかけてわっと来るようなことはしないという、それはもちろん基本なんですけれども、やはり生活を尊重しつつ、さらに納税していただくという方法を模索していきたいと思っております。ただし、職員も滞納のところに足を運ぶということは、1つのこれは仕事であり、我々の義務でもあろうかと思っております。その方法ですね、それについてはまた参考にさせていただきたいと思っております。</p>
10番議員	<p>滞納されているときは、町長言われているとおり、町民の暮らしを支える財源であり、それから全ての町民に還元される財源ですよ。ですから、そういった意味では、滞納をなくしていくということは非常に大事な話であるし、町民のもちろん義務であると。しかし、さまざまな事情の中で税金を納められないでいるというような方のほうが、私はこの所得から見た実態の中でも明らかだと思うんです。ですから、やはりそういった皆さんに対する生活支援といいますか、営業支援といいますか、仕事づくりといいますか、そういったものを体系的に受け入れられる、そういった部署というのをしっかりと私は研究していく必要があるんじゃないかというふうに思います。</p> <p>それでは、続きまして、2番の野良猫対策についてということで、その後の対応はという通告をしてございますけれども、それまで、ぐーっと何回か、私は野良猫対策ということで議論をしてきましたけれども、実際に不妊手術や去勢手術などをやっている市や町、村を見たときに、実は飼い猫対策なんだと。飼い猫対策として、幾つかの市町村では補助をやっているというような議論を6月議会にさせてもらいまして、町民課長もいろいろ、実際にそう</p>

	<p>いうことをやっている部分はどのようなものがあるかというようなことを調べていただいたというような答弁がされており、町長は、「今度は不妊・去勢というようなものは野良ちゃんよりは簡単にできるんじゃないかというふうな方向になるかと思いますので、係のほうとまた研究して、予算がどの程度、どうやればというような形になろうかということで、私はそういう認識でおる」という答弁をされているんですけども、その後の取り組み、方向性を伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>猫の対策につきまして、10番議員おっしゃいましたとおり、6月定例会におきまして、猫の不妊・去勢手術の費用に関して助成金の創設を検討していきたいという答弁をさせていただいております。実際、既にやっている市町村の状況とかも調べまして、その後あるいは今後の対応といたしましては、新年度の当初予算に向けまして、助成事業を計上してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
10番議員	<p>私、この野良猫対策で何回かやらせていただきまして、それを見た、議会だよりを見た方が、役場のほうへ私も封筒に書いて出したんだよという方もおりまして、その方は、自分の家の車庫に、ご近所の猫が段ボールの中に子供を産んで、知らねえでいて、何の気なしにシャッターあけたら、中から親猫とが飛び出してきたと。それがその後、親猫が子猫をくわえてどこかへ行ったという話をされているんです。それで、よく聞いたら、やっぱり近所の誰々さんの家で、猫がうんといっぱいいるんだというような話をその方はされていまして。それで、困ることは、やはりそういう猫がやたらふえることと同時に、畑なんかでかんましてあると、そこにいろいろね、生き物ですから、それなりのものを置いていってくれるというようなことでも苦しんでおりました。ですから、私は早急に、やはり対策を練っていただくということで、課長、今、新年度からというような話もされましたけれども、私は、できれば、例えばよそでやっているような5,000円とか3,000円とか、そういう形での補助になるのか、あるいはどういうふうになるのかわかりませんが、新年度を待たずに、早急にということが私は求められているというふうに思うんですよ。それは、この質問を始めた最初のころに言いましたけれども、メスが1匹3年間で2,000匹になると。年に何回かお産をしてふえるという意味からすれば、私は緊急性といいますか、そういった部分というのは早くやっていただきたいというふうに思うんです。それで、ただ単に早くということではなくて、住民の皆さんに知っていただくという点からしましても、新年度ではそれよりぐっと先になりますし、もう少し早く、何とか努力して、</p>

	<p>条例などをしっかりとつくっていただけてやっていただければ、12月議会からでも間に合わないわけではないと思います。そうすることによって、住民の皆さんへの周知も半年近く早くなるのではないかとこのように私は思うんです。そういった意味からすれば、ぜひ新年度ということではなく、準備をしていくということは不可能かどうかという点を含めて、町長にお考えを伺っておきたいと思っております。</p>
町長	<p>井出議員の何度かにわたる意見、それから調査等々、ありがとうございます。2,000匹の話も聞いたわけですが、そういうふうになっていけば大変ですので、できる限り急いでこれを進めていきたいと思っております。</p>
10番議員	<p>ぜひ、そういった方向で努力していただきたいと思っております。それで、しつこいようですけれども、先ほどの滋賀県の野洲市長の話をちょっと改めてさせていただきたいと思っておりますけれども、まちづくりの役割は、伸びようとする市民や企業への成長支援、それから困難な状況にある市民や企業への自立支援、そして秩序と安全を守ることだと。「透明、公平・公正を基本として、市民の皆さんとともにその実現に取り組む」と言いながら、実はこの後ですけれども、「透明性の確保は、チェック機能が働くことに加え、市民の信頼感の高まり、さらには市民や職員からのさまざまな提案がされることによる革新と創造性の向上など、多様な効果がある」と、こういうふうに言っておられるんです。ぜひ住民福祉の向上と、私は大ざっぱなような物の言い方をしましたけれども、町民目線で、一人一人の町民の要望にしっかりと応えていく、そのためにしっかりとルールをつくり、透明性を持って運営していくと。私は、やはりこういった部分を改めて行政の皆さんにお願いし、私もそういった方向でさらに努力をしていきたいということ申し上げまして、一般質問を終わりたいと思っております。</p>
議長	<p>以上で10番 井出薫議員の質問を終わります。 ここで2時5分まで休憩といたします。 (ときに13時52分)</p>
<p><u>第2番 渡辺 均 議員</u></p>	
議長	<p>再開いたします。 (ときに14時05分) 次に、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。 なお、お手元に資料がございますが、全員協議会等では出されてある資料ですので、これを許可してあります。</p>
2番議員	<p>第2番 渡辺均でございます。通告に従いまして、これから一般質問をさせて</p>

	<p>いただきます。</p> <p>今回は、私自身が発表している「アスのコウミをヒラク会」、通称タクミ会と呼んでおりますが、この広報紙に対して、町広報のあり方、それに関する行政の事務取り扱いについて幾つかの疑問を感じましたので、そのことについて質問させていただきます。今、議長からも紹介ありましたが、お手元に3つの資料を用意しました。資料1は、役場からのお知らせ160号、8ページのコピー。資料2は、1の記事の取り扱いに関する公開質問と町の回答。3番目は、この問題について全員協議会が開かれまして、協議会の席上でまとめられた3項目の要望事項でございます。公開質問を行った理由として、広報の扱われ方がゆがめられているのではないかと、私は実感いたしまして、この質問で取り上げさせていただきました。</p> <p>資料1は、私の議員活動に対する行政の不当な干渉であり、圧力でもあり、公平・公正、中立と、こういった法令遵守、こういった行政の適正な運営にほころびが出ていると感じたからでございます。まずは、広報のゆがみの何点かをご指摘させていただきます。初めに、「わたなべ通信という印刷物が」という書き出しで資料1は始まっておりますが、わたなべ通信は得体の知れない、何かしらいかかわしいものであるという印象が、この書き出し方では印象が与えられてしまいます。政党の広報紙に対する不適切な表現で書き始められている、このことを非常に私は問題だと思っております。続いて、謝った内容等があり、正しい内容を知らせるようにと記し、本来見解の違いと考えるべき問題を、誤っていると決めつけています。さらに、再三の要請に応えず改善されないと断言し、おわびと訂正を載せている私の姿勢を否定し、渡辺は不誠実であるといった印象を与えております。こういった私に対するいささか誹謗中傷にも感じられるようなことについて、問題として取り上げさせていただくわけですが、まず第1に、一議員の意見、見解を広報という公の紙面で取り上げることは、果たして適正なことなのかどうか、これを担った総務課長の意見をお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>そもそもですね、この個人の問題について、今、渡辺議員さん、「私の」というふうに言いましたけれども、一般質問のあるべき姿というのがちょっと違うんじゃないかなと。町の広報の出し方だとか、そういったことに関していろいろと議論するんであればあれなんですけど、私の問題、これを一般質問でやることは私はいかなものかなというふうに思いますが、そのあたりのしよっぱなの出方はこれでいいんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>ちょっと待ってください。一般質問は、議員が執行部に対する質問であって、</p>

	<p>執行部のほうから議員に対してこれはどうかと言うのは、一般質問の趣旨と外れていると思うけれども、その質問は通常はできないって解釈するのが議会のならわしだと思いますが。だから、質問者の質問に対して答えていただきたいと思います。</p>
総務課長	<p>大変失礼いたしました。先ほどの「わたなべ通信という印刷物が」、何か得体の知れないというような書き出しだと、これについてはそれこそ解釈の差がありまして、私はそういうつもりで、この文書は私がつくったんですが、そういうつもりで書いた思いはございません。「わたなべ通信」という議会報告が印刷物として出回っているということを率直に述べたものでございます。それから、間違っているという書き方、これは渡辺議員さんおっしゃいますとおり、解釈の差でありまして、私はそういうふうに捉えました。できる限り現実に近いものを町民の皆さんにはお知らせしたいという思いで、こういう文書になったかと思えます。9億円借金を抱えている、これについては数字は確かなものです。しかし、交付税で見えてくれる分もありますので、実際にはそういう形にはなっていないということを町民の皆さんにわかっていただきたいということで書いたものでございます。</p>
2番議員	<p>質問は、一議員の見解を広報で取り上げることがどう思うかと聞いているんです。それにお答えください。</p>
総務課長	<p>この件につきましては、議会でも全員協議会でそういったことをやりまして、それについては役場というか、執行部のやり方は間違っているというふうに議会のほうからはご指摘がありました。それで、この資料でも出されているとおり、8月8日付で要望ということで、3つの点についてご指摘をいただいて、やめるべきだということでいただきました。それは真摯に受けとめて、今後はやりませんということで、1つの区切りがついた問題だというふうに私は解釈しておりますが。</p>
2番議員	<p>間違っていたという回答で認識させていただいてよろしいわけですね、いかがですか。</p>
総務課長	<p>私の気持ちの中には半々でございませけれども、議会の総意として間違っているというふうに言われましたので、それについては真摯に受けとめるということでございます。</p>
2番議員	<p>今、間違っているということを認めていただきましたので、これ以上余り深掘りはするつもりありませんが、少なくとも言いたいことの幾つかは申し上げておきます。1つは、私は誤りについては訂正記事を書いておりますが、町側は改善されないと、この文章で掲載しております。この点を1点、是正</p>

	<p>していただきたい。私は、過ちは改めておりますので、それをご確認ください。それから、「正しい情報」が云々かんぬんという記事がありますけれども、今、まさしく町は間違っていると申されました。私は、例えば広報に書くのであれば、町としては健全な財政運営をしていると考えているが、赤字財政ではないかと考えている議員もいると、こういうふうに併記すれば何も問題がないわけです。そこ、思考の不足した点が非常に大きな問題なんだ。しかも、この間、何回か、私の意見に対して修正を求めてきました。これは、ある意味で言論の自由を妨げ、議員活動を妨げる不法行為であり、総務課としての職権濫用の懸念もあります。さらに、それを広報で報じたこと、これが致命傷でございます。広報のあるべき基準を逸脱し、明らかにこれは大きな過失ではないかと思っておるわけです。まして、私の政治団体に対して、特定の政治活動に対して行政が広報で、公権力を用いてこれを行政指導するという行為について、改めて私は、もろもろについて反省の余地はないものか、ご意見をお伺いさせていただきます。</p>
副町長	<p>私のほうから、ちょっと感じたというか、改善されていないということなんですけれども、当然、1回出して誤りがあれば、次の号で改善するということは当たり前のごさいまして、そのようなことを言っているわけじゃなくて、改善されないというのは、前々から、一番最初に出すやつをもうちょっとしっかり、訂正がないように確認して出していただけませんかということをやうと前々から言っていて、それが改善されてきてないということをお願いしているということで、よろしくお願ひします。</p>
2番議員	<p>その辺も見解の違いがありますが、時間の関係もありますので先にいきます。私は、少なからず、公民館報、町からのたよりということで、わたなべ通信が信用を損なわれたということで、ある面、おわびと訂正の形で、名誉回復の紙面を用意していただきたいと思いますが、いかがでございましょう。</p>
町長	<p>渡辺さんとは、私は町長になってからずっとこの件についてもお話をしたと思います。それから、わたなべ通信に対しての私、あるいは三役の意見も言わせてもらった経過があります。そして、この請求のどうの、何がどうのというものも町長室でお話をした経緯があると存じます。そういう中で、議員さんと私どもの信頼関係を構築していくという部分では、やはり曖昧のことはいけないわけですが、お互いに信じ合うという部分について、わたなべ通信の中でお書きになっている部分が非常に私どもの誠意といひますか、やる気というものをそぐような部分が見受けられたので、ぜひこうしていただき</p>

	<p>たいということは再三にわたって申し上げました。そして、8月8日、全員協議会があり、そして議長さん、副議長さんが町長室へおいでになって、この3つの要望についてを渡されました。私が直接渡されました。そして、これを読んだときに、これは先ほど総務課長が言うように、真摯に捉えていきたいという形であります。したがって、これ以上、渡辺さんについては、ここに書いてあるとおりですので、そんなふうにつけさせてもらいたいと思います。また、議会で決まって私どもへの要請でございますので、何かありましたら議会のほうへ言うていただいて、私が返事をする、この形をとっていただければというふうに思います。それから、やはり事実であれば何書いてもいいかという部分については、やはり一緒に町を形成している我々なんですから、事前の話とか、それからこういうふうに掲載するよとかいう部分は、多少お話があってもいいんじゃないですかね。そうしないことには、我々の信頼はいつになっても構築されないと思います。みんな一生懸命なんですよ。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>今の町長のお言葉は、私にとっても大変助けになるお言葉でございます。もとより町のためにという一念で私はやっておりますので、そこが共有できれば、これからどんどん町のために推進していきたいと思っております。その上ですね、やはり過ちはきちっと訂正していただきたいということで、今、町長も少し触れましたけれども、料金請求の問題、この事実関係の流れをきちんと整理しておきたいと思っております。私、町長室で町長から、「渡辺、このおまえの文章、事実かもしれないけど、本当に町のためになるのか」と、ひょっとして間違った情報を与えて、行政の推進力を阻害するような危険があるんじゃないかというようなことを町長からも聞かされたように、言葉がそのとおりかとは別個として、そういう趣旨のことを町長から聞かされましたけれども、そのことについては、町長、ご記憶でございますか。</p>
<p>町 長</p>	<p>はい。私の申し上げたかったのは、数字を羅列することによって、町民の皆さんに不安感を与える、あるいは町は何やっているんだというような形のものが起こりかねない。2町4村の中での部分を比べたものとか、それから今、冒頭で出ました9億円の借金とかいう部分については、あす々小海町が、我々が町民の皆様に変な迷惑をかけるとか、それから行き詰まってしまうとかということではありません。渡辺さんの文章を読むと、困っちゃったなというような部分にとれる部分もございまして、ぜひね、その辺の町民に対する不安をあおらないようにということをお願いしたのが1つと。それから、そういったものを全て含めた中で、わたなべ通信の渡辺さんがそうやってやってくれることが本当に町のためになるんでしょうかということをお聞きしたい。</p>

	いたつもりで、まだご返答いただいていませんけれども、これはそれを言うところじゃないので、再三にわたってそのことは私は言いました。
2番議員	もとより、先ほども申し上げましたけれども、私なりに町のためになると思ってやっていることをございますから、返事をいただいていないというご質問は的が外れているかなと思います。町のためにやっているんでございます。財政が安定しているか、不安定かというのは、事実を開示して、こういう考え方もあるけれども、こういう考え方もあると、町民の皆さんいかがですかということを示すのが本来の姿で、判断するのは町民の方が判断すればいいわけ。今回、そのことは特に言ってないんです。私は、8,960円という料金請求、これがどういった根拠でなされたのか、そこがわからないんです。総務課長にお聞きしますけれども、どういった根拠でこの請求を起こされたんですか、ご回答をお願いします。
総務課長	渡辺さんも覚えがあると思うんですけども、町長、副町長、私、それから渡辺議員さん、4人で町長室でこの件についてお話をさせていただきました。その折に、この渡辺議員さんの書いた記事については、やはり早く訂正を載せていただいて、要するに町民の皆さんに余計な不安を与えない、そういったことで早く対処していただきたいというふうに申し入れを行って、もし渡辺議員さんのほうで出さないのであれば、こちらで広報を使って、それについての反論を載せて、その費用については渡辺さんに請求をさせていただきますというお話を申し上げたかと思います。そのときに渡辺議員さんのほうも、特にそれについて私は払わないよとか、そういう否定はなさらなかったと。ですから、実際にこういう形になったもので、載せさせていただいたということでございます。
2番議員	少なからず協議した事実は認めますけれども、そこで私が、今言ったような総務課長の取り扱いを是認したことは一言も言っておりません。私はそれについて返事をしておりません。要は、協議してないんです。協議の中身は誓約されていないんです。そのことだけは確認しておきます。それで、それでは協議を行えば、もろもろ町民に対して町が何らかの名目で請求を起こすことができるんでしょうか、その根拠を教えてくださいと言っているんです。
総務課長	例えば、町の土地を個人に売るとか、個人から払い下げ申請があって売るといったようなこともありますけれども、町は昔からずっと原因者負担ということを原則にしておりまして、原因があるほうが費用負担をするということをやっています。これは、原因者負担ということで、その場で契

	<p>約を交わして、この費用についてはお支払いいただきますということでやってきておまして、今回のケースに関しまして、合議の中で、契約は取り交わさなかったですけども、口約束も契約になりますので、約束はしなかったということなんですけれども、そこで否定もしなかったということだから、我々は受け入れていただいたという解釈でございました。そもそも、今話をしていることについては、8月8日の全員協議会で全てお話ししたつもりなんです。ですから、できましたらそのときのことを尊重していただければというふうに思います。</p>
2番議員	<p>私は、なぜ料金請求が行われたのか、私なりに考えました。この中で、町長からも先ほど、私は町民の不利益になるようなことを書いたり、不安に陥れるようなことを書いたという、まさにそういうことが事実としてあって、そのことが町に対して不利益を生じさせたんだなということを考えまして、その不利益に対するいわば処分、こういった形がこの料金請求の根拠になっているのかなというふうに考えまして、今、総務課長から、原因者負担という契約も、そういった不利益処分の一環というふうに考えられているわけですが、そういう認識で、総務課長、よろしいんでしょうか。</p>
総務課長	<p>私の言ったことと今の捉え方は違うと思います。</p>
2番議員	<p>どのように違うんですか。</p>
総務課長	<p>ですから、お互い話をする中で、そもそもの原因者は渡辺議員さんであったので、ご負担をいただけますかと、いただきますよという話をしたときに、了承もされなかったけれども否定もされなかったということで、我々は了承されたものと思い込んで請求をさせていただいたと。この件につきましても、議会のほうで請求すべきではないというご意見をいただいておりますので、それはもう真摯に受けとめて、そうしますというお答えをしておりますので、一件落着している問題だというふうに解釈しておりますが。</p>
2番議員	<p>どのように解釈しているかは、今の問題じゃないんです。私自身がやはり理不尽であるということに対して、適切に伝えていただきたい。今、不利益処分じゃないということと原因者負担、これで契約を交わしているということで、契約なんか交わしておりませんから、そもそも成り立っていない話でございます。では、不利益処分以外のどういった理由で料金が請求されたのか、全然説明されておられません。ただ、そのことで、ちょっと時間も押していますので、こういう不鮮明なやり方で料金というのが、町民にある面一方的な通告で、是認もしなければ、否定もしないから出してしまえと、こういうやり方というのは、果たして適正な方法なのかどうか、副町長、いかがです</p>

	か。
副町長	今回の場合は異例、ここにも書いてありますように、異例のことですと ということでございまして、一般論では論じられないことだと思います。今 回のことは異例のことなもので、これは全てこんなことでやるということは 絶対ないこととございますので、異例中の異例ということで考えていただい ければと思います。
2番議員	異例であっても、ある面不法行為に当たるんじゃないかと思うんですがい かがですか。
副町長	不法行為というか、話の中で進んできていて、そのとおりにやったとい うことなので、不法行為に当たるかどうか、ちょっと私よくわかりません。
2番議員	少なくとも契約もできていない、言った、言わないのレベルで請求書が発 行されること自体が非常に問題なんです。これが異例中の異例であるとい う形で処分していい問題なのか、それは一旦棚上げして、私は、私に対する いわば不法行為であると、要するに私の人権を侵害しているということにな ります。この件については、地方公務員法の32条では、公務員は、職務 の遂行に当たり、法令、条例等に従う義務があると。義務というのは、 条例等に料金請求の根拠があるということです。それが無いにもかかわらず 行っているから、不法行為だというふうに申し上げておるんです。その ことをまず申し上げておいて、次の質問に移ります。 公開質問6の(3)では、「議会の皆様の意見をお聞きし、請求の撤回を 含めて検討したい」とありますが、議会の意見はいつお聞かれになりました か、総務課長、お聞かせください。
総務課長	渡辺さんのお手元にはこれはないでしょう。
2番議員	あります。
総務課長	このとおりでございます。
2番議員	この8月8日の全協のときに、初めて説明で撤回しますというふうに申 されました。撤収も含めて、議員の皆さんと検討すると、事前に検討す るといふふうに、公開質問状ではこう回答しているんです。その事前の 意見聴取はされたんですかと聞いているんです。いかがですか。
総務課長	すいません。ちょっと質問の要旨がわかりません。もう一度お願いします。
2番議員	8月8日の全員協議会の席上で、理事者側から、わたなべ通信への料金 請求は取り下げますという説明が行われました。その取り下げることにつ いて、私の公開質問状には、事前に議会に諮って検討しますと回答されて いるんです。ですから、事前にその検討がいつなされたのかと聞いている んです。

	<p>おわかりですか。議長、ちょっと時間がなくなっちゃうんで、急いでお願いします。</p> <p>時間が迫るので、早目に回答をお願いします。</p>
議長	<p>答えられませんか。</p>
総務課長	<p>議会の皆様のご意見をお聞きした上でというのは、全体には聞いておりません。ちょっとこれがよくわからないんですけども、いずれ全協ではお聞きした中でやったということです。</p>
2番議員	<p>公開質問状に対して、間違った、履行しない回答をしているわけですよね。事前に議会に諮って、取り下げも検討するって書いてあるわけですけども、そのことを確認しながらですね。私は、やはりこの一連の料金請求の問題は、法令に準拠しない請求を起こしていると。公開質問に回答したことも履行しないで取り下げている。課金したことも、取り下げたこと理由も明示していない、要はそれは根拠がないからです。このような料金請求というのは、条例や規則に従っているという公務員法や行政手続法に明らかに抵触し、問題があると考えます。このようなことを実際に行った執行者に対して、場合によっては地方公務員法28条や29条に照らして、相応の責任をとるべきではないかと思いますが、町長、いかがでございましょう。</p>
町長	<p>今、渡辺議員の質問がちょっと解釈できないという部分がありますけれども、少なくとも、今回のこういったものが起こってきたのは、先ほど解釈の違いというものはそれではないかと思えます。余りにも数字の違いがあり過ぎた、毎回あります。そういった部分を鑑みまして、ぜひ正確な情報を町民の皆さんにお伝えしたいということで、再三にわたって協議した覚えがあります。その積み重ねでこうやってきたわけですけども、渡辺さんの今、何がいけないかということを言われているところがちょっと私には理解できませんので、よく精査した中で進めていきたいと思いますが。</p>
2番議員	<p>今、私の質問には答えられてはない。私が私個人の問題を取り上げているのではなくて、広報の取り扱い方に非常に、いわば行政側として守るべく公平や公正、中立、こういった観点が欠落していると、こういったことが総務課を中心に行われているということは、行政全般をゆがめることになるからだという認識で私は質問しているんです。したがって、一旦瑕疵があった場合には、しかるべく厳正な処分を私はお願いすべきではないかと。しかも、歴然とした公平・公正、中立を侵食するような行為が行われている事実があるわけですから。そのことはしっかりけじめをつけるのが、基本的な行政マンとしてのあるべき姿ではないかと。そういうことを積み上げていかないと、小さ</p>

	<p>なことを看過していくと大きな過失につながる、そういうことを危惧するから私は取り上げておるんでございます。たかが8,900円の料金がどうのこのじゃないんです。手続的に瑕疵があったら、やっぱりそれはまずいんです。まずいことを反省して、行った方をしっかりその責任を明確にし、町民に示すと、こういう態度が必要じゃないかと思っ、私は一般質問をしておるわけでございます。その上で、今申し上げましたこと、法令に準拠しないで請求書を起こしたと、これははっきり公務員法違反です。このことについて、しっかり私は責任をとるべきだということを申し上げて、そのことのとる覚悟はありますかと町長にお聞きしているんです。</p>
町長	<p>公開質問状のご返答の中で、6の(1)についてということでございます。公民館報第512号の印刷費は、全体で18ページであり、24万2,000円で、当該記事1ページの3分の2の分は8,960円となりましたということですので、その分をご請求したと。それについて、町長室の中で4名で渡辺さんにお話をし、そしてその後も、あれは払えないやというような返答はなかったということで、請求をさせていただいたという経過がございます。それはおわかりですよ。</p>
2番議員	<p>はい。</p>
町長	<p>今、渡辺さん、先ほどから言っている根拠がない、根拠がないというのは、ここに根拠ありますので、ぜひご理解願いたいと思います。</p>
2番議員	<p>先ほど根拠を示せと言ったことに対して、協議をしたと。でも、協議は物別れに終わっているんです。私が強いて根拠として求められるものは、私が町に与えた不利益処分じゃないのかと言いましたら、それでもないと言いましたよね。何なんですか、それじゃ。印刷費の一部負担、それは不利益の中身に該当する項目立てなんでしょうか、違うでしょう。印刷経費であれば、印刷経費として別の項目立てであらわすべきであって、損失利益、その積算の数字でなければ請求金額としてはおかしいんです。そこのことの意味わかりますか、総務課長。ちょっと理解を、どのように理解したか、ちょっと話を聞かせてください。</p>
議長	<p>黒澤町長。</p>
2番議員	<p>総務課長に聞きます。</p>
総務課長	<p>これについては、純然たる印刷代ということで請求をさせていただいております。先ほど町長のほうから申し上げました全体で20何ページあって、1ページ当たりがこの金額になるということで、あ、1ページ当たりというか、1ページのこの下の「憩うまちレポート」は、この分は除いて、この数字を出</p>

	<p>してございます。先ほど来申し上げているとおり、町長室で4名で協議をしたときに、承知もしてないけれども否定もしてなかったですよ。だから、我々はもうそれで渡辺さんが納得されたんだという理解でございました。そのときに、やはり渡辺議員さんも、では載せますというふうに言ったような気がします。気がする、はっきりとは記憶にありませんけれども、私は毎回やっているからやりますよと、じゃあ早くやってくださいという中で、いつになってもその訂正が出てこなかったから、やらせていただいたと。それから、ついでにすいません、立ったついでで申しわけないんですが、例えばこの次の号ですね。次の号で、課長たちが町長にそんなくしたかのような表現もありました。そういったところがちょっとね、我々はどうかと思うんですが。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>質問事項以外のほうに話を振らないでいただきたい。少なくとも、全く請求の根拠が不明確、そのことについて、印刷費というのは何で請求根拠なのか、皆目理解ができない。言った、言わないの話になるから、時間も押してくるので、少なくとも私はこの請求については、行政手続法にいささか逸脱していると思わざるを得ません。行政手続法にはですね、第12条で、処分の基準は、できるだけ具体的に定め、公にしておくことと書いています。今回の請求書発行の具体的な基準は、どこに、どのように公にされているのか。2点目は、13条では、聴聞、弁明、意見陳述の手続をとりとありますが、こういう機会を1回でもとったことがあるのか、協議以外、一切私への交渉はありませんでした。14条では、「不利益処分の理由を示さなければならない」と。具体的に、町民の不安をあおったということが不利益になるのかどうか。町が言えばそれが事実なのか。決して不安に思っている町民だけではない、そういった行政手続法を全く何も履修していないにもかかわらず、請求書を発行しているんです。これは、公務員法で規定した、公務員は、条例や規則にのっとって行動するという規定に真っ向から抵触している問題で、しかもこのことを総務課長みずからが犯しているんです。総務課長というのは、町職員の違法行為を是正したり、そういった立ち位置にあるセクションで、みずからがこういう違法な行為を行っている、このことを私は問題にしたいんです。そのことについて、総務課長、どう考えますか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>私たちは、真摯に行政に対して取り組んでいて、町民に対してもありのままの説明をしたいということでやっております。それをですね、こういった形で取り組んでいることが、実際町長のところにも、このやつが出たとき、それから次の号が出たとき、町民の皆さんから「町長、何やってるだ」という電話がかなりあったようでございます。それだけやはり出すものについて</p>

	<p>は、町民に対して影響があると。その影響がある中で、見方によれば正しくない情報を載せられるということは、我々行政マンにとっては納得のいかない部分でございます。それから、法令違反、法令違反と渡辺さんおっしゃっております。法令違反になるのかどうなのか、専門家のご意見もいただきながら対処していきたいと。もしあれでしたら提訴していただいても結構ですし、誰が法令違反なのかということがはっきりするような形でやっていただければというふうに思います。</p>
2 番議員	<p>私は今、行政手続法の3つの条項について、これを履行しましたかと聞いたんです。したのか、しなかったのか、確認してください。</p>
総務課長	<p>再三申し上げているんですが、とにかく4人で話をしたときに話の発端でありまして、それに沿ってやらせていただいているということです。</p>
2 番議員	<p>答えになっていないんです、はっきり言って。やったのか、やらないのか、12条、13条、14条を履行したのかどうか、そのことをお答えください。</p>
総務課長	<p>先ほどから申し上げていますとおり、4人でお話をさせていただいて、渡辺議員さんが訂正文を出していただけないのであれば、こちらで訂正文を出して、それにかかった費用については、もしやった場合には請求をいたしますという話をさせていただいたときに、肯定もありませんでしたが、否定もされなかったというふうに考えております。当然、否定をされなかったのであれば了解を得たものだということでやっておりますから、それが手続であったということでございます。</p>
2 番議員	<p>言い張るだけ言い張るという形でしか捉えようがないんですけれども、私は、実に行政みずからが、法廷でやるんならやればどうぞというような回答に対して、非常に腹立たしい思いを感じておるわけです。先ほど町長と真摯に腹を割ってというような話があったと思いますけれども、そういうものに対して全く水を差す答弁でしかない。ある面、私はこういったことがまかり通ってきたのが今日に至っているんだというふうに感じて、次の質問にいたしますけれども、総務課長、続けて質問しますけれども、こういった料金請求というのは、過去にも何かやったことはあるんですか、そのことをお聞かせください。</p>
総務課長	<p>先ほども副町長申し上げたとおり、今回の件につきましては大変異例なことでもございまして、過去にはこういったこともありませんし、請求したこともございません。</p>
2 番議員	<p>総務課長、今ないとおっしゃいましたけれども、1つの事実を示します。ことしの4月2日、3日、4日に、私は町の公用車を借りたいと申し出しました。</p>

	<p>そのときに、わたなべ通信から八峰村の記事をカットすれば公用車を貸すと、これはこれで大変大きな職権の濫用です。私の通信の記事をカットすれば公用車を貸すと、これははっきり言って、大きな過失ですからね。あわせて、その約束を破ったら、レンタカー代を請求すると言われました。請求すると言っているんですよ、あんた。事実、請求をしているんですよ、僕に。誓約書も用意していました。今、ないと言ったのはうそでしょう、いかがですか。</p>
総務課長	<p>そもそも論を申し上げますけれども、そもそも公用車というのは、私管理者なんですけれども、公用車を公用以外に使ってはいけないということになっております、条例上。それで、ただ、今回のケースについては、被災地支援という特殊な事情があったということでありましたので、ただし、渡辺議員さんの場合、自分の政治的な、要するにわたなべ通信のところに八峰村の記事を載せていると。ということは、八峰村に関しては、ボランティアとかそういうものではなくて、政治的組織のものではないかというふうに私はとりました。ですから、公用車をどうしても使いたいのであれば、わたなべ通信から八峰村を削ってくださいと申し上げました。それが約束できなければレンタカー代も請求しますと。請求しますとは言いましたが、請求はしませんでした。</p>
2番議員	<p>質問の趣旨が異なっております。少なくとも、八峰村は政治団体じゃありません。申請したのは八峰村です。わたなべ通信、タクミの会が申請したのであれば、公用車は貸し出し難しいんでしょうけれども、少なくとも八峰村は過去8年間、公用車を借りて支援を続けてきた活動でございます。それはそれでこっちへ置いときまして、しかもレンタル料金代を課すと、これは料金請求と一緒にじゃないですか。それは、はっきり言って、町の条例や規則、そういったことにしっかり明記されている問題なんですか、そこを教えてください。</p>
総務課長	<p>そもそも論の一番の基準のわたなべ通信と八峰村、これ切っても切り離せない関係にあるものをこっちへ置いといての議論は、私はだめだと思っております。わたなべ通信に八峰村が載っているから、これは政治的な活動と、私はそういう理解しております。ボランティアだとは思っていません。ですから、ボランティアで公用車をお使いになりたければ、わたなべ通信と八峰村は別のものにしていただきたいというふうにお問い合わせの次第でございます。</p>
2番議員	<p>話を戻しますけれども、料金請求しないというところの話を今したんです。</p>

	<p>総務課長、料金、しないと言いながら、つい四、五カ月前に料金請求しているじゃないですか、この事実をどう見るのかと。請求書は発行しないけれども、要求したことは事実でしょう、それは認めないんですか、どうですか。</p>
総務課長	<p>請求書を出していませんから。あとは言った、言わないの話になりますので、2人だけしかわからないですから。</p>
2番議員	<p>言った、言わないではなくて、ちゃんと私のメールに残っています。書いてあるんです。それから、誓約書もあなたが私に提案、出しました。それも原案持っていますよ。ですから、いいかげんな答弁しないでいただきたい。私は、はっきり言って、この間のわたなべ通信で八峰村の記事をカットすれば公用車は貸すなんていうことは、本来、総務課長としての職権の濫用以外の何物でもないと、これは明らかに公務員法違反です。このことをしっかり問わないで、これから元気な明るい町をつくろうなんていう、こんな浮ついた言葉が信用できるわけないんです。まずは襟を正す、そこからスタートすべきだと私は考えております。</p> <p>今回の質問全体を総括して申し上げますけれども、この一連のわたなべ通信の広報掲載をめぐっては、広報のあるべき姿をゆがめております。これは、町長、町も認めたとおりでございます。明らかにかくかくしかじかという根拠で渡辺に請求書を出したんですよという根拠もはっきり示さないと言って、否定しないからやっいいいんだと、これはできれば会計管理課長にも聞きたいことですが、こういうことが許されるのかどうか。ただ、時間が押しているんで、後ほど確認させてください。こういう形で請求が、会計管理者として許されるのかどうか、見解を後で聞きます。それから、議員の声を聞きながら取り下げを考えますという公開質問状を書きながら、その手続は一切履行していません。それで、全協の説明会でいきなり取り下げますと言いました。もちろん、その間、私にも一言の説明もありません。あるいは公用車の貸し出しに、わたなべ通信の記事の差しかえを求め、わたなべ通信は私の政治活動の一つですけれども、八峰村は明らかに町の公認のボランティア団体でございます。それを総務課長の一存で、それはボランティアじゃないと今おっしゃられましたけれども、はっきり公民館活動の中でボラ連にも入っているし、明確にボランティアとして活動をもう10年以上も続けている団体です。そういった団体に対して、いきなり渡辺の政治活動の一環でやっているというようなことは、いささか総務課長の弁としては言い過ぎであり、これは違法な行為にも該当します。はっきり申し上げまして、地方公務員法30条では、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務への</p>

	<p>専念を義務として掲げ、職務上の義務規定に違反した場合、懲戒処分の対象になると、このことをしっかり肝に銘じていただきたい。あわせて、32条では、公務員は、法令、条例の定めに従うこと。それから、行政手続法第3章の不利益処分の第12条、13条、14条、全く履行されていませんけれども、こういったことをやらないで、いきなり請求、不利益処分をしているんです。これが公務員法違反でなくて何でありましょう。それから、こういった職員の模範となるべき総務課長が、こういった態度で開き直って、8月8日に全て議会で決着したことだと、全く私は理不尽で納得できない。さらに、出るところに出ればいいでしょうというような発言は、さらに不可思議な言動でしか思えない。このことについて、あと少し時間がありますから、総務課長、どう考えるか、お答えください。</p>
総務課長	<p>私はですね、八峰村の活動を否定したわけでもないし、八峰村はきちっとしたボランティア団体だという認識は持っています。それはあれですよ、また渡辺さん、間違えないでください。私は、八峰村はちゃんと認めています、ボランティア団体として。やっていることも理解しています。ただ、わたなべ通信に同じ、要するに代表者として渡辺均さんという名前が書いてあって、政治団体の紙面とボランティアのものが一緒になっていて、私は、逆に言えば売名行為じゃないかなという判断をしました。それで、ボランティア団体であれば、要するに政治団体の文書とは一線を画してくださいというお願いをしたわけです。私のお願いが間違っているかどうか、皆さんで議論していただいても結構なんですけれども、私は間違っていないと思います。</p>
2番議員	<p>今、個別の話をしましたけれども、僕はもう少し包括的な答弁を求めた、わかりませんか。まあ、いいです。例えば、わたなべ通信には、この間も何回か八峰村のことを書いております。副町長は、総務課長のころ、公用車を借りて飯舘村に行って、その記事を書いております。副町長のときには許されて、今回は許されないというその差はどこにあるのか、副町長、お答えいただけますか。</p>
副町長	<p>私が総務課長のときに許可を。</p>
2番議員	<p>はい。</p>
副町長	<p>ちょっと前のことで記憶にないと言っちゃあれなんですけれども、いずれボランティア活動でやっていて、八峰村さんですね。公用車を貸して、そのボランティア活動を活発するというところで許可したと思いますけれども。</p>
2番議員	<p>その許可を受けて行ってきた、活動成果をわたなべ通信に書いております。書いたことが、総務課長が言うように、政治行動、書いてはいけないことな</p>

	<p>のかという、私もしかるべき機関に問い合わせしましたら、何を書いても構わんという回答を得ています。したがって、私はいささかもひるむことなく、これからも書き続けたいというふうに思っております。それで、もうあと4分しかありませんので、どういうふうな形でこの決着をつけたらいいのか、よくわかりませんが、少なくとも私は、この間の一連の私に対する、あるいはわたなべ通信に関する取り扱いには公務員法に抵触する事実があり、行政手続法にも抵触する事実があったことだけは確かだと認識しております。その件について、改めて総務課長に聞きますけれども、そういう認識はないんですか、いかがですか。</p>
総務課長	<p>見解の相違があると思います。</p>
2番議員	<p>これだけ事実をお示ししても、見解の相違で課題、問題から避けるということについて、町長、改めてご意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。</p>
町長	<p>今、渡辺さんが何条のどうのこうの、何がどうのこうのということにつきましては、私も今言われたばかりで、その中身については精査できてない状態でございます。したがって、それに対しての答えはできないというのが今の状況でございます。わかった部分で、しっかりお答えしたいと思います。それから、少なくともですね、やっぱり総務課長にしる各課長、それから我々はこの町のためにと考えてやっていることですので、ぜひご理解願いたい。それと、まず渡辺さんのわたなべ通信、これは出して結構なんですが、数字等々のいわゆる間違いは、ぜひ注意していただきたいというふうに思います。まあまあとは言っても、これは私の本当の気持ちですので、ぜひお願いいたします。</p>
2番議員	<p>数字等の間違いについては、改めて申すまでもなく、私はおわびと訂正しておりますので、そこをご理解ください。あわせて、私は今回の一連の行為が、はっきり言うと、公務員は法令、条例等に従ってもろもろの活動するという条例に違反するし、違反した場合には懲戒処分の対象になると、こういう地方公務員法の法律に従って、厳正な責任の所在、これを確認して、その処遇を確認していただきたいと。それを議会に対してもしっかり説明をして、そのことを町民にも説明していただきたいと思います。あわせて、冒頭で申しましたわたなべ通信を広報で取り上げたことは間違いであったということについては、同じ広報でその旨をしっかりと開示していただきたいと、そのことについては、町長、いかがですか。</p>
町長	<p>議会からの指摘とおりで私は思っております。それを真摯に受け取りたいと思います。ただし、渡辺さんは、小海が一番紳士の町会議員であります。</p>

	誤報を出して、次改めればよいというもんじゃないです。そう思います。
2 番議員	「過ちて改めざる、これを過ちという」、私は常に謙虚に取り組んでまいります。お互いに謙虚であれば、謙虚同士で話し合ってもいいでしょう。しかしながら、総務課長は、俺はもうこれ以上言うことがないんで、法廷なら法廷でというような答弁をされました。これ、謙虚なあり方なんでしょうか。私はもうはっきり、もう仕方ないなど、こういう態度で議会から町に出した要望の3番目に慎重にと書いてある。そのことがまだ理解されていないんじゃないかと思って、そのことを伝えて一般質問を終わります。
議 長	以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで3時20分まで休憩といたします。 (ときに15時05分)
<u>第9番 的埜 美香子 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに15時20分) 次に、第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9 番議員	第9番 的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。 早速1つ目の質問、町の交通政策についての質問をさせていただきます。町の交通体系については、長年の課題であります。私が初めて議員になったときからだけでも、もう10年たちます。そのときにも、町営バスは大きなバスで空気を運んでいるとか、昼間の運行が少ないから、出かけたはいいが、いい時間に帰れないなど、そういった声が多く、町営バスの審議会でも、私も参加しておりましたが、議論が始まり、デマンド交通の視察研修なども行い、議会でも北杜市に視察に行ったり、研究が始まりました。そのときに私も、御代田町が始めたタクシー利用助成制度を紹介し、担当の職員さんの皆さんに研究を重ねていただき、タクシー利用助成事業が始まりました。その後は、町営バスの土日運行の廃止路線などもあり、タクシー利用の拡充を進めながら今に至ると思います。しかしながら、町の交通体系にはまだまだ多くの課題があるということで、議会のほうでも京丹後市のほうに視察に行ったり、研究課題の一つになっています。そういった中で、昨年、「町営路線バス等運営審議会」を改めて「交通政策審議会」が設置されました。今、私の記憶に残る特徴的だったことを思い出しながらお話ししたわけですが、この間の町の交通体系の経緯と課題、審議会の見直し、変更の意義はどこにあったかということをお聞きしたいと思います。お願いします。
町民課長	お答え申し上げます。「町営路線バス等運営審議会」から「交通政策審議会」

	<p>にかわったことの意義ということでご質問をいただいております。今、9番議員さん申されたとおり、長い年月をかけての課題ということでございます。現在の町営路線バスの課題ということにつきましては、昼間の時間の利用客が少ないこと、それから大型・中型・小型バスを利用して運行しているわけですけれども、その小型化、あるいは合理化といったものをもう少し進められないか、それから運転者の高齢化等が挙げられるかと思っております。そうした中で、本年度平成31年度から、町営路線バス等運営審議会を改めまして、新たな審議会委員として町議会議員2名、町内の公共的団体の代表者の方3名、町内の公共交通事業者2名、利用者4名、公募2名、計13名で審議会を構成いたしまして、町営バスの運行も含めて、他の交通手段を利用しての交通体系など、小海町における総合的な交通政策に関する重要事項を調査、審議するため、交通政策審議会を立ち上げたということでございます。本年度、今までに2回審議会を開催し、現状の課題について、新たな交通体系の案について審議していただいているという状況でございます。以上でございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただいま課長が述べられた問題点、多々ある中で、これまでのバス等運営審議会では、町全体の交通政策のあり方までは審議が難しいということで、今、課長が述べられたように、総合的に新たな交通政策を審議する審議会ができたとも私も認識をしておりました。私も新たにこの審議会に選出をされ、第1回の審議会が5月23日にありました。ところが、私が思っていた審議会ではなく、審議委員の人数や構成メンバーも以前からのバス運営委員会のとくと大して変わりはなく、この審議会の条例案が昨年12月に提出されたときには、町営バスとは別で町の交通政策を専門的に部会を置いて話し合うと言っていたと思いますが、そういったことがなかったので、1回目の審議会の際に部会を置くことができると条例にはありますが、これからどのように進めていくのかをお聞きしたところ、場合によっては部会で話し合うこともあるというふうなお答えをいただいたと思います。そして、委員はこれ以上ふやさないのか、利用者の立場の方をぜひ委員に加えていただきたいということをお願いをしました。第2回の審議会が8月22日に行われましたが、委員もふえておらず、審議事項で新たな交通体系について、バスの運行変更と大型・中型バスの昼間運行の見直しに伴い、小型のワゴン車の導入、そして運行しなくなる地域のタクシーの利用助成事業の拡充の案が出されました。そして、1回目の審議会でも出されていましたが、運営形態を民間委託する案が出され、こういった言い方もあれですけれども、大した審議がされないま</p>

	<p>まに了承されました。課題の洗い出しがもう少し必要ではないかと疑問も投げかけましたが、余り意見が出ませんでした。こういった審議会のあり方や進め方でいいのか、疑問に思いました。この審議会、このままこういった形で進めていくのでしょうか、今後の考えをお聞かせください。</p>
町民課長	<p>この審議会につきましては、今、議員さん申されたとおり、昨年度、審議会条例ということでお認めをいただきまして、審議を進めているところでございます。この条例の中で、審議会の委員の数につきましては、こういった内容で進んでくるのかがはっきりしていなかったことがありまして、緩みを持たせまして、委員20人以内ということで組織を立ち上げてございます。審議会条例の中で、今申されましたとおり部会ということで、部会を設けることができるということで条例をつくってございます。この部会につきましては、町営バスのみ審議会にはなりませんので、もしかしてこの町営バスの部分でダイヤ改正等、年2回あるわけですので、その審議のみで開く可能性もあるかなということで、そうした場合、全員の方でなくて、関係者を集めるということも想定した中で部会というものを想定して、条例にうたってございます。この委員20名以内とうたってありまして、現在は13名の委員さんを委嘱ということでありますけれども、審議会の今後の審議の展開によって、新しく委員さんも委嘱できるような柔軟性を持たせたつもりでございます。2回の審議会におきまして、やはりバスを全てないものとして、新しい交通体系という審議というのはなかなか難しい部分もありまして、バスも20何年という長い歴史がございますし、実際に中型・小型バスを保有している中で、それを全てないものとして次に進むことも難しく、大変進め方、進み方が難しいかとは思っております。確かに、2回目の審議会におきましては、委員さんからの活発な意見というわけにいなかった部分もございました。そういうこともございまして、審議会で審議を進めると同時に、また町の議会議員の皆様のご意見もう伺わなければいけないという思いでありまして、今定例会の全員協議会で同じ資料を提出させていただいて、また、議員の皆様からのご意見も頂戴して、さらに審議会に持ち帰ってということで今後の審議を進めてまいりたいという段階でございます。以上でございます。</p>
9番議員	<p>ただいま町民課長のご説明で、審議委員の人数だとか、今のバス体系を基礎として、ないものとするのは難しいということで、もちろん私もそういうふうに認識はしております。そして、この後、ことしはまたあと2回予定されているということも、審議会ね、あるということで、しかし、このままの形で回数を重ねていくことが、先ほど町民課長のほうからも、ちょっと十分な</p>

	<p>議論ができるのかどうかということを私は心配をしております。小海町交通政策審議会条例では、先ほど申されたように、第2条で「審議会は、委員20人以内で組織」するとあります。前のバス等審議会条例で15人以内だったところを、わざわざ5人をふやして20人以内としたのに、委員は13人しかおりません。これでは部会を設けることもできないんじゃないかというふうに私は思っています。条例の中で、委員は、「町長が必要と認める者」とあり、交通弱者を踏まえた中で決めていくというふうに説明を受けたと思います。町長の考えもお聞かせください。</p>
町長	<p>小海町の町営バス、今までも大変小海のインフラの中では重要視され、そして活用していただいたと思います。しかし、昨今の事情を考えますと、もう少し小型化、あるいは効率のいいことはできないかと、私も観光協会長を務めていまして、12年間、そこに入らせていただいたわけなんですけど、やはり的埒議員おっしゃるとおり、民間人のときは歯がゆさを感じたわけなんですけれども、まず今バスが存在しているのは、学生といいますか、生徒というか、そういう皆さんのものは一番先になるかと思うんですけれども、あとの問題につきましては、課のほうでも無駄のないよう、そして効率のいいように、審議会の中で皆様のご意見を拝聴しながら進めていくということで、もしこの2回がちょっと手薄であるということになれば、また皆さんと相談しまして、慎重に人選をした中で、部会がきちっと開けるようなそういった人選をしていきたいと思っております。</p>
9番議員	<p>効率のいい審議会になるようにということで、町長、今のお答えだったと思います。今、町長もおっしゃられたように、町長ね、町長になる前は観光協会長として、バスの運営審議会の委員をされていたので、これまでの経過だとか、今のタクシー利用助成制度が導入された、そういう経緯なども全部かかわってきているので、よくわかっておられると思います。先ほど前段で申し上げたとおり、タクシー利用助成制度も何年か研究を重ねてできた制度です。当時、隣町の佐久穂町のほうにもデマンドバスの視察もさせていただきました。この佐久穂町も今のデマンドバスのシステムができ上がるのに、佐久町時代から検討が始まり、やはり視察に行ったり、合併後も研究を重ね、今の「げんでる号」ができています。この「げんでる号」のモデルになった福島県の小高町は、全国で初めてデマンドバスのシステムを導入した町なんですけど、この小高町も専門委員会を設け、課題の整理、ニーズ調査、地域住民の移動手段調べ等、また、試験運転も含めて、3年ほどかけて始まったようです。できたばかりの審議会、1回目の審議会から民間委託を視野に入れ</p>

	<p>た話がされ、2回目の会議で民間委託の方向性が決定される。先ほども言いましたが、中身の議論が全くない中で、余りにも拙速な話だと思います。民間委託がいい、悪いの問題ではなく、せつかく新しい審議会ができたのですから、前のバスの審議会の延長ではなく、課題の整理からまず始めて、今後の町の福祉サービスも含め、どのように発展させていくのか、そういった議論にもっと時間をかけて重ねていくことが大事だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>おっしゃるとおりでございますが、これありきという形で進めていくというつもりはないわけございまして、十分また課題の洗い直し、それから民間委託がいいのかどうなのか、それから現在の体制で、一番我々のほうで問題視していますのは運転者の人材不足、高齢化といったものが目前にあるわけございまして、そういったことも絡めながら、委託と申し上げましても、ちゃんと受けてくれる方がおられるかどうかもこれからの話になりますので、拙速でない、十分な議論は重ねていくという覚悟でございます。以上です。</p>
9番議員	<p>ありきで進めていくつもりはないということですので、ぜひじっくりと話し合いを持てる協議会にしていただきたいと思います。あしたの全員協議会の中でも話し合われる予定になっているということですので、ほかの議員の方からの意見もぜひ聞いていただいて、もう少し丁寧に進めていただきたいと思います。</p> <p>もう1点の質問ですが、タクシー利用助成事業のさらなる拡充をということで、審議会の中では昼間のバスの廃止路線の地区、杉尾、五箇、溝の原にタクシー利用助成事業の拡充として、現行購入限度枚数48枚から60枚にふやすということが提案されました。タクシー利用助成事業が平成24年から始まり、7年が経過する中で、多くの方が利用されるようになり、購入金額の見直しや、購入限度枚数をふやしていただいたり、町内利用のみだったところを町外もオーケーにすることによって、便利になったと思います。しかし、利用されている方の声を聞いてみますと、「枚数がまだ足りない」とか、「自分の住んでいる地区は山手だから金額がかかってしまう」「タクシーのほうが便利だけれどもちゅうちょしてしまう」「やっぱりバスのほうが安いから」、そしてまた、「近くの方は300円で済むからいいよな」と言う方もいます。不平等感を持っておられる方がまだ結構いらっしゃるんです。助成制度が始まって7年がたつ中で、利用状況がどのようになってきたか、地域別で見るとどうか、今、私が挙げたような町民からの声は役場には届いているの</p>

	か、お答えください。
町民課長	<p>タクシー利用助成事業につきまして、資料つづりの4ページに利用状況ということで資料を載せさせていただいております。これは30年度のものでございまして、表が2つあって、左側は地区別の利用状況ということで、地区別に実際に購入された方の人数、町内全部で282名の方が購入をされております。実際に利用された枚数が、全部で6,458枚ということの地区別の利用の表でございます。右側につきましては、1回1枚につき幾ら分で使われたかというものをまとめたものでございます。300円の券1枚で、一番近いところでは700円区分で6.9%使われておりまして、多いところでは880円が25%とか、約1,000円のところで30%程度、1,200円のうち1,000円で利用されたというのが30%といった数字になっておりまして、その下のほうにいきますと、町外、それから医療センターとかもあると思うんですが、一番下で例えば1万800円という区分は、これは9枚一遍に使ったというものでございまして、それが4回そういう使われ方がされているといったふうに見ていただきたいと思えます。金額にしますと、合計で679万円ということ。タクシー利用の販売枚数の変遷を見ますと、最初はやはり使い勝手もわからなかったと思うんですが、26年の当時は約2,000枚、27年で3,000枚、28年度で4,400枚、29年度になりまして6,000枚弱、30年度が6,500枚足らずということで、着実にその浸透はしてきておりまして、枚数がふえてございます。現在、48枚が上限の枚数であります。これを使い切った方というのを見てみたんですが、48枚、上限枚数まで利用したケースの方が29名おられまして、パーセント的には10%、1割の方が使い切っているという数字がございまして、70才以上の人口に対して、タクシー利用助成事業を利用した方は、全体で19.9%ということなんで、2割の方がタクシー券を実際に利用しているというのが利用者状況でございます。以上です。</p>
9番議員	<p>ただいまの課長のお答えにもあるように、町民の中にこの制度は広く知られ、だんだん2,000枚から今では6,000枚ということで、利用される方も2割に迫っているということで、利用枚数もふえてきたことがわかると思えます。しかし、この表を見まして、利用状況ですね。左側の図の利用枚数から実人数を割って平均を出しますと、やはり遠い地域の方の利用回数は近い方の回数よりもかなり少ないことが、この表から見てとれると思えます。地域によっての不公平感、かなり出ていると思えますが、その辺の分析はどのようにされているのでしょうか。</p>
町民課長	<p>細かな分析ということにはまだ至っていないのは事実でございます。今のと</p>

	<p>ころ、地区でここには回数と人数でございますけれども、地区ごとでご利用の多いところというのをざっと見てみたんですけれども、一番多い集落の方は笠原の方が多くて、実人数7人ということですが、70歳以上の方の利用割合を見ますと、5割を超えている部分、あと多いところでは土村南町、馬流の元町、清水町、やはりここら辺は近い方々が多くて、溝の原の方も70歳以上の方は18名おられるんですけれども、そのうち6名使っておられますので、3分の1の方が利用されているという、今のところそのぐらいしかつかんではおらないんですが、また、遠い方、近い方でどうという具体的なご意見というのは、まだそれほどこちらに届いておりませんので、これからまた声を聞いた中で検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
9 番議員	<p>ただいま課長、笠原と溝の原を出していただいたんですけれども、ここ確かに人数もね、割合的にはすごく多くなっているんですが、この利用枚数から実人数を割った平均から見ますと、ここはやっぱり1枚では済まないわけで、回数からいくと近場の人よりは少なくなっているかなというふうには見ました。もう一つ、このタクシー利用助成制度利用者がふえてきたとはいえ、まだ使ったことがないという方の中には、役場へ購入しに来ることが困難な方がいらっしゃるということです。例えば、移動図書館の際に買えるようにするとか、何かいい手だてはないでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>今のところ、役場以外のところで販売ということはちょっと検討したことがございまして、今後、先ほどの話じゃないですが、次回以降の交通政策審議会において議題、審議のまな板にのせまして、審議の対象にしてまいりたいと思っております。以上です。</p>
9 番議員	<p>ぜひ、1人でも多くの方が利用できるように、ご検討いただきたいと思えます。</p> <p>そして、先ほども3番議員さんのほうから質問もありました、これからの免許証の自主返納者がふえてくるというか、自主返納の問題ですが、返納したら不便だから返納をためらっている、そういう方もおられます。そういう方も便利になるのが、今の制度の中ではタクシー利用助成事業なんじゃないかなと私は思っています。先ほどの地域格差を解消するためにも、思い切った提案をさせていただきます。1日どこへでも、何回でも、同じ金額で乗れるタクシーの1日フリーパス券をつくってはどうかというご提案をさせていただきたいのですが、急な提案なのであれですが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>おもしろい提案だとは思いますが、やはり業者をお願いしているものであり、それがどういう効果が出るかというものを検証すべきだと思います</p>

	ので、慎重に考えていきたいと思ひます。
9番議員	<p>初めて出した提案ですので、すぐに答えるということは難しいと思ひますが、交通政策審議会の中で委員の方が、これからの町の交通政策を考へるときの目的として、高齢者や障がい者の支援をどうするのかということが、まず入っていないのはおかしいのではないかとひうな意見をされた方がいました。町の全ての方がこの地域で生き生きと暮らしていける仕組みを行政が積極的につくること、とりわけ足の問題はどうしても必要だと思ひます。タクシーはやっぱり便利なんです。ドア・ツー・ドアですから、買い物ひの量もふやせます。多少大きなものや重いものを買うこともできます。少々天気が悪い日でも出かけることができます。最近では、タクシーの往来が頻繁に見られるようになりました。いいことです。町の活性化にもつながります。ぜひ積極的に検討していただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、2つ目の質問に移ります。障がい者雇用についてということひ、以前、新井町長のときにも議論をしたことがあります。その後、状況は変わっているのか、少しそのときのやりとりを振り返らせてもらひながら質問をさせていただきます。通告書にも書きましたが、まず町職員ひの障がい者雇用率は、そして民間はということひですが、以前の質問では、役場については法定雇用率2.3%が1人に満たないということひ、雇用が確保されていないというお答えでした。民間については把握していないというお答えでした。あれから、法定雇用率は0.2%ぐらひ多分引き上げられて、さらに2021年3月までに0.1%引き上げられることも決まっているそうですが、現状はどのようになっているか、お答えください。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>現在の町の障がい者の雇用につきましては、2名の方を雇用しております。雇用率は1.92%ということになります。国が示す障がい者雇用の基準では、国及び地方公共団体は2.5%ということに現在なっております。民間は2.2%と。今、的埜議員おっしゃいました2021年に0.3%ではなくて、3年以内に0.1%上がるというふうには私は調べた者から報告を受けているんですが、そういうことだそうです。それで、2.5%に対して1.29%、低いわけではございますけれども、これ毎年毎年、調査に来ておられるわけですから、この範囲であれば許容範囲だということひ指導はいただいているところでございます。以上です。</p>
9番議員	私の示した数字が若干間違っておりますので、すいません、訂正いたします。

	<p>以前聞いたときよりはだいぶえている、2名ふえたということで、2.5%には達しないが、1.92%ということで今の現状報告していただきました。以前の質問の最後に、ぜひハローワークやほかの機関との連携や、企業へ各種助成制度の説明を呼びかけをしたり、町の相談窓口で就労先を紹介できるような独自策を実施していただきたいこともお願いをしました。何か独自策としてされていることがあるでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>障がいの方々ということでありまして、障害手帳、それから知的障がい、精神障がい含めまして、手帳をお持ちの方は町の中で340名おられるわけでございます。ただ、障がいというものが、もちろん広くて、重い方、軽い方もあるわけでございます。今、町のほうでは一般就労できる方、できない方おられるんですけども、各企業の経営の厳しさもあるんですけども、なかなか一般就労に結びついていかないという状態は拭えないところでございます。特に、精神の方の雇用促進というのも力を入れてはいるんですけども、なかなか成果が上がってこない部分がありまして、車の免許とか通勤の問題とか、ひきこもりの対策とか、なかなか成果は上がってはきてはおりませんけれども、個別にケース・バイ・ケースで、なるべく就労に向けてということで、相談支援、それから一般就労いきなりは難しい方については、「ポッポ」とか「ひまわり」さんとか、そういうところを通じて日中活動を過ごしながら働いていただいているといったところ、それとうちのほうの町で見ますと、手帳を所持されている方で、農業を営まれて、出荷をされているというケースもかなりの人数おられるとは思っております。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>町独自というにはちょっとあれかなと思うんですけども、職業相談や相談支援などもやっているということで、「ポッポ」や「ひまわり」の職業訓練というのか、そういうことにも積極的に進めているというふうに捉えました。今、町民課長言われたように、一般就労というのがね、なかなか難しいと思います。私は、障がい者の賃金の一部を助成する制度はあるものの、多分難しくて使いづらい制度なんじゃないかなというふうに思っています。ハローワークを通してとかいうふうに書いてありますが、そもそも障がいを持った方がハローワークに行くこと自体がやはり大変だと思います。ハローワークでの手続というものを、役場を通してできるシステムというののは難しいでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>今、相談支援ということも申し上げましたが、直接相談に来ていただいていることであれば、力にはなれるようにはしているんですけども、ご相談に来ていただければ十分相談に乗るということで進めてまいります。お願いします。</p>

	す。
9 番議員	<p>直接相談に来た方には積極的に進めていただけるということで、やっぱりこういうことも広く周知していただきたいなと思います。</p> <p>障害者基本法第18条では、国と都道府県、市町村は、障がいのある方が多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、障がいのある方一人一人の特性を考慮した職業相談、職業訓練などの施策をしなければならないとあり、19条では、雇用の促進について、市町村は事業者における雇用の促進するため、障がいのある方の優先雇用やそのための法律や制度をつくらなければならないとうたっていますが、障がい者雇用のための施策、雇用の促進について今後、考えて進めていただきたいなと思います。障がい者雇用の促進としてご提案させていただきたいのが、まず先ほどのハローワークの件です。やはり障がい者にとっても雇用する側にとっても、大変煩わしい助成制度の申請です。役場の窓口でできるシステムづくりをぜひ進めていただきたいということと、障がいによってさまざまな仕事の枠があると思います。先ほど町民課長もお答えいただきましたが、単純な作業から力仕事、事務仕事、いろいろあると思います。少し時間はかかるけれども、できる仕事もあると思います。農家の仕事ができる人もいます。小さな会社や事業者が積極的に障がい者を雇用できるように、賃金の上乗せができるよう町が補助をするということができないか、その点伺いたいと思います。お願いします。</p>
町民課長	<p>ちょっと検討してはいない段階になっておりますので、その辺の積極的な雇用につながる賃金の面も含めまして、ちょっと対応する時間をいただきたいかと思います。お願いします。</p>
9 番議員	<p>これも急な提案でございますので、ぜひ積極的に検討いただければと思います。</p> <p>先ほど述べさせていただいた障害者基本法には、地方公共団体は、事業者に対して必要な支援を行わなければならないとあります。賃金の上乗せもそうですが、障がい者が働きやすい環境づくりの支援、そういったことにも積極的に取り組むことも必要なのではないのでしょうか。例えば、事業所のバリアフリー化に補助金を出すとか、環境整備を積極的に進める事業者に援助する、そういったことも考えられると思います。ぜひ、そのあたりも検討していただきたいなと思います。障がいを持った方が積極的に社会参加できるような施策を、ぜひ進めていただきたいと思います。前段のこともあわせて、高齢者や障がい者が暮らしやすいまちづくりを進め、子育ても高齢者や障がい者にもやさしい福祉の町小海町に進めていただきたいと思います。最</p>

	後に、町長のお考えをお願いします。
町長	的埜さん仰せのとおり、行政というものは全ての皆さんに平等でなければいけないというふうに考えております。その中に障がい者という言い方はちょっと失礼なんですけど、どういった方に対しても平等で、そして元気になれる小海町づくりは必ず必要だと思っておりますので、係ともよく相談の上、推し進めていきたいと思っております。
9番議員	先ほどもありましたが、ぜひ住民福祉の向上のために、いろいろ検討課題を提案しましたが、ぜひ積極的に、前向きに進めていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わりにします。
議長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 4時15分まで休憩といたします。 (ときに16時05分)
<u>第6番 有坂 辰六 議員</u>	
議長	それでは、再開いたします。 (ときに16時15分) 次に、第6番 有坂辰六議員の質問を許します。有坂辰六君。 皆様にお諮りをいたします。会議は5時を回るかと思いますが、ご了承いただけますか。
(異議なし)	
議長	異議なしと認めます。
6番議員	6番 有坂辰六です。通告に従いまして一般質問を行います。 きょうの一般質問は、今回、全員協議会に提出されました町の長期振興5カ年計画の策定に伴い、「今だから聞いておきたいこと」と題し、幾つかの質問を行います。一般質問は久しぶりでして、少し盛り過ぎた面があり、時間内におさまるか心配ではありますが、質問が時間内におさまらない場合には、切りのよいところで終了とさせていただきます。 幾つかの質問は、本会議に提案として俎上に上げることが必定であり、内容の詳細などについてはこれからの全員協議会などで審議を行うこととしまして、今回は施策として反映させていただくか否かを町長にお聞きします。まずは、中部横断自動車道に関して、横断道は小海町での政策インターの設置と1キロメートルルート帯幅が示されていて、先月、環境アセスの説明会が開かれるなど、事業が現実味を増してきました。これに関連し、佐久穂町では、佐久南から八千穂高原インター間の計画段階から開通するまで、県に職員を出向させ、役場庁舎内に室を設けて、専従の職員を置くなどの対応さ

	<p>れたと聞いていますが、町は今後どのようなになるのか、そして町が主体的に小海インターの設置場所や、それに伴う周辺整備の具体的な案があるのかを伺います。</p>
町長	<p>私の町長としての役割の大きな1つの課題でもあります中部横断自動車道の早期着工ということで、ただいま有坂議員から、隣の佐久穂町のことについて提案があり、そして私の考えということでございますが、佐久穂町の例は、合併してすぐに建設課に1名の専属職員を配しました。平成19年か20年ごろ地域活性化インターやアクセス道路の計画ができた段階で、高速道路係、係長、係員、臨時職員の3名体制をつくり、県とJA佐久浅間と協力し、用地の交渉などや、みちの会、高速道路対策協議会の事務を担当しまして、その際、職員の県や国への出向は特になかったそうですが、その後、アクセス道路の工事が着工になった平成22年、23年ころ係はなくなり、建設課での兼務体制となったようでございます。私とすれば、どういったことが佐久穂でよかったか、そして要らないこともあろうかと思えます。効率のいいように進めていきたいと思えます。また、佐久市におきましては速やかに段階を踏んで工事にいったようでございますので、そういった例も参考にさせていただきたいと思えます。また、1キロ帯になったということで、これはもうかなり絞られてきているということで、我が町独自のインター、あるいは土地の交渉、そして有効な道路になることを目指してやっていきたいと思えます。また、町から県等々への派遣につきましては、必要とあらば進めていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。</p>
6番議員	<p>今の町長の必要とあればという答えですけれども、必要であろうかと思っておりますけれども、10年、15年のスパンの仕事でありますもんで、その基礎づくりをぜひ進めていただきたいということで。また、個人的な意見等々はまたほかの機会で、町長のほうに話しさせていただきます。</p> <p>時間がないので、次に、憩うまちこうみ形成事業についてですが、さとゆめとの契約終了後のさとゆめとの関係は、今後どのようなかわりになるのかをお聞きします。2月に行われた阿部知事を招いたシンポジウムで、90歳以上200人の規模となったのは、さとゆめの力であり、今後、この事業の推進には欠かせない存在であるという話も聞かれますが、町長の考えを伺います。</p>
町長	<p>憩うまち事業につきましては、さとゆめの存在は大変大きなものがあると思えます。今の常勤で来ております小松さんが令和3年の3月までという契約でございますけれども、さとゆめ、私もさとゆめの本社へ行き、そしてそ</p>

	<p>のビルの向かいが協会けんぽの建物だというようなこともありまして、協会けんぽの理事長とも親しくやらせていただいたわけなんですけれども、今後のことにつきましては、その小松さんを抜いてでもできる人材の育成、それは必ず必要だと思います。したがって、彼女がいつまでいるかということは、会社の都合等々あると思いますけれども、それに見合ったものを育てていく、それが一番大切ではないかと思いますが、ほかのスタッフ等々を含めて、さとゆめという会社はすごい広範囲の会社をご存じで、それでそういったことを進める中で、我々もさとゆめに協力を求めなければいけない、あるいはさとゆめが利用できる、そしてさとゆめを使うことによって小海の益になると、町民益になるという形のもの形成されれば、さらに契約を進めるというような形でありますけれども、望むものは、ぜひ小海で自立したものの中でやっていきたいとは思っております。</p>
6 番議員	<p>さとゆめさん、今、小松さんの話も出ましたけれども、さとゆめについてはあと1年ちょっとですか、の契約が残っていると。 か。 いずれね、そういう中で今進めているわけでしょうけれども、この憩うまちの事業で、町の職員、現在、渉外戦略係ですか、の職員は、後でも言いますけれども、駅前の活性化とかいろんな職務を兼ねておりまして、やっぱりこの憩うまちこうみ事業というのは、フレーズとしては何十年も先の持続可能なまちづくりということであって、専従する職員を加配する必要があるかとは思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>町がここにかかわらなくなるということはちょっと考えにくいものでありまして、専門の職員を何名か置くということは必要不可欠だと思います。しかし、セラピストとか、そのスタッフは町民の皆様に参加していただき、そして、かつ有料で働いていただくと、それを各企業の皆様に、小海のいいところをわかっていただく、リ・デザインセラピーという形で残していきたいというふうに考えております。</p>
6 番議員	<p>いずれこの事業については、民間の会社と自治体が直接契約を行うということでもありますもんで、やはりこの事業はですね、あれだけ大きな、阿部知事を招いたりしてやっていて、もう引くに引けない状態になっていますもんで、ぜひ自治体等との提携には細心の注意を払ってやっていただきたいということです。いずれこの事業は、地方創生推進交付金という事業であって、今後の財源手当ての件や企業の受け入れ体制の構築、そして凸版印刷との話なども幾つかありますもんで、まだまだ聞きたいこともありますけれども、あと6個ありますもんで、ここら辺ですけれども、いずれにしろこのさとゆ</p>

	<p>めの件については、今後も議会としても、また個人としても今後も聞いていきたいということでもあります。</p> <p>次に、佐久大学信州短期大学との小海町との提携について伺います。この件については、町長と佐久大学の盛岡理事長との間で話題となり、小海町は佐久病院との関係もあり、医療、介護、福祉などが充実していますが、そこに特養こうみの里が加わり、介護士の不足が顕著となっているとの話の中で、信州短期大学の介護実習生をこうみの里で行ってはどうか、盛岡理事長より、実習生の就職先は実習を行った施設に就職することが多いと、実習を行うには佐久市から通わせることはできないので、それに対処する必要があるとの経緯がありました。この話が出てから既に半年以上が過ぎています。佐久大学信州短期大学の来年度の予算や事業計画が確定してからでは遅過ぎであり、鷹野議長とも連携をしながら、本定例会の開会中であっても、佐久大学とアポをとり、早急に協定を結ぶ必要があると思いますが、この件の経緯とあわせて町長に伺います。</p>
町長	<p>まさに有坂議員おっしゃるとおりです。こうみの里の実習生の受け入れは、介護福祉実習指導者という資格を持った方がおれば対応できるということで、それはこうみの里で用意していただくということになっております。また、佐久からは通えないということで、来春完成の単身者住宅に一応2名ということですので、応募が多ければシェアして2人で住んでいただいて、そこで実習をしていただくというような考えも持っております。それから、盛岡理事長にも先般、そういった形の中で構築された話でございますので、私のほうから、今ご指摘のとおり、早急に盛岡氏に連絡をとり、提携という形に持っていったらというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>この件については、この前段がありまして、佐久大学と小海高校との提携の話が最初にありまして、そのときは教育委員会の方が佐久大学へ行って話をしてきたと。それで、その後、小海高校と佐久大学とは提携ができて、その後の話でありますもんで、町長、今度は教育委員会ではなくて、副町長、総務課長とか、庁内のほうでやって、それで具体的な中身を詰めていってですね、本当に早くやっていきたいと。先ほどシンデンの話がありましたけれども、それも1つの内容ということではありますが、そこはちょっと話が違いますが、早期着工して間に合うように、それでまた盛岡理事長ともその件についてもやはり詰めていただきたいというふうに思っています。</p> <p>次に、ただいまの件と関連していますが、8月15日の信濃毎日新聞に長野県の阿部知事と、県とベトナム政府との間で観光と介護人材の受け入れに關す</p>

	<p>る提携を行ったとの記事が載っていました。これからの日本人の介護人材は慢性的に不足し、海外の人材に頼らざるを得ないのは明々白々であります。特に、小海町は社会福祉協議会や医療、介護、福祉などの施設が多く、この問題は避けて通ることができません。ベトナムは、川上村とも以前から交流があり、南牧村も東南アジアとの交流が行われています。小海は控え目というか、そういうことがないわけですがけれども、これからはぜひ積極的にやっていただきたいと。今回の阿部知事とベトナム政府との関係は、民間のブローカーとではなく、県と国の契約であり、問題が生じた場合には、県とベトナム側が解決を行うとの項目が盛り込まれています。町長は、この記事とベトナムに関心があるかどうか、伺います。</p>
<p>町長</p>	<p>ただいまのベトナムの皆さんということですが、川上村については相当交流が深く、そして先日も10日間、村長はベトナムへ行っていただいております。そして、私も彼を通じてじゃないんですが、小海の大変お世話になっておりますシャトレゼのほうから、駐日ベトナム社会主義共和国の特命全権大使ヴー・ホン・ナムさんという方を紹介していただきました。つきましては、内容につきましても、川上の村長おっしゃるのに、ベトナムが一番人間として協力してもらうにはいいんじゃないかということも聞きました。それから、阿部知事のベトナムに着眼したというところも、その辺ではないかと思えます。こういったものを生かせるよう、そして今、小海で農業に来ていただいている外国人の皆様もよく精査した中で、そしてこのヴー・ホン・ナムさん、せっかく紹介していただきましたもので、私としてもそういった広い範囲の中で対応をしていきたいと思っています。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>町長、この件については、この間の県の議会議員選挙ですか、そのときに川上村の藤原村長とも町長話していたと。それで、いろんな町長も人脈があるでしょうけれども、いずれにしろこの件は、それから県議会議員選挙ですか、からも日にちがたっていますし、やはりこれもある程度スピードを持って行っていかなければいけないんじゃないかなと思っています。町長に以前、私から議員の視察研修でベトナムに行きたいから予算つけてくれというような話をしたことがあるんですが、覚えていませんか。そのときは「いいね」って言っていましたが、今もその思いは変わりはないですか。</p>
<p>町長</p>	<p>できることであれば、ぜひベトナムへ行って様子を見てきていただきたいと思えます。私も行けることであれば、実情を把握するためにも、川上の村長は10日でしたけれども、私は1日半ぐらいで結構ですので、行ってみたいという気持ちはあります。</p>

<p>6 番議員</p>	<p>町長もそうでしょうけれども、今の件は議員の皆さんに聞いてみたいと思います。覚えておいてくださいね。</p> <p>では、次に、小海駅に関して伺います。私は昨年、町の新年祝賀式の後、ヒナタ商工会長と話をする機会がありました。小海駅を活性化するための1つの手段として、役場庁舎内にある初校会事務局を駅の2階に移転してはどうかと話をしました。そのときは、ヒナタ会長は賛同してくれまして、商工会で検討を行いたいと言っていました。商工会では、平成27年にヒナタ会長名で小海駅を中心とした商店街まちづくりビジョンの提案がなされています。それから今まで、この件は進捗がしてないわけであり、この間、小海駅から職員がいなくなり、そしてことしはJ A小海駅前支所が撤退し、なおかつ佐久病院駅前診療所も機能を縮小するとの話が出ています。時代の流れは刻々と変化を遂げています。そろそろ町としても、商工会などと連携しながら、駅及び駅前の整備事業の計画に着手する時期ではないかと考えますが、町長の考えを伺います。</p>
<p>町 長</p>	<p>まさにその時期と申しましょうか、最近の実情でございますけれども、アルルの2番目に広い店舗の床面積を持っておる呉服店が撤退し、よその店に入ったということで、かなりの広い面積がここであいてしまったというのが実情でございます。しかし、それをアルルのせいだとか、誰がいいとか悪いとかの問題じゃなくて、あの地を活発にすることがまず必要ではないかと、元気にすることが必要ではないかという、私は考えでございます。そして、J Aの小海支所も、こちらは11月1日から開店ということで今、急ピッチに仕事を進めておりますが、10月いっぱい撤退ということをしてJ Aのほうからは聞いております。そういったものを全て把握してみますと、有坂議員のおっしゃる商工会を2階へという案、画期的だとは思いますが、まず商工会のほうの、いわゆる都合、行政のほうでそっちへ行けと言うわけにもいかない部分がありますし、それから商工会長を中心とした意見等々あるようです。そして、私も商工会長とは親しい中でおる人間ではございますけれども、これは商工会と行政との話ということで、一線を引かせていただいているところでございますけれども、やはりきちっとした計画、要望を受けた中で進めていきたいと。それには、今の状況をしっかり把握したことが必要で、それからアドバイスも必要だと思います。ということで、中小企業診断士に今入っていただいております。その結果も早々出るそうですので、そういったことを十分把握した中で、周辺の状況も含めまして、小海町の駅舎周辺が小海らしく元気になるようにという考えでございます。</p>

<p>6 番議員</p>	<p>この件については、町長とも就任してからですかね、いろいろ話をしてきました、だから、基本的には町長おっしゃるとおり、商工会の件だと。要するに町が、商工会から言われないのに、町がやってやる、そんな必要ないという話をずっとしていましたが、それからもう約2年となると、ちょっと時間的なものが大分ロスしているんじゃないかなと思います。トイレの件だとか、それからその跡地の件だとか、そういうこともいろいろありますもので、やはりいつまで、時間が ねえとは言いませぬけれども、いつまでも、要するに商工会なり、また関係団体、関係者等々の意見を集約するのはいいですけども、それを聞いていることにより、刻々と状況は悪化していくということなものですから、行政主導とまではいかないでしょうけれども、ある程度イニシアティブを持った形で進めていただきたいということがあります。</p> <p>次に、移住定住促進事業について伺います。この件につきましては、資料請求をしていますので、それをごらんいただいて話したいと思います。町が人口減少を緩やかにするための施策として、移住定住促進事業を行っていますのは周知のとおりであります。特に、顕著な事業として土村栄町住宅と南町住宅、そして本間大田団地の宅地造成を行ってきました。その結果を資料としてお願いしたわけですが、現在、南町・栄町住宅は全戸埋まっており、大田団地は19区画中16区画が埋まり、残りは3区画となっています。この施策で、移住時の家族構成などにより、保育園、小学校、中学校などの児童数がふえて、また新たな新生児の誕生などとあわせて、当初の目的に十分寄与する結果となっていると考えています。今回提出されました長期振興計画の令和2年度の住宅整備計画に調査費100万円が計上されていますが、それでは遅過ぎであり、大田団地が完売する前に、新たな宅地造成を行う必要はあると思います。提出されました資料への感想とあわせて、町長の考えを伺います。</p>
<p>町 長</p>	<p>大田団地の造成の件につきましては、私も正直、あのような勢いで住宅ができていくということは予想しませんでした。しかし、今の状況を考えますと、残りがあと3区画ということで、売れ始めると売れるもんだなということになるかと思いますが、それについて人口増、子供の増、それから町にとってはつくったところが売れて、家をつくって固定資産税を入れてもらうということは、もう最高の形になっていくかと思います。そして、中部横断自動車道まで約5分ということで、今思えば最高の立地であるなというふうに考えるところでございます。もう既に30分で、あそこから佐久市へ行けるということで、もう通勤範囲ではないかというふうに思います。あと3区画とい</p>

	<p>うことですが、鋭意努力して残りのないように、それを販売することは進めていきたいと思えます。また、同じ本間の中で、ぜひ団地の造成をしてくださいという意見もございます。そういった中のものは、土地の求め方もそう時間はかからないと思えますけれども、今ご指摘の調査費を上げてまたやっていくということがスピードに合わないというご意見もありますけれども、売れたからいいやという形では全てがないと思えます。そして、我々が進めるということは、確実性、それから多少の冒険、それから住んでいただく皆さんの幸せというようなことが積み重なったものがああった形になろうかと思えます。それにつけても、大田団地がああいうふうな形で元気になり、そして今、本当に活気のある場所であるのではないかということをおもっています。建築の響きというものは、何より人を元気にするというふうには私には考えておまして、また、本間のあるいは土村の中でも馬流の中でも、どこか適地があればそういったことを、慎重かつ積極的に進めていきたいと思えます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>この資料を見ましても、栄町、南町、大田団地、ここだけで95、現時点で95、今建設中のこともありますもんで、その数値はあれでしょうけれども、やはり人口減少問題だとか、それから子育てだとか新生児、新入生が30名いたとかね、南相木はあと2名だとかという話も聞きますけれども、こういう施策が結果的にそれなりの成果が出ていると。今、本間で地域力があるというような話もありますけれども、いずれにしろ、来年度の調査費で100万円つけて、じゃあ、いつ、その新しいのが始まるんだといたら、これから1年も過ぎてしまっていては、ある程度スピード感欠けているんじゃないかと。これはまた改めて全協でもいいですから、話をしながら、町長の慎重だということはおもわれますけれども、ぜひ、今の前向きな答弁がありますもんで、進めていただきたいと考えています。</p> <p>大分早くて、最後の質問になりました。議長、すいませんね。小海町の西の玄関口との位置づけであるレストハウスふるさとの件ですが、皆さんが承知のように、レストハウスふるさとの開店のセレモニーの際、私が挨拶で町長に3つのお願いをし、そのとき町長は、全てを実行すると約束してくれたような気がします。1つは、財産区のカラマツが景観を損ねるとのことで伐採をお願いし、2つ目は、レンゲツツジの群落をササが多くなっているもんで再生してほしい。これについては、視察等々に行きますと、財産区の木は一部、右側のほうはちょっと不満はありますがけれども、やってあると。群落のほう、土のほうも大分傷んでいますけれども、ササですと、ササは何回か切</p>

	<p>ったり、刈ったりしていると小さくなるんですけども、これも着手していただいたと。ですが、残りの1つ、富士山を遠望でき、そして八ヶ岳、茂来山、浅間山を眺望できるやぐらの建立をお願いしてあります。小海の新たな誘客のシンボルとして、スカイツリーの約3倍となるタワーであり、浅間山の雲海や富士山の展望など、小海町を訪れる人はもちろんのこと、写真愛好家など媒体を通じて周知をさせ、小海町の新しい観光スポットとすることにより、交流人口の増加にもつながるものと考えます。この場所はいろんな制約もあるようですが、町長の不可能を可能にするというイメージがある中で、町長の本領を存分に発揮して、「よし、やろうじゃないか」という言葉を期待するところではありますが、町長の思いを伺います。</p>
町長	<p>先日、私はあの現場に、ちょっと形は不幸な形になってしまいましたが、5時ちょっと過ぎに行きました。そして、そこで2人の写真家と会いまして、雲海がずうっと開けて、浅間山が出て、そしてまだその上にもう1個雲があるというような、大変自然現象の中でも珍しく、そしてすばらしい写真が撮れているということを写真家からお伺いいたしました。そして、その皆さんだけではなく、そういったスポットになっているということを拝聴したわけですが、有坂議員と乗りの中でもこれはいいことだなと私も痛感したわけなんですけれども、国定公園内でありまして、そのことについてはいろんな制約があるわけですが、前を通っている道路から20メートル離せということになっております。あのトイレがどうしてできたかは、ちょっと経過はわからないんですが、今のルールはそういうふうになっておりまして、20メートルの部分をよく出してみるというのがまず1つでありまして、そこから高さは13メートルまで大丈夫ですので、相当がっちりしたものができるように思います。スカイツリーの何倍というような類じゃなくて、非常にすばらしい景観になろうかと思えます。まずは予算づけ、そして場所の選定等々、大変やらなきゃいけないことはあるわけですが、あそこのオープン時に私が返事をしたという覚えはあります。したがって、そういった形の中のものは約束ですので、鋭意進めていきたいというふうに考えております。規模あるいはもろもろの件については、まだまだ相談の余地があるかと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
6番議員	<p>さっき言ったいろいろ制約があると、これはいろいろ出ていますけれども、役場の職員の皆さんは当然そういうものを重要視するわけであってですけども、町長は職員ではありませんもんでね。できないことはできないじゃなくて、できないこともやるんだという思いで、それでまた職員の方も、だ</p>

	<p>めだというものが本当にだめだというのじゃなくて、いろいろルート、知恵を使えば不可能も可能になるということでもありますもんで、ぜひ頑張ってやってもらいたいと。できれば、そのツリーができるんなら、議員の間に行ってみたいなと思いますもんで、よろしくお願いします。きょう、ちょっと時間がね、議長に頼んで早めてもらったんですけども、時間内に終わりそうなんですけれども、いずれ今、今回気がついて、7点ぐらいあったんですけども、今、町長との話の中で難しいという話はなく、やるんだという話が多かったんじゃないかと。今後は、最初に述べましたけれども、これらの件について、全員協議会等々で一つ一つ検証していきながら、進まないのは進めるようにお願いしますし、進められないものはどうして進まないのかという理由を聞きますし、これからは、この件についてはぜひ何回か話をさせていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第6番 有坂辰六議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>以上で本定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、あす10日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については、役場防犯カメラ、中学校の電子黒板、小海原太陽光施設、大畑崩落現場、昼食を挟みまして、八岳の滝、上人沢へ行きます。服装は通常の服装で、作業服と長靴を持参していただきたいと思います。時間によりまして、その後、全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時54分)</p>

令和元年第3回	
小海町議会定例会会議録	
「第 11 日」	
* 開会年月日時	令和元年9月13日 午前10時11分
* 閉会年月日時	令和元年9月13日 午前10時19分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん大変ご苦勞様でございます。本日臨時本会議を開催いたしましたのは、理事者側より議案第34号「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例」について訂正、差し替えの申し出があり、臨時の会議要請がございましたので、先程議会運営委員会を開催致しまして臨時本会議を決定いたしました。急なことで申し訳ございませんがこれより臨時本会議を開催いたします。只今の出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 「町長あいさつ」</u>	
議 長	まず、町長より挨拶をお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。この度はこちらの不手際により議員の皆様にはお手数をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。昨日の総務産業常任委員会で問題になりました、観光交流センターの条例改正につきましては、観光交流センター運営委員会でご審議頂いていない内容まで盛り込んでしまい、大変申し訳ありませんでした。本日その部分を削

	<p>除した議案に差替えをお願いしたいということで本会議を開いていただくことになりましたので、何卒ご理解をいただきお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。尚、削除した内容につきましては改めて運営委員会での協議をいただく所存でございますのでご理解を頂きたいと思います。</p> <p>また皆様にご報告が1点ございまして、昨日の朝礼後、8時30分から由井うららさん18歳、上田高校3年生、父は佐久総合病院小海分院の由井ドクターでございます。申し上げます。モスクワにあるポリショイバレエアカデミーに来年1月から3年間留学するというので、小海から世界へ発信する女性が出たということでご報告申し上げます。彼女は週1、2回は土日も含めて3歳の時からバレエを始めていたそうです。夢叶いまして世界No.1のポリショイアカデミーに入ることができたという報告があり、明るい報告でありましたのでここで議員の皆様にもご報告させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p><u>日程第1 「議案第34号 小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例」の訂正について</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第1、「議案第34号 小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例」の訂正についてを議題とします。 観光交流センター所長に説明を求めます。</p>
<p>(観光交流センター所長説明)</p>	
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
<p>議 長</p>	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで討論を終わります。お諮りします。ただ今町長からの申し出のとおり、議案第34号を訂正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
<p>議 長</p>	<p>挙手全員と認めます。したがって、町長からの申し出のとおり、訂正することに決定いたしました。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	

議 長	以上で本日の日程は終了といたします。 この後ですね総務産業常任委員会を開催しますのでよろしくお願い致します。ご苦労様でした。 (ときに 10 時 19 分)
-----	--

令和元年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 11 日」	
*	開会年月日時 令和元年9月13日 午後 1時10分
*	閉会年月日時 令和元年9月13日 午後 1時26分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	本日臨時本会議を開催いたしましたのは理事者側より令和元年度一般会計補正予算第3号について訂正、差し替えがあるということで臨時の会議要請がございましたので、先程議会運営委員会を開催致し臨時本会議を開催となりました。急なことで申し訳ございませんがこれより臨時本会議を開催いたします。只今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 「町長あいさつ」</u>	
議 長	町長より挨拶をお願いします。黒澤町長。
町 長	再三にわたる本会議の要請、大変申し訳なく思います。議員の皆様におかれましては大変お忙しい中ですが全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。議案第37号令和元年度小海町一般会計補正予算3号についての訂正をお願いしたいということでございます。何卒ご理解をいただきお取り計らいいただきますよう申し上げ挨拶に代えさせていただきます。

日程第1 「議案第37号 令和元年度小海町一般会計補正予算(第3号)」の訂正について

議 長	日程第1、「議案第37号 令和元年度小海町一般会計補正予算(第3号)」の訂正についてを議題とします。 副町長に説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	9番です、お願いします。私、質疑の中でどうしてシルバー人材の方に委託するのかという質問をしました。わずか7%ということですが直接頼んだらシルバーじゃなくてもいいんじゃないかというような趣旨で質疑致しました。そうしたところ総務課長から「税金の関係でということが…今はっきりは言えないが」という風なお答えをいただきました。一体税金は誰にかかるのかと言ったところでも「今はわからない」と言って「また後程答えます」という風に言われました。今朝、このペラですね一般的な雇用の場合っていうのを配られました。これをみるとシルバー人材に委託するよりも臨時賃金として雇用した方がかかるんだというような説明だと思んですけど、だからシルバーに委託するのかなという話なのかなと思ったらまた賃金でということなんですけど、もう何がなんだかわからないんですけどもう1度この説明をお願い致します。
総務課長	質疑の中で税金がどうのこうのと言いましたがちょっとそれにつきましては私の思い違いの所もありましてお詫びして取り消させていただきます。今朝の副町長からの説明は一般的に臨時職員を雇った場合にはご説明の通りシルバーへ委託するよりは若干経費が嵩みますという説明だったんですが、今朝敏さんの方へ確認したところ保険についてはシルバー人材センター時代の継続で保険は自分で掛けてるということで役場の方で掛けていただく必要はないという話でしたので、一般的には役場で持つべきものが実際には今朝敏さんが今払ってるということでその分役場の方で支出をしなくても済むということで経費がシルバーへ委託するよりは安くできるということで差替えをお願いするところでございます。以上です。
9 番議員	すいません。私ちょっと前の予算書とか見てないのでちょっとわからないんですけど、以前、井上正隆さんとか雇用されたときはどういう風にしたのかすいません、その辺わかるようでしたらお願いします。

総務課長	はっきりと今分かりませんので調べてまたご報告いたします。
9 番議員	昨日の全協の中で係の善幸さんが…以前の説明で善幸さんがダメだということになって、そのあとまた復帰できるっていう話も昨日されましたけど、その後どうなるのかっていうところをもう1度はっきりお願いします。
総務課長	善幸君につきましては2か月の療養休暇ということで先般1ヶ月たったところで様子をお聞きしたいということで役場の方へおいでいただいて話をしました。本人は2か月後に復帰したいということで色々話をする中で、やはり本人の中で色々な部分が吹っ切れていないとか立ち直れてない部分が垣間見られて、私どもの判断としましてこのまま同じところに復帰をさせたのでは今以上に悪化する可能性があるという判断で別の部署へとりあえず復帰をさせて様子をみながら農林系の復帰を考えたいという思いでおります。とりあえず予算の方は三か月しかお願いしてごさいませんで、今の代わりに来ていただいている今朝敏さんについては10月一杯までの賃金しかとりあえず今日、この3号を通していただければとりあえず10月までは賃金がありますので、その後については本人の様子を見ながら…またもし駄目のようであればまた賃金の補正を臨時議会等お願いした中でとって対処をしていきたいと。ですからまだちょっとどうなるかというのは未定でございます。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。よろしいですか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
1 番議員	今回の議会、当初から非常に議運の方も困ってるんですけどあまりにも計画性もないし、なんでこうなるかなって非常に思っております。ですので私はこの案については反対をしたいと思います。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。お諮りします。ただ今町長からの申し出のとおり、議案第37号を訂正することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。したがって、町長からの申し出のとおり、訂正することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は終了といたします。 予算決算常任委員会は、午後1時35分から行います。ご苦勞様でした。 (ときに13時26分)

令和元年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 22 日」	
*	開会年月日時 令和元年9月24日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 令和元年9月24日 午後 4時04分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	改めて皆さんこんにちは。今月3日に開会致しました令和元年第3回定例会であります。22日間という非常に長い期間審議、審査を続けて来られましたけれども本日最終日となりました。本日は採決であります。適切な判断をお願いいたします。只今の出席議員は12人全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。
町 長	皆さんこんにちは。本日最終日となりましたが22日間に及ぶ第3回定例

	<p>会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案について可決ご決定賜りますようお願いを申し上げます。それでは3件についてご報告を致します。今月16日から大州地区を皮切りに各地区の敬老会が始まりました。当町の高齢化率は現在39.4%ということで間もなく40%に達します。また100歳以上の皆様も11名おいでになるということで少し前までは100歳以上の方がいるだけでも驚きましたが今は11名もおいでになるということで、それだけ医療、福祉が充実してきた結果ではないかと思っております。高齡化と共に様々な支援などが必要になってきます。先般も議員の皆様方には納車になった移動販売車もご覧になっていただきましたが、今後ますますこういったサービスに対する需要が高まっていくものと思われます。町としましてはこういったニーズを的確に捉え高齡になっても住みやすい町であることを目指して取り組んでいきたいと思ひます。2点目としまして小海小学校のドッジボールチームが9月16日に行われたらいちようカップ in 長野という大会で8チーム参加の中で2位になったということで19日に報告に来ていただきました。3点目としましてまた後程議員の皆様にもご案内申し上げますが、東京町人会が11月10日に行われるということで案内が参りました。この日は防災訓練を予定していたわけですが防災訓練は9日(土)に変更して行いますのでご了承いただきたいと思ひます。町長の報告は以上です。</p>
議 長	<p>暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。他に行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
<p>総務課長【佐久広域連合第3回定例会の報告】</p>	
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>それでは順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第3 「議員派遣の件」</u></p>	
議 長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を上程します。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの5から8ページに申し上げたとおり、議員を派遣したい</p>

	と思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの5～8ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「承認第6号」</u>	
議 長	日程第4、「承認第6号 令和元年度小海町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 井出予算決算常任委員長。
	(委員長報告—承認と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑は全員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから承認第6号を採決いたします。委員長の報告は承認であります。承認第6号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第27号は委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第26号」</u>	
議 長	日程第5、「議案第26号 小海町道路線の変更について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 26 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 26 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 26 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 6 「議案第 27 号」</u>	
議 長	日程第 6、「議案第 27 号 小海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 27 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 27 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 7 「議案第 28 号」</u>	
議 長	日程第 7、「議案第 28 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めま

	す。小池総務産業常任委員長。
	(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望1件)
<総務産業常任委員会からの要望事項>	
1. 会計年度任用職員制度については、フルタイム職員、パートタイム職員等の具体化にあたり、分かりやすい資料提出により進められたい。	
議長	ただ今の総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<総務産業常任委員会からの要望事項に対する答弁>	
1. わかりやすい資料の提出をという要望を頂きましたが12月定例会には現在お勤めの皆さんがどのような待遇になるのか、また新規に雇う皆さんについてはどのようなになるかという具体的な資料を用意してご説明いたします。	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
10番議員	私は本案に反対する立場で討論をさせていただきます。本案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でありますけれども地方公務員法と地方自治法の改定により国のマニュアルによって行政側で準備されてきたという風に認識しています。自治体職員は1994年の328万人をピークとして2006年から2016年までに自治体正規職員は約26万人減少し274万人となっています。非正規職員は約21万人増え64万人となりました。正規職員が非正規職員に置き換えられていることがこの数字からも出ていますけれども小海町でも非正規職員がこの間に増えて来ていると。特に今思うところでは学校給食だとか保育園だとか学校の校使さんとかこういった皆さんみんな非正規職員となってきております。全国の自治体で行政コスト削減のため非正規化が進み任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩されています。住民の暮らしに密着した仕事の多くの部分をこれからは非正規職員に担わせることを正当化するという方向となっていると私は思います。実際に審議の中で配られました資料を見ますとパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員に分けられパートタイムでは若干時短で対応し今よりよくする、またフルタイムの皆さんも国の基準の中でやっていくという説明がありました。安倍政権は非正規を無くすと言いながらその中身は非正規という言葉は無

	くすという制度の改正になってきていると私は思います。こうした中で小海町でもそうですけど段々と民営化、こういった方向が益々進んでくだろうと、町でも町営バスの関係や午前中の全協で色々話されましたNPOの関係などこういった方向が益々進められてくるという風に思います。そして私が本案に対して反対する最大の理由は町として実際にどうなるのかというのは先程委員長も資料の提出を求めましたけれども、実際にはこういった具体的な資料を提出しながら今の非正規職員の皆さんがどのようになるのかというものを議会に示しながら審議を進めていくという手法が私は本来の在り方であるという観点から本案に反対したいと思います。
議 長	他に討論のある方は挙手をお願い致します。これで討論を終わります。これから議案第28号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第28号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第28号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第29号」</u>	
議 長	日程第8、「議案第29号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備等に関する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第29号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第29号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第29号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第30号」</u>	
議 長	日程第9、「議案第30号 小海町保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 古谷民生文教常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第30号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第30号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第10 「議案第31号」</u>	
議 長	日程第10、「議案第31号 小海町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	

議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第31号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第31号は委員長報告のとおり可 決する事に決定いたしました。
<u>日程第11 「議案第32号」</u>	
議長	日程第11、「議案第32号 小海町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい て」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託し てありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常 任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第32号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第32号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第32号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたし ました。
<u>日程第12 「議案第33号」</u>	

議長	日程第12、「議案第33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第33号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第33号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第33号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第13 「議案第34号」</u>	
議長	日程第13、「議案第34号 小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。3番井出幸実君。
3番議員	ちょっと委員長にすみませんけど施行期日が10月1日という風になっているんですが今日は9月24日ということで議会から町へ採択したということで送るのが1日と、3日以内ということだから明日送ると思うんですよ、で、町はそれを受けて20日以内に告示行為をしなきゃならないとなっているんです。まあそれも忙しいから明日するとして9月25日に全部済んだとして後10月1日まで6日しかないんです。その間について本委員会の中で啓発行為が、知らしめる行為そのものが町としてどうい

	う風に議論したか、したらお聞かせいただきたいと思います。
総務産業 委員長	特に議論はしなかったわけです。中身についてだけ議論しましてその期日についてはあまり議論しなかったという経緯であります。
議長	これに対する町側の答弁を求めます。井出観光交流センター所長。
観光交流 センター 所長	お疲れ様でございます。お答え申し上げます。確かに本日決定して3番議員さん言われる通り処理が始まるのが明日以降ということになってまいります。間6日ということでございます。私どもとすれば八峰の湯のところでの広報、それから町の防災無線、それから当然ですけれども外部向けにインターネット等の広報ということになって参ります。それに対応していきたいという風に思っております。
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第34号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第34号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第34号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第14 「議案第35号」</u>	
議長	日程第14、「議案第35号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 5 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第 3 5 号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 3 5 号は委員長報告のとおり可 決する事に決定いたしました。
日程第 1 5 「議案第 3 6 号」	
議 長	日程第 1 5、「議案第 3 6 号 小海町消防団員の定員・任免・給与・服務 等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本 案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より 審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常任委員長。
	(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—1 件)
<民生文教常任委員会からの要望事項>	
1. 交通政策審議会についてより多くの町民の皆様からの意見を聞いて広い視野から 新しい交通体系の審議を進められたい。	
議 長	ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求め ます。
<民生文教常任委員会からの要望事項に対する答弁>	
1. ただ今のご要望につきましては審議は十分時間をかけて慎重に進め広く意見集約 をし町民の皆様利益につながるよう努めて参ります。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 6 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第 3 6 号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第36号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第16～23 「議案第37号～認定第5号」</u></p>	
議 長	<p>日程第16、議案第37号から日程第23、認定第5号については一括して議題といたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>井出予算決算常任委員長。</p>
<p>(委員長報告—可決・認定と決定)</p> <p>(委員会からの要望事項—1件)</p>	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 町の障がい福祉計画を作成し、計画に沿って障がい者福祉の事業実施を進められたい。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	<p>異議なしと認めます。只今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>1. 町の障がい福祉計画について議員の皆様に対し十分な説明を行った上で福祉行政の方向性を確認し慎重な議論を進めて参ります。</p>	
議 長	<p>これより「議案第37号 令和元年度小海町一般会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>10番井出薫君。</p>
10番議員	<p>私は本案に対する討論として賛成の立場で討論をさせていただきますけれども本議会全般にわたっての意見も申し述べながら賛成討論とさせていただきますと思います。まず私は8月20日の議会運営委員会で決めた日程が本定例会の中で大きく決めた通りに動かなかつたと、その大きな原因がまず議案承認第6号専決の一般会計補正予算であります。またその後議案の訂正ということで3件あり、安易なミスとそれから議案の提案の中身の中での議会との意思不一致という部分でありいずれも行政側が提案するにあたってしっかりとした準備をして臨んだかという点を見たときに私は大きな問題があったという風に感じています。全員協議会や議会運営委員会がたび重なり何回も何回も開かれて本議会が今日を迎</p>

	<p>えているという点としてはやはり行政側が議会に提案する車の両輪として力を合わせてやっていくという点であれば行政としてのしつかりとした準備、説明、確信をもった提案をしていただきたい、このことを強く求めていきたいと思ひます。本議会は去年の6月から黒澤新町長の下で動いていますけれども議会定例会のたびに訂正案があつたり様々な議論の中で全員協議会がたびたび開かれるというような議会運営、行政運営がされています。ここで改めて職員の皆さん、町長を先頭に身を引き締めていただいて真に行政と議会が車の両輪として力を合わせてやっていけるようなそういう運営をお互いに努力するということを強く要望しまして本案を賛成と致したいと思ひます。</p>
議 長	<p>他に討論のある方はござひますか。これで討論を終わります。これから議案第37号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は可決であります。議案第37号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数)
議 長	<p>挙手多数と認めます。したがつて議案第37号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「議案第38号 令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第38号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は可決であります。議案第38号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがつて議案第38号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「議案第39号 令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第39号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は可決であります。議案第39号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第39号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第1号 平成30年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議 長	挙手多数と認めます。したがって認定第1号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第2号 平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第2号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第3号 平成30年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第3号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第4号 平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第4号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第4号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第5号 平成30年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第5号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第5号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。ここで3時20分まで休憩と致します。 (ときに15時05分)
<p><u>日程第24 「陳情第10号」</u></p> <p><u>日程第25 「発議第6号」</u></p>	
議 長	日程第24、陳情第10号、 (ときに15時20分) 「米軍機の不法な低空飛行禁止を求める意見書の提出に関する陳情」と 日程第25、発議第6号 「米軍機の不法な低空飛行禁止を求める意見書」については関連がありますので一括して議題といたします。陳情第10号については総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 8番篠原義従君。
8番議員	それでは反対の立場で討論をさせていただきます。前々から私は私の考えを述べてきましたが日本には日米安全保障条約があり米軍が決められた管制区域を訓練飛行するのはやむを得ない行為であり米軍自衛隊に限らず危険な任務につく隊員は日々の訓練が必要です。その訓練の成果が出たのが佐久穂町の山林火災であります。ヘリコプターによる消火活動は日頃の訓練の賜物だと確信しております。以上です。
議長	他に討論のある方はございますか。9番的埜美香子君。
9番議員	9番的埜美香子です。私は陳情第10号米軍機の不法な低空飛行禁止を求める意見書の提出に関する陳情について賛成の立場で討論致します。この陳情理由にも述べられている通り米軍横田基地所属のC130輸送機2機が5月30日夕刻佐久地方を超低空で飛行し目撃者からは今まで見たことのない飛行に驚き不安、恐怖を訴える、そういう多くの声があがったとされています。私もちょうど佐久穂から小海に向かう途中でこれを目撃しました。本当にびっくりするくらい近かったです。この米軍機のちょうど撮影動画というものが千曲川の東西から同じ時刻の物が計2本得られそれを共産党の長野県米軍機飛行調査団が8月19日に両地点を現地調査しこの調査団の依頼を受け低空飛行分析センターにより画像中の指標物の位置などを実測しました。それによって測量解析調査の結果が発表され米軍機輸送機は航空機に違反する飛行、高さですね、示して航空法の最低安全高度300mを下回ったと見られたという風にそれが明らかに日米合意に反すると調査報告が発表されました。2、3日前にも大きな爆音が生じ低空飛行をしていました。私の息子はこんな近くで飛んでいるのは初めて見たと、ロケット花火が当たるくらい近かったと言っております。アメリカ軍用機事故は後を絶たない状況です。2010年代に入って日本における米軍用機事故は2010年代に入ってからだけでも30件近く起こっているわけです。ドクターヘリなどを運航している会社からもいきなり飛んで来られると対応できないので非常に危険ですと。そういう声も上がっているそうです。私たちの生活を脅かすようなこのような低空飛行、飛行行為は本当に許されない行為です。米軍機は市街地上空の飛行を避けること、米軍機が飛行する際は航空法及び日米合同委員会合意事項を遵守すること、これを求め陳情に対しての賛成と致します。
議長	他に討論のある方はございますか。2番渡辺均君。

2 番議員	私も賛成の立場で討論致します。色々な案件ありますけれども今の反対討論を聞いて1点だけ矛盾点をご指摘させていただきます。やむを得ない行為である、これも100歩譲って理解しましょう。それから日々の訓練の必要性も認めましょう。しかしこれらの訓練はアメリカ本国では市街地上空を飛ぶことは一切禁止されておることなんです。それがなぜ日本でできるのか。ここにアメリカ軍の日本に対するいわば日本ならやってもいいんだ、本国ではやってはいけないんだというこういう差別がはっきりあります。そのことだけを見ても米軍が違法に日本に駐留し超法規的な行為として思うがままにふるまっていると、この現実先私、提案の時にも言いましたけれどもある面で相変わらず日本は占領軍に占領されていると、真の独立はないんだということを示唆しているわけでした。このことをもってしても絶対賛成してははっきり意見を述べなければいけないという風に思いまして私は賛成の意見を申し上げました。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第10号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第10号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、陳情第10号は原案のとおり採択することに決定しました。
議 長	事務局長に発議第6号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第10番 井出薫 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。8番篠原義従君。
8 番議員	篠原です。この件に関しては米軍からも高度の発表もないし日本政府も発表してないわけで信濃毎日新聞の記事からも推計とあるわけで、それをさも不法に行ったと断定的な言い方をするという事は確たる証拠といますかきちんとしたものを持っているのかどうかという…
議 長	質疑ですか討論ですか。
8 番議員	ということを提出者にお聞きしたいです。
10 番議員	陳情項目をよく読んでいただきたいんですけれども米軍機による飛行訓練との情報を把握し事前に各自治体に提供することだと、これまで多く

	<p>の平和団体や国民の皆さんが国に対してこういう努力を要請しているわけでありましてけれども目立った対応はないと、それから在日米軍に次の事項を守るよう強く求めることということで米軍機は市街地上空の飛行を避けること、また米軍機が飛行する際は航空法及び日米合同委員会合意事項を遵守することというのが陳情趣旨であります。私は国がきちんと或いは県や市町村がしっかりとこういった対応をすれば岡山のこういったセンターにお願いできなくも篠原議員言われるように本当に信用のできる情報が国や米軍から出てくればいいわけでありましてけれども中々米軍も先程らい話ありましたように情報は出しませんし、国の方も法律を守っている守っているということの一边倒であり具体的な対応はされないということであります。あくまでも推計でありますからそれは運動をしている皆さんもそういうことを十二分に承知の上で皆さんに提案しているということですのでよろしくご理解の程お願いしたいと思います。</p>
議 長	他に… 8 番篠原義従君。
8 番議員	まああくまでも推計であるということ認識してもらっていただければそれでいいです。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。8 番篠原義従君。
8 番議員	私の反対討論は先程の陳情の時に述べました通りですのでよろしく願いします。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから発議第 6 号を採決します。提出者の説明の通り、発議第 6 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。

	<p>ここで町長より発言を求められておりますのでこれを許します。 黒澤町長。</p>
町長	<p>本議会終了前に発言する機会を与えていただきましてありがとうございます。ただ今はご提案申し上げた議案につきましていずれも可決認定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます、ありがとうございました。これから気を引き締め新たな気概を持ち予算執行、行政運営に努めて参りますので議員各位におかれましては何卒引き続き暖かいご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。さて、今議会定例会でこちらの不手際や間違い及び不適切な事項がいくつか指摘されました。その個々につきましてお時間をいただきまして謝罪すべきこと、反省すべきこと、今後の教訓とすべきことにつきまして申し上げます。全部で5点について申し上げます。第1点はわたなべ通信の件についてでございます。これは前新井町長の時から具体的には昨年平成30年3月の第18号発行から錯誤箇所等を指摘させていただきその後、私になってからも20号から最新の25号まで毎回誤った箇所等についてその都度指摘をさせていただきました。渡辺議員さんとは何回か面談もし、わたなべ通信の発行に際してはぜひ正確な情報に基づき記載をしていただきたいとその都度お願いをさせていただきました。発行後に指摘されて訂正することがないようにしてもらい、またその努力をする姿勢が私には見られませんでした。これは何とかしなければいけないという思いの下、異例なことですが小海町広報160号で正しい情報を説明しますという記事を掲載し、更にその記載分の費用を請求しました。そして8月8日付議会議長名で議会から要望を賜りました。1. 理事者側と議員個人の見解の相違について広報で反論すべきでない。2. その広報に対する費用について議員に請求すべきでない。3. 公文書の取り扱いを含めてすべての行政事務について慎重に進めること。以上の3点につきましては真摯に受け止め、冷静に考えその通りであると認識を致しました。この件にはこちらの冷静さを欠き軽率な行動により9月10日の新聞で極めて不適切な行為と報道されました。今後の教訓として軽率な行為は厳に行わないこと、何か特別なことをする場合には管理職全員の意見を求め慎重に後先を含めてより考えて事務執行をしていく、このことを私はしっかり肝に命じ、特に事務方のトップ、まとめ役である総務課長には厳重に指示をして実施して参ります。この問題は総務課長、副町長、私の3人で主に対処をいたしました。この間のご指摘をいただきまして不適切な行為を行ってしまったということ、また9月10日以降謝罪の発表が遅れてしまったことを含めていずれもまずこの場におきまして心から深く反省を謝罪を</p>

申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。尚、渡辺議員さんと私はまだ直接会って話をしておりませんので今後会う場を設けお話をさせていただきたいと思っておりますのでぜひよろしくお願い申し上げます。2点目は議案等の差し替えについてでございます。国保特別会計で平成30年度繰越金確定額を令和元年の補正1号に違った数値で計上してしまいました。これにつきましては単純なミスですが担当者の認識不足、複数チェック不足が原因で今後は2度と同じ過ちが起きないように全職員へ徹底して参ります。次に小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同センター運営委員会に諮ってない内容を条例改正案に載せてしまったことですがこれにつきましては慎重さの欠如、チェック体制がなされていけませんでした。今後は運営委員会に諮る際は条例改正案原案まで示すなどして再発防止を徹底して参ります。次に補正第3号での農林係への業務委託の中、臨時職員雇用の中につきましては委託料から賃金への訂正を差し替えをお願いいたしました。今後は質疑に明確に答えられるよう基本的な根拠を基にしたうえで予算計上をして参ります。3点目には防犯カメラ事業の特別交付税申請につきましてでございます。県から財政係宛に12月7日付メールで12月14日までに提出の照会文書が来ました。事業費は全額地域振興基金に充当して一般財源は0円の予算になっていたため申請を諦めたわけですが、期間がないとはいえ基金ですので専決補正予算を組み財源組み換えにより一般財源に戻し申請することは不可能ではなかったということのご指摘はその通りだと考えます。この点は深く反省しお詫びを申し上げます。今後は財政担当及び担当事業担当者の特に特別交付税のような緊急的に出されるものは常に高いアンテナを張り該当になりそうなものすべて確保するぞという強い意欲を持ち仕事をするを教訓としてその都度徹底して参ります。更に各課長等及び管理職そして私も含め通知文及び新聞報道等で察知をし確認しなかった点、本当に注意力が足りませんでした。今後はこれを教訓とし横の連携情報の共有、通知文の回議等しっかり確実に実施し2度とこのような事態がおこらないことを徹底して参ります。4点目は職員の発言や説明についてですが総括的に申し上げますと、発言や説明する際に内容には一貫性、計画性を確保すること、もしその後変更等をする場合は速やかに説明、報告等をし議会軽視と言われないよう最善の注意を払い仕事をしていくよう徹底して参ります。更に今回いただきましたご意見、ご指摘につきましては毎回実施してきておりますが課長等会議で議題にあげ個々に確認をしました。また対応等を検討して参ります。5点目は障がい者福祉計画

	<p>についてですが障がい者福祉関係の実態把握、対象者及びその関係者の把握、その皆さんの要望等をまず把握しそれぞれに基づき関係する皆さんと協議を重ね今回のひまわり NPO 法人化、グループホームの建築の関係、また各関係団体との連携も含め町全体の総合的な障がい者福祉施策について計画を作成して参ります。早急に取り掛かりまして12月議会までには町障がい者福祉計画案をお示ししご意見をいただけるよう取り組んで参ります。これは町民課長及び副町長を中心に確実に実施して参ります。以上5点につきまして申し上げます。町民福祉の向上、町を元気にする、町を発展させるその為に私は他の欲はございません。誠心誠意町の町政運営をして参ります。その為には職員が元気に積極的にやる気をおこさなければなりません。何卒議会議員の皆様のご引き続きの暖かいご指摘、ご意見、ご指導賜りますようお願い申し上げます。議会閉会にあたり議員の皆様町民の皆様へのお詫びと決意とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>黒澤町長より発言がありました。ここで議長として発言をお願い致します。議員側から先程、10番井出薫議員からも発言がありましたけれども今定例会においては多くの議案が提出され審議をして参りましたがその提出された議案に対して不適切な部分があり議案を修正する事態が生じました。3件の議案の訂正がなされ、その度に本会議を開催し承認をえなければならないような事態が発生致しました。また議案の審議、審査の過程におきましても問題点も多くその指摘に対する十分な答弁も得られなかったり説明に一貫性を欠いたり適切さにかける部分も見受けられました。これにより議事日程も大幅な変更を余儀なくされました。過去に前例のないような議会運営となったわけでありました。黒澤町長より反省の弁が参りましたが看過できないような事態であります。一方の見方によるとチェック機関としての議会の役割を発揮したと捉える面もあり議会の存在意義が示された部分もありますが本定例会の一連の運営に対しては誠に遺憾に思うと言わざるを得ません。職員の皆様には職務の遂行にあたり一生懸命に取り組んでこられたことは評価致しますし間違いは誰しもあり得ることでありそれを責めるつもりはありませんがやはりこうした不十分な議案が議会に提出されることは何か欠けていると言わざるを得ません。それぞれの担当者が忙しいのはわかりますがやはり担当者任せではなく課長を始めとした課内の十分な検討検証、そして役場内の課長会議等において自分の担当課だけでなく組織的に検討を重ねた上で上程されるような議案の提出を望むところであります。本定例会の教訓を糧として今後の業務の推進の向上に邁進されることを期待する次第であります。そして、執行部、理事者側も議会側もよりよい町づくり</p>

	よりよい小海町を目指し力を合わせ協力をしあって行政の推進を望むところであります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和元年小海町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 04 分)</p>